

令和3年9月会議

小布施町議会会議録

令和3年 9月6日 再開

令和3年 9月24日 散会

小布施町議会

令和3年小布施町議会9月会議会議録目次

第 1 号 (9月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○再開の宣告	4
○町長挨拶及び議案の総括説明	4
○開議の宣告	12
○諸般の報告	13
○議事日程の報告	13
○会議録署名議員の指名	13
○審議期間の決定	14
○議案第48号及び議案第49号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	14
○議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託	15
○議案第51号～議案第56号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	16
○決算特別委員会の設置	17
○決算特別委員会委員の選任	17
○議案第57号の上程、説明、質疑、委員会付託	18
○議案第58号～議案第63号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	18
○決算審査報告	20
○議案第64号の上程、説明、質疑、委員会付託	23
○議会報告第7号の報告	24
○議会報告第8号の報告	34
○議会報告第9号の報告	35
○散会の宣告	35

第 2 号 (9月9日)

○議事日程	37
○本日の会議に付した事件	37
○出席議員	37
○欠席議員	37
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	37
○事務局職員出席者	38
○開議の宣告	39
○議事日程の報告	39
○行政事務一般に関する質問	39
竹内淳子君	39
小西和実君	49
大島孝司君	52
関悦子君	61
小林正子君	67
福島浩洋君	80
○延会の議決	83
○延会の宣告	84

第 3 号 (9月10日)

○議事日程	85
○本日の会議に付した事件	85
○出席議員	85
○欠席議員	85
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	85
○事務局職員出席者	86
○開議の宣告	87
○議事日程の報告	87
○行政事務一般に関する質問	87
渡辺建次君	87

寺島弘樹君	100
中村雅代君	110
○散会の宣告	118

第 4 号 (9月24日)

○議事日程	119
○本日の会議に付した事件	120
○出席議員	120
○欠席議員	120
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	120
○事務局職員出席者	121
○開議の宣告	122
○諸般の報告	122
○議事日程の報告	122
○常任委員長報告(議案)	122
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	124
○常任委員長報告(議案)	126
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	127
○決算特別委員長報告(議案)	128
○決算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決	131
○議会報告第10号の報告	134
○議案第65号の上程、説明、採決	135
○発委第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
○議席の一部変更について	136
○散会の議決	137
○町長挨拶	137
○散会の宣告	139
○署名議員	141

令和3年小布施町議会9月会議会議録

議事日程(第1号)

令和3年9月6日(月)午前10時再開

再開

町長の挨拶及び議案の総括説明

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 審議期間の決定について
- 日程第 3 議案第48号 小布施町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第49号 小布施町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第50号 令和3年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第 6 議案第51号 令和3年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第52号 令和3年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第53号 令和3年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第54号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第55号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第56号 令和3年度小布施町水道事業会計補正予算について
- 日程第12 決算特別委員会の設置について
- 日程第13 決算特別委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第57号 令和2年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第58号 令和2年度小布施町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第59号 令和2年度小布施町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第60号 令和2年度小布施町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第61号 令和2年度小布施町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第19 議案第62号 令和2年度小布施町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第20 議案第63号 令和2年度小布施町水道事業会計利益の処分及び決算認定につい
て
- 日程第21 決算審査報告
- 日程第22 議案第64号 小布施町道路線の認定について
- 日程第23 議会報告第7号 定期監査の報告について
- 日程第24 議会報告第8号 地方公共団体の財政の健全化法における健全化判断比率及び資
金不足比率の報告について
- 日程第25 議会報告第9号 小布施町土地開発公社の令和2年度事業報告及び決算報告と令
和3年度事業計画及び予算報告について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	関悦子君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	畔上敏春君	健康福祉課長	永井芳夫君

健康福祉課長 補佐	益 満 崇 博 君	産業振興課長	富 岡 広 記 君
建設水道課長	林 信 廣 君	建設水道課長 補佐	鈴 木 利 一 君
建設水道課長 補佐	芋 川 享 正 君	教 育 次 長	藤 沢 憲 一 君
監 査 委 員	畔 上 洋 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	涌 井 典 男	書 記	柰 津 貴 子
--------	---------	-----	---------

再開 午前10時00分

◎再開の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

会議に先立ち、先頃ご逝去された関谷明生議員の追悼の意を込めて、議会で黙禱をささげたいと思います。議場に参列している方は起立をお願いいたします。

それでは、黙禱をお願いいたします。

[黙 禱]

○議長（小林一広君） 黙禱やめ。

以上で黙禱を終わります。ご着席ください。

ありがとうございました。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

令和3年小布施町議会を再開いたします。

本日の会議は、通年議会実施要綱第4条第2項により、9月会議と呼称いたします。

◎町長挨拶及び議案の総括説明

○議長（小林一広君） 町長から挨拶及び議案の総括説明があります。

桜井町長、ご登壇願います。

桜井町長。

[町長 桜井昌季君登壇]

○町長（桜井昌季君） おはようございます。

令和3年小布施町議会9月会議の挨拶に先立ち、改めまして、去る8月2日にご逝去されました、私たちの大切な仲間であります関谷明生議員に哀悼の意を申し上げます。

関谷議員は、平成19年4月に小布施町議会議員に初当選し、以後4期14年以上にわたって町議員を務められました。その間、議会副議長や各常任委員会委員長、監査委員などの要職を歴任され、平成25年5月からの2年間は議会議長を務めるなど、長く小布施町の発展にご尽力をいただきました。また、議員活動のほかにも、小布施町体育協会の会長を長く務めら

れ、町におけるスポーツの発展や青少年の育成にも多大なる貢献をいただきました。

個人的にも、町の人たちとのつながり方、それから人としての在り方、たくさんのことを学ばせていただきました。本当に残念でございます。

この場をお借りし、故人の功績とその柔和なお人柄をしのび、哀悼の意を申し上げますとともに、関谷議員からご指導いただいたことを今後の町政に生かしてまいります。

改めまして、9月会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

8月13日から15日にかけて、日本列島に停滞した前線の影響により全国的に大雨が続き、長野県内においても、一部の地域で河川の氾濫や土砂災害の被害がありました。小布施町においても、千曲川の水位が立ヶ花の水位観測所において最大8.7メートルまで上昇し、町内の11自治会に対して、警戒レベル3・高齢者等避難を発令いたしました。避難所として開設した公民館講堂、桃源荘及び福祉避難所である健康福祉センターには、合わせて55人の町民の皆さんが避難をされました。

結果として、千曲川の氾濫・越水には至らず、人的な被害はありませんでしたが、堤外地内の農地全体が水没し、桃、リンゴなど収穫期を迎えた果樹等に大きな被害が発生いたしました。被害に遭われた皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

現在、河川敷内の農道等に堆積した土砂の排土作業はおおむね終了しており、吉島地区千曲川沿いでは、大量に堆積した流木等の除去、流れ着いたごみの処分等を、耕作者の皆さんや重機ボランティアを派遣する日本笑顔プロジェクト様、町内の建築事業者の皆様の協力をいただきながら進めております。

大島青島地区周辺については、大量の土砂の堆積、農地の流出など、甚大な被害が発生しております。この地区については、激甚災害級の支援をいただくよう、県・国に働きかけております。

今回の災害における避難所開設や町内への広報の在り方については、そこで見えてきた課題を整理し、今後に生かすとともに、堤外地の農地復旧に向けて、引き続き様々な機関と連携しながら、可能な限り迅速に取り組んでまいります。

主要事業の進捗状況と今後の予定を申し上げます。

地域防災について申し上げます。

昨年度、千曲川沿岸の西部・北部7自治体を対象に実施した、わが家の避難計画策定講習会は、今年度、新たに都住地区などの6自治体を対象に実施し、8月20日の中条地区をもって全講習会の実施が終了いたしました。

講習会を踏まえた実践的な防災訓練として、9月5日の開催に向けて準備を進めてまいりました千曲川水害を想定した防災訓練については、お盆前後における長野圏域及び町内の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、延期とさせていただきます。

なお、防災訓練と併せて実施を予定していた消防団の皆さんと須坂市消防署小布施分署署員の皆さんによる水防訓練については、人数制限、感染予防対策を講じ、予定どおり実施をいたしました。当日は、栗ガ丘小学校プールで、救命ボートを使った避難者救助等を実践的に行いました。

感染状況を踏まえながら、引き続き災害に対する備えの強化に取り組んでまいります。

地方創生事業及びまちづくり等について申し上げます。

ふるさと納税の寄附については、総務省の通知によるふるさと納税本来の趣旨に沿った運用を心がけ、地場産品を返礼品とし、返礼割合を3割以下にして寄附を募って実施しております。

昨年度は、農作物等のラインアップの充実、ウェブサイトへの早期掲載、新型コロナウイルスの影響に伴う巣籠もり需要などにより、一昨年に比べ約2億1,000万円増の6億8,000万円余りのご寄附を頂くことができました。今年度も巣籠もり需要が見られる傾向であるため、返礼品紹介ページの充実や農作物の早期掲載により、現在までのところ、昨年を上回る推移でご寄附を頂いております。今年度も、寄附を通じて応援いただく小布施町ファンの増加に努めてまいります。

官学協働事業については、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、東京から学生の皆さんが来られない状況にあります。このような状況ではありますが、東大先端研・小布施町コミュニティ・ラボの共同研究では、往来ができなくなった東京の学生と町出身で県内在住の大学生がリモートにより共同で、都住地区を中心とした農地情報のデータ化、通り門調査、分家住宅のアンケート等、調査・研究を進めました。これからも持続可能な農村集落の在り方について、東大先端研と町出身の大学生と共に実践研究を進めてまいります。

農業振興、商業振興について申し上げます。

11月6日に開催を予定しておりました東京小布施会ふるさと交流会は、事務局より、今年も中止との連絡をいただきました。また、交流の深い墨田区、戸田市、香川県宇多津町など、毎年開催されています交流物産展も全て中止との連絡をいただいております。新型コロナウイルス感染症拡大により残念な状況が続いております。

町内26店舗協力の下、毎年開催しております小布施ブルームリーフェアの開催についても中

止といたしました。各店舗では、趣向を凝らしたメニューの提供を継続していただく予定となっております。

10月から新宿高野本店では、小布施フェアを開催予定と聞いております。今年も、小布施栗のパフェ、小布施フルーツパフェ、小布施フルーツコースなどの提供を予定しております。

例年ですと、大勢のお客様にお越しいただけるトップシーズンを迎えます。観光客をお迎えする事業者の皆さんからの強い要望もあり、9月18日からシャトルバスの運行を予定しております。また、例年開催している小布施六斎市については、規模を縮小し、10月9日、10日、16日、17日の4日間に、小布施六斎市として開催する予定であります。

これらのイベントについても、新型コロナウイルス感染状況を見定めながら、実施の可否について判断してまいり所存であります。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが落ち込んでいる小布施町の事業者を応援するため、店舗等賃借料補助金及び感染症対策環境整備補助金の申請を9月末まで受け付けています。

9月27日より、ビッグプレミアム商品券を1万1,000セット発売予定です。このプレミアム商品券の発行により、町経済が少しでも活性化することを期待しております。

令和元年台風19号、令和2年7月豪雨及び本年8月13日からの大雨による災害復旧について申し上げます。

令和元年台風19号豪雨災害、令和2年7月豪雨災害の排土に伴い傷んだ町道の補修は、今年の6月までに完了いたしました。

8月13日からの大雨災害につきましては、左岸の堤外地舗装道路の排土作業は完了しております。右岸の大島地籍青島地区の舗装道路の排土作業も先週末に完了いたしました。今後は、国庫負担法に基づく災害復旧申請を行ってまいります。

千曲川の災害復旧につきましては、昨年1月に策定された信濃川水系緊急治水対策プロジェクトに基づき整備が進められています。8月末までに地権者説明会が終了し、境界確認、補償調査が行われています。工事着手までに工事説明会を行っていただくよう、千曲川河川事務所、堤防強化工事施工企業へ要請をしております。

松川の河道整備、堆積土砂の撤去につきましては、昨年に引き続き、国道403号の松川橋から下流側で整備が行われています。沿川住民の皆さんが一日も早く安心して生活できるよう、早期整備についてさらにお願いをしております。

町内の雨水対策については、台風による大雨や局地的な豪雨に備え、計画的に水路改良・

整備をするとともに、下流域への雨水流出抑制のための雨水浸透ますの設置などに引き続き取り組んでまいります。

平成27年度以降、検討を進めてまいりました小布施町低区配水池の更新事業につきましては、昨年、施工企業が決定し、令和5年3月の完成に向け、よりよい施設になるよう、情報共有をしながら事業を進めてまいります。

新しい水源の整備につきましては、7月会議で補正予算をお認めいただきましたので、9月17日に入札を行う予定です。来年3月末完了に向け、削井、導水管敷設工事を進めてまいります。

福祉、健康づくりについて申し上げます。

9月20日の敬老の日を迎えるに当たり、ご高齢の皆さんの長寿をお祝いし、米寿及び白寿以上の皆さんのお宅を今月16日、17日に訪問させていただきます。今年は、米寿を迎えられる方が77名、白寿の方が11名、百賀の方が8名、百賀を超える方が4名の計97名おられます。最も高齢の方は104歳をお迎えになられます。

例年、敬老の日として実施している敬老ふれあい寄席は、新型コロナウイルス感染防止のため、中止といたしました。例年同様、桂 文生師匠にお願いしておりましたが、首都圏を中心に非常事態宣言が継続されていることから、町民の皆さん、特にご高齢の皆さんへの感染防止を優先すべきと判断し、今年の開催を断念したところです。

なお、長い間社会に貢献されてきたご長寿の皆さんに心からお喜び申し上げるとともに、これからもお健やかに過ごしていただきますようご祈念を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、感染力の強さや重症化リスクの高さが指摘されているデルタ株の影響により、長野県内においても感染が拡大をしております。確保病床使用率が50%前後で高止まっており、予断を許さない状況が続いております。全国的には新規感染者数の増加には歯止めがかかりつつあるものの、重症者数は過去最多に近い状態が続くなど、深刻な状況が続いております。

そのため、新型コロナウイルスの感染拡大を徹底的に食い止めるため、長野県では全県の特別警報Ⅱを延長して9月12日までとするとともに、9月3日から12日までを命と暮らしを救う集中対策期間として対策を強化しております。町もこの対策にしっかりと取り組み、大人数の集まりや人と会う機会をふだんの半分以下にさせていただくこと、会食を控えること、旅行などは控えていただくことをお願いしてまいります。

町の公共施設に関しては、施設の休止までは行いませんが、①各種会議、スポーツ活動の

休止・延期、②各種会議、スポーツ活動を実施する場合は時間短縮・規模縮小、3密の回避、感染対策の徹底、③マスク着用、手洗い、手指の消毒、施設・器具の消毒、換気等の基本的な感染対策の徹底についてお願いしてまいります。各施設をご利用いただく皆さんには、ご協力をお願いしております。

介護福祉に係る新たな計画であります第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の計画期間が、本年度よりスタートしております。この計画の中心は、高齢者の日常生活を地域で支える地域包括ケア体制づくりです。高齢者が住む地域社会における支え合いの仕組みづくりを進めるため、各自治体において、住民の皆さん自らが運営する地域の支え合い組織、地域協議体を立ち上げていただくことを目指しております。引き続き、町、社会福祉協議会、生活支援コーディネーターが一体となり、力強く地域の皆さんに働きかけてまいります。

障害者福祉では、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の計画期間が本年度よりスタートいたしました。新たな計画の下で、相談から各種支援につながるよう、丁寧に対処してまいります。

また、児童虐待防止は、今日の福祉行政の大きな課題と認識し、取組を進めます。健康係に母子保健包括支援センターを置き、長期的に健康的な発育を保障していくため、子育て世帯の支援として、家庭に軸足を置いた取組を進めます。要保護児童対策地域協議会では、切れ目ない総合的な支援を図るための実務者会議を定期的で開催し、連携体制の強化に努めてまいります。

次に、町民の皆さんの健康づくりについて申し上げます。

町では、各種健康診査やがん検診を行っておりますが、各種健診もコロナ禍で実施方法や実施日の設定などに苦慮しております。集団検診である胃・大腸がん検診は、長野県健康づくり事業団の指導を受け、ようやく8月24日から実施しているところであります。

健康づくり事業団や町内の医療機関の皆さんのご協力の下、9月21日、22日に各自治体の公会堂やコミュニティセンターを会場として結核レントゲン健診を、10月初めに乳がん超音波検診などの実施を予定しております。今後も感染動向に注意を払いながら、計画どおりの実施に努めてまいります。

なお、町国民健康保険の皆様の特設健診受診率は、県内の人口規模が同規模の町村の中でも極めて低い状況にあります。町民の皆さんに健診・健康づくりに関心を寄せていただき、受診を促すことが大切であり、今後しっかりと対策を講じ、受診勧奨に努めてまいります。

次に、教育、文化について申し上げます。

8月13日から17日までの日程で、第9回HLAB OBUSEサマースクールを開催いたしました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、完全オンラインでの開催となりましたが、町内からは1名の高校生が、全国からは33名の学生が参加をいたしました。高校生は、HLABの重要な理念である多様性、人種・国籍・文化の違いだけではない物事の見方や考え方に気づいたことと思います。

中学校は8月18日から、小学校は8月20日から第2学期が始まりました。児童・生徒の皆さんは、2学期も感染予防を講じながら、勉強にスポーツに、そして仲間づくりに励み、学校生活を過ごしております。タブレットを使用する授業も本格的になっております。

高井鴻山記念館で9月4日に予定しておりました妖怪夜会は、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、今年も中止とさせていただきます。

幼稚園、保育園の運動会は、規模を縮小し、来賓を招かずに行います。認定こども園、栗が丘幼稚園は9月18日、つすみ保育園は9月25日、わかば保育園は10月2日を予定しております。

次に、本日提出いたしました議案について、総括説明を行います。

提出いたしました議案は、一部改正条例2件、令和3年度一般会計及び特別会計の補正予算7件、令和2年度一般会計及び特別会計の決算認定7件、町道路線の認定1件の計17件です。

小布施町税条例の一部を改正する条例は、産業競争力強化法の一部を改正する法律の施行に伴い、生産性向上特別措置法が廃止され、新しく中小企業等経営強化法に移行されたことにより改正するものであります。

小布施町都市公園条例の一部を改正する条例は、小布施総合公園デイキャンプ場の円滑な運営と管理を充実させるため、利用料金を定めるものです。

令和3年度一般会計補正予算（第4号）は、8億1,235万2,000円を追加し、補正後の額を62億6,631万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費で、今後の財政の健全化を図るため、財政調整基金に4億円、大規模建設事業資金積立金に1億円、また、小布施ふるさと応援基金に8,630万6,000円を積み立てます。衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種委託料として683万1,000円、土木費では、道路橋梁費で4,377万4,000円、河川費で4,578万8,000円、教育費では、文科省の文化芸術振興費補助金が採択されたことに伴い、ミュージカル「北斎マンガ」特別公演事業費600万円などを計上いたしました。

歳入は、前年度繰越金の確定により5億1,048万3,000円、普通地方税の額の確定により1億6,889万1,000円、臨時財政対策債の額の確定で4,550万5,000円をそれぞれ増額いたしました。そのほか、衛生費国庫負担金683万1,000円、教育費国庫補助金545万円、土木債7,350万円などを見込んでおります。

以降、特別会計補正予算につきましては、補正額及び補正後の額のみ申し上げます。

令和3年度国民健康保険特別会計補正予算は、2,800万7,000円を追加し、補正後の額を12億4,507万9,000円とするものであります。

令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算は、598万8,000円を追加し、補正後の額を1億7,373万9,000円とするものです。

令和3年度介護保険特別会計補正予算は、3,287万6,000円を追加し、補正後の額を11億4,587万6,000円とするものです。

令和3年度下水道事業特別会計補正予算は、3,309万1,000円を追加し、補正後の額を5億1,154万円とするものです。

令和3年度農業集落排水事業特別会計補正予算は、5万7,000円を追加し、補正後の額を1億8,224万3,000円とするものです。

令和3年度水道事業会計補正予算は、収益的支出に2,256万6,000円を追加し、補正後の額を20億441万4,000円に、資本的支出に9,091万5,000円を追加し、補正後の額を2億7,362万2,000円とするものです。

次に、令和2年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算について申し上げます。

一般会計は、歳入総額87億6,720万9,000円、歳出総額80億3,356万6,000円で、前年度と比べ、歳入で45.1%の増、歳出で51.8%の増となっており、歳入総額から歳出総額を引いた歳入歳出差引額は7億3,364万3,000円となっております。

令和3年度への繰越事業に充当すべき一般財源は、道路補修事業、道路新設改良事業、水路新設改良事業、地方創生推進事業などで1億3,528万円となっております。歳入歳出差引額からこれらを差し引いた実質収支額は、5億9,836万3,000円です。

令和3年度へと繰り越しましたこの実質収支額や普通交付税等の確定による当初予算との差額を考慮し、後年度の円滑な財政運営を確保するために、4億円を財政調整基金へ、1億円を大規模建設事業資金積立基金へ積み立てたく、今会議の補正予算に計上しておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、水道事業会計を除く国民健康保険、下水道事業など5特別会計の総額は、歳入が33

億6,598万9,000円、歳出が32億7,307万7,000円で、前年度と比較しますと、歳入・歳出とも7.6%の増となっております。

以降、歳入歳出の決算額のみ申し上げます。

国民健康保険特別会計の歳入総額は11億6,117万9,000円、歳出総額は11億3,317万円で、実質収支は2,800万9,000円。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は1億6,579万1,000円、歳出総額は1億5,980万2,000円で、実質収支は598万9,000円。

介護保険特別会計の歳入総額は11億395万6,000円、歳出総額は10億4,596万5,000円で、実質収支は5,999万1,000円。

下水道事業特別会計の歳入総額は8億7,924万3,000円、歳出総額は8億7,877万7,000円で、実質収支は46万6,000円。

農業集落排水事業特別会計の歳入総額は5,582万円、歳出総額は5,536万3,000円で、実質収支は45万7,000円となりました。

水道事業会計は、収益的支出で1億6,094万3,000円、資本的支出が8,099万2,000円となりました。

なお、決算額には出ておりませんが、かねてより検討を進めてまいりました低区配水池更新事業について、全体事業費5億3,350万円で、3か年の継続事業契約を締結いたしました。

なお、水道事業会計につきましては、余剰金処分につきましてもご審議をお願いするものです。

以上が、令和2年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算の概要となります。

町道路線の認定は、民間事業者の造成事業に伴う道路区間の4路線を認定するものです。

以上、議案について総括説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、9月会議最終日に人事案件の追加提出を予定しておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（小林一広君） 以上で、町長の挨拶及び議案の総括説明が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

専決処分のお知らせをいたします。

専決処分の内容は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、今会議において、説明のため議会へ出席要求した者の職氏名は、一覧表に印刷してお手元へ配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小林一広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録に署名すべき議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

3番 関 良 幸 議員

4番 竹 内 淳 子 議員

以上の2名を指名いたします。

◎審議期間の決定

○議長（小林一広君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

9月会議の議会運営に関する議会運営委員会の決定事項について、議会運営委員長から報告を求めます。

大島議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大島孝司君登壇〕

○議会運営委員長（大島孝司君） 議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。

9月会議の審議期間につきましては、提出されました議案等を慎重に検討いたしました結果、本日から9月24日までの19日間とすることに全員一致で決定いたしましたことをご報告いたします。

○議長（小林一広君） お諮りいたします。9月会議の審議期間につきましては、議会運営委員長報告のとおり、9月24日までの19日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、9月会議の審議期間は19日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

◎議案第48号及び議案第49号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第3、議案第48号及び日程第4、議案第49号は、条例に関する関連事案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第48号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で、議案第48号の説明が終わりました。

続いて、議案第49号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

林建設水道課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で、議案第49号の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号及び議案第49号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第48号及び議案第49号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第5、議案第50号 令和3年度小布施町一般会計補正予算についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

畔上企画財政課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で、議案第50号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号は総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第51号～議案第56号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第6、議案第51号から日程第11、議案第56号までは、令和3年度小布施町特別会計補正予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第51号から議案第53号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第51号から議案第53号までの説明が終わりました。

続いて、議案第54号から議案第56号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

林建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第51号から議案第56号までの説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は、お手元へ配付いたしました議

案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号から議案第56号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎決算特別委員会の設置

○議長（小林一広君） 日程第12、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第57号 令和2年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定について及び議案第58号から議案第63号までの令和2年度小布施町特別会計歳入歳出決算認定について、慎重審議を期すため、議長及び監査委員を除く11名をもって構成する決算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

◎決算特別委員会委員の選任

○議長（小林一広君） 日程第13、決算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において

寺島弘樹議員	水野貴雄議員	関良幸議員
竹内淳子議員	中村雅代議員	福島浩洋議員
関悦子議員	小西和実議員	大島孝司議員
小淵晃議員	小林正子議員	

以上11名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました11名の議員を決算特別委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました11名の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第14 議案第57号 令和2年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

畔上企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第57号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号は、先ほど設置されました決算特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第57号は決算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第58号～議案第63号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第15、議案第58号から日程第20、議案第63号

までは、令和2年度小布施町特別会計歳入歳出決算認定に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第58号から議案第60号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。
永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第58号から議案第60号までの説明が終わりました。

途中ではありますが、ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（小林一広君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、議案第61号から議案第63号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。
林建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第61号から議案第63号までの説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号から議案第63号までを、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、決算特別委員会へ付託したいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第58号から議案第63号までをお手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、決算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

◎決算審査報告

○議長（小林一広君） 日程第21、決算審査の報告を行います。

監査委員に決算審査の報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） それでは、私のほうから、令和2年度の小布施町一般会計・特別会計の決算審査を行った意見を申し述べさせていただきたいと思います。

お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

なお、冒頭申し上げますが、私、ちょっと目が非常におぼつかないもので、字句や数字の読み間違いがあろうかと思いますが、その辺はご容赦願いたいと思います。

それでは、1ページですが、令和2年度小布施町決算審査意見書ということでございます。令和2年度一般会計及び特別会計の決算審査を行った結果は次のとおりである。

1番、審査の概要ですが、最初に、審査の期日は令和3年7月15日、16日等々で、8月4日までの8日間行いました。

2番目の審査の場所ですが、小布施町役場及び町の出先機関にて行いました。

審査の対象ですが、令和2年度小布施町一般会計歳入歳出決算、それから、つながりまして、最終的に、地方自治法第241条第5項に規定する書類ということまでを審査の対象いたしました。

次に、審査の主眼点ですが、各会計の歳入歳出決算、同事項別明細、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況等に関する計数、帳票、証拠書類、事務処理等について審査をいたしました。

めくっていただきまして、2ページからになりますが、審査の結果でございます。

それぞれ数字が記載されております。これらにつきまして、先ほど来、町長はじめ各課長から子細に、るる説明がございました。多分に重複する面があろうかと思いますが、私の

ほうからポイントを絞ったというか、気づいた点だけをお話をさせていただきたいと思えます。

最初に、(1) 番の各会計の歳入歳出決算総括ですが、これについては、一般会計で差引額 7 億 3,364 万 2,000 円あったということから始まりまして、それぞれの表に記載のとおり数字となっております。

次、(2) 番として、令和 2 年度の前年度比較表でございます。

これについての一般会計におきましては、町税は 1.2% と、ほとんど変わらない数字となっておりますが、3 ページに入りまして、先ほど来説明ありますが、国庫支出金が大きく 557% ということが取り上げられるかなというふうに思います。最終的な合計では、45% の増という数字でございます。

歳出につきましては、取り上げるとすれば、2 番目の総務費で 113.4%、これも、給付金の関係が大きくこの数字を上げているということと、商工費あるいは災害復旧費、これもる説明があったとおりでございます。最終的には、歳出 51.8% ということでございます。

4 ページの国民健康保険特別会計、これにつきましては、ほぼ前年と同じような数字の推移となっておりますので、省略をさせていただきます。

5 ページの後期高齢者医療特別会計、その下の 4 番目の介護保険特別会計、これらにつきましても同様なことで、省略をさせていただきます。

6 ページの下水道事業特別会計、先ほど説明あったとおりでございますが、歳入では、7 番目の国庫支出金が増減率 412.3% というふうに大幅な歳入増になっているところでございます。

それから、次の 7 ページに入りますが、これについても、先ほどの災害復旧費が大きなウエートを占めているということで、説明を省略させていただきます。

次、6 番目の農業集落排水事業特別会計、次の 8 ページの水道事業会計につきましても、ほぼ特別なお金の動きというか、目立った大きな動きはないということで、これも先ほどの説明と重複しますので、省略をさせていただきます。

9 ページ、一応、先ほど申し上げました数字を基に少しずつコメントしてございますが、主なところだけお話をさせていただきます。

(3) 番目の一般会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計として、前年度比 45.1% の増、それで実質収支は、再三申し上げられておりますが、5 億 9,800 万円あったということでございます。特別給付金、災害復旧費、あるいは国

庫支出金、これらが大きな数字となってきております。

歳入の構成比で主なものとして、国庫支出金32.2%、地方交付税20.6%と並べられておりますが、この欄では、イのところの町税に関して申し上げますと、町税は前年度に比べて1,443万8,000円の増で、そのうち、固定資産税が571万7,000円、町民税494万9,000円の内訳となっております。また、未納額につきましては、1,500万円ほど減少しておりました。

ウの国庫支出金については、特別定額給付金事業補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、農林水産施設災害復旧費補助金などで、総額28億2,000万円となり、前年度より23億9,100万円の増となっているということでございます。

その次、ずっと下へいきまして、ケのところですが、予算との対比でございます。

予算との対比においては、歳入歳出予算合計99億6,900万円に対し、歳入合計は87億6,700万円で、マイナス12億円となっており、一般歳出合計は8億円で、マイナス1億9,000万円となり、結果として不用額が16億6,700万円となっております。

その後は、ただ、この主な要因としては、先ほど来とこれも重複しますが、新型コロナウイルス感染症による感染対策や経済支援と令和元年19号災害関連を含めた国庫支出金が大きく増加したことによるものであるということに結んでございます。

続いて、10ページに入りますが、一般会計に属する基金総額15億6,300万円で、前年度より約4億円の増でございます。主な基金の運用状況ですが、これについては、土地開発基金として9,400万円、小布施ふるさと応援基金4億2,000万円、育英金貸付金1億7,500万円がそれぞれ運用されておりました。

次、10ページの国民健康保険特別会計歳入歳出決算からずっといくわけですが、この辺の数字、皆さん方、決算審査のところで、またる詳細に吟味・検討していただいて、なおかつ、私どものほうのこの数字についても十分検証していただければと思いますので、この場ではちょっと省略させていただきたいと思っております。

飛んでいきまして、最終的な12ページに入りたいと思います。

財務分析比率についてということでございます。

令和2年度普通会計の主な財政指標は、財政の弾力性を示す経常収支比率が84.8%、これは前年度より下がっております。これはいい傾向ということ、少しは改善ということでございます。

借金返済の重さを示す実質公債費比率も若干、7から6%ということで、好転ということでございます。

あと、実質収支比率がありますが、将来負担比率等々がありますが、結びの財政力指数は0.43ということで、前年同様の数字ということでございます。特別な、この分析比率については、コメントすることはないかなというふうに思っております。

以上ですが、実施事業に特別大きな問題もなく、順調な財政運営が行われたものと認められたことであるが、今後も長期的視野に立ち、緊急性や安全面等、優先順位を考慮した計画の下で諸事業を積極的に推進していただきたいと、行政の一層の経営努力を期待しますと。

以上、令和2年度一般会計・国民健康保険特別会計ほか4件の特別会計及び水道事業会計について審査した結果、決算数値に異常はなく、適法かつ適正であることを認めました。

誠に申し訳ありませんが、日付を記載してございませんが、記録には令和3年8月30日ということで残させていただきたいと思っております。これは失礼しました。

以上ですが、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、渡辺建次。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で監査委員の報告が終わりました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第22、議案第64号 小布施町道路線の認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

林建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第64号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第64号は総務産業常任へ付託することに決定いたしました。

◎議会報告第7号の報告

○議長（小林一広君） 日程第23、議会報告第7号 定期監査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員の報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） それでは、定期監査の報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元の報告書に沿ってお話をさせていただきたいと思います。

1 ページですけれども、定期監査ということで、私どもも年に一度は定期監査を実施しなさいということでございまして、それに基づいての監査でございます。

まず、1 ページの1 番の監査の対象及び範囲でございます。

主として令和2年4月1日から令和3年3月31日までに執行された事務事業に関し、地方自治法第199条第4項の規定に基づく財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理状況を監査した。

2 番目として、監査の期日と実施部署ですが、7月15日木曜日の企画財政課から8月4日の備品検査、現場の監査、これまででございます。

3 番目として、監査の方法ですが、監査は町部局及び教育委員会等を含む全ての課を監査対象とし、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び経営の運営の合理化に努めているか等について検証いたしました。

監査に当たっては、書類を検査するとともに、事務執行の考え方、課題等について関係職

員から説明を受け、実施いたしました。

4番目、監査の結果です。

対象とした町部局及び教育委員会を含む全ての課等の事務事業は、おおむね適正に執行されておりましたが、後に述べる、これから述べる事項につきましては、改善・検討の余地があると認められましたので、適正な措置を講じられたいということでございます。

めくっていただいて、2ページから指摘事項に入りたいと思います。

主なものを抜粋してお話をさせていただきたいと思います。

まず、全体の共通事項ということで、アの財政状況については、先ほど来お話をさせていただきましたので、省略させていただきます。

次、イの未納に対する対応ということでございます。

令和2年度の町税の徴収率は97.8%で、前年度と比べて1.29ポイント上昇し、国民健康保険税についても92.24%で、2.3ポイントの上昇となった。税目の未納額では、町民税とか固定資産税、国保において未納額が大きく減少しており、全体の未納額でも約2,400万円の大幅な削減が図れたということでございます。それぞれの税目等については、その表をご覧くださいただければと思います。

3ページに入りますが、今の数字を示すように、全体では6,700万円ほど、前年は9,100万円でございます。

米印のところですが、令和2年度末の町税及び国保税未納者の実人数は208人、令和元年度は360人でしたが、大きく減少しております。これは、小口のものを非常に頑張って整理していただいた結果というふうに受け止めております。

3番目のその他、育英金の貸付金ですけれども、この未納額は14名、539万800円でありました。

次、ウの文書等の管理です。

一連の書類について精査したところ、年度及び日付の誤り、税の未納照会の日付が前後している、先にしなければいけないのが後になってしまっている、決裁日の未記載、その確実性・正当性が疑問視される案件等が散見されたと。決裁日以後に実際は契約できていても、決裁日は遡って日付が記載されているというような案件のことを指しております。

また、補助金申請関係書類においては、契約者間の収入印紙が未貼付であったり、消費税の税込み・税抜き混同が見られたということでございました。

次のエの財政支援団体等の管理についてです。

従来、小布施町まちづくり委員会をはじめ、多岐にわたる多くの団体等に資金・活動支援を行ってきているところではございますが、それぞれの担当部署での管理チェックが必ずしも十分とはいえず、国とか県からの補助金を使つての活動であっても、深く関知しないという状況が見受けられると。これは一般町民からすれば、国から県からといった資金の出どころいかんは問わないところであり、その活動については責任を持って監督していただきたいということでございます。

次の電気料については省略させていただきます。

次、カの設計監理業者の選定でございます。

これも従来から指摘させていただいております。設計監理業者の選定についてですが、令和2年度においても、従前どおりの特定の業者選定が目立ちました。担当部署からは、図面の管理業者であるとの回答がほとんどであります。以前から指摘しており、これらは理由にならないし、看過できないというふうに思いました。理由の一つとしては、その請負率が99%から100%となっており、その妥当性に疑問を持ったものでございます。

ただ、一部部署で、町内設計業者を選定して依頼する件も見受けられまして、改善への努力が見受けられたことについては、これは評価できるんじゃないかなということも感じたところでございます。

次、これから各課での指摘事項になります。

総務課総務係です。

人事管理について。

中途における退職者や近時の職員の不幸な案件を含めたところで、職員不足が目立つと。令和3年4月には相当数の新規採用を行ったところでございますが、まだ現場では人手不足の声が聞かれ、現実、特定の個人にしわ寄せが来たり、専門的知識を要する部署の人材不足もあって、健全な業務が損なわれている点も見受けられると。今後、中途採用にも積極的に取り組んでいただき、適正な人員確保に努めていただきたいということでございます。

次、イの女性職員登用。

これもやっぱり、ある程度、係長以上何人というか、15%とか20%とか、そういう割合比率を設定してやらないと、なかなか取り組めないんじゃないかと思っておりますので、この辺を含めたところで、積極的な登用への取組が急務だと思われま。

次のウは、ちょっと省略させていただきます。

次のエの災害対策についてです。

台風被災者に対する支援、防災対策に関しての事業は、職員の頑張りにより、おおむね順調に推進され、完了を見たということで、ご苦労さまでしたということでございます。今後における防災対策には大きな負担を強いられることとなるが、積極的な取組に期待したいということです。

次のキャラクターグッズについては、省略をさせていただきます。

次、税務会計係です。

アの町税等未納・滞納の評価についてでございます。

先ほど申し上げましたが、非常に全員が頑張ってください、大きく、さきに記したように前年度比231万3,000円が減となりまして、未納者は、これも重複しますが、150人減と大幅に減りました。

ただ、今後、コロナウイルス感染症関連の納税猶予との兼ね合いもあるが、適正な徴収に努めていただきたいということでございます。

なお、当年度中、時効とか相続放棄、出国等による不納欠損処理案件で、実人数16人、金額にして571万円の処理を行ったところでありますが、従来からの未処理件であって、やむを得ない措置と認めました。しかし、まだ多くの回収不能が見込まれる案件が潜在しており、早期対応をお願いしたいということでございます。

次の滞納プロジェクト会議の対応については、省略をさせていただきます。

5ページに入ります。

振替納税の依頼について、これは結論ですが、ぜひ滞納未然防止の観点からも、積極的な推進策を講じていただきたいということでございます。

企画財政課財政係です。

繰越明許についてでございます。

令和元年度の一般会計繰越明許23億4,139万円でありましたが、災害復旧事業費が大きく減額されたことにより、執行額は12億5,300万円ほどで、約10億円の減であったと。これに係る特定財源の減少額は、11億1,988万円となっていました。

また、令和2年度は、土木関係費の2億409万円を含めて、この額は2億6,800万円、繰越明許になっておりますが、基本はやはり年度内執行だと思います。なかなかスケジュール的な面で問題はあるかもしれませんが、予算計画が形骸化することのないよう善処されたいということでございます。

次の財政健全化については、省略させていただきます。

ウの公共施設個別施設計画についてですが、計画書の策定が行われ、令和3年度においては、本個別施設計画を踏まえて、公共施設等総合管理計画の見直しを行うこととしていると。真に現場の実態を捉え、長期的視野に立って、財政状況を勘案しながら実践してほしいところであると。さらに、これについてこう言いたいんですが、施設の廃止に向けて検討することとしているが、これについても、責任者を明確にして定めて対応していただきたいということでございます。

次、企画交流係です。

地方創生の推進事業についてです。

市庭通りの創生事業については、当初見込んだ企業版ふるさと納税の確保ができず、これまでに相当の経費を費やしてきております。さらに、本事業に対しては、行政サイドの主体性が見られず進められている感があると。問題点の一例として挙げれば、バスの作成図が令和元年度55万円、令和2年度が49万円、同じバス図が2年続けて作成されているというようなことがありました。

このような状況からして、国道403号線整備事業との絡みはありますが、総事業費をある程度、例えば2億円なら2億円、3億円なら3億円というふうに、予算の総額というか、ある程度めどを立てた上で取り組まなければ、際限のない支出となってしまう危険性を感じるということでございます。

次に、6ページの地域商社機能強化費についてでございます。

これは振興公社の問題なんですけれども、ここに経営改善と企画運営マネジメントで、都内のコンサル会社へ委託料700万円の予算を計上したと。前年も同じなんですけれども、最終的にその成果が認められなかったことから、結果として半額の350万円の支払いであったと。これについては、産業振興課等と期間中に関係部署との相互連携の確認はなく、無駄な経費と思われました。

次のウのふるさと納税。

これは頑張っていたということでございますが、令和2年度も担当部署の努力があって、前年度を2億1,000万円上回る寄附を得たということでございます。地場産業や町財政への貢献度も大きく、感謝にたえません。

また、この事業全般にわたり、寄附金管理、苦情対応、納入業者指導、事務処理等については、基本的にマニュアルに沿って実施されており、特段の問題点は認められませんでした。

ただ、担当者の不足感があり、人員配置に今後の課題が残ったというふうに見受けられま

した。

次のエの定住促進事業についてですが、これ、下から3行目のところだけお話しさせていただきます。

町内では、新規宅地造成による移住・定住が進んでいるが、私とすれば、今後増加するであろう空き家対策にも、目標件数を設定するなどして、積極的に取り組む必要があるものと認められるということでございます。

オの官学共同事業についてです。

これも午前中、町長のほうからちょっとお話ありましたんで、私のほうからは、この部分は割愛させていただきます。

次に、広報情報係。

町政懇談会。

これ、私の提案ですけれども、やっぱり町の職員一人一人が、1年に一度ぐらいは町内を見回することで、町政懇談会の行われなかった部分をフォローするとか、やはりいろんな情報をこういう形で収集するのも一つの手ではないかなということで記載させていただきました。

7ページのイの同報無線の今後の運用についてということは、デジタル化ということでございます。ここに記載したとおりでございます。

次、健康福祉課ですが、表題だけお話をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策。

ひとえに、ご苦労さまでしたということかと思えます。

各種健診対策。

広報活動を行って、従来以上に幅広く受検者を募っていただきたいということ。

ウは省略させていただきますして、エも個々の会計につきましては、先ほど説明がありました。重複しますので割愛させていただきます。

福祉係です。

おでこポイントの運営。

これも成果説明書にあるかと思いますが、初年度事業であって、一定の効果を見たとの認識であるが、参加率では女性が68%、男性が38%となって、今後の課題として捉えられたということです。

次のイの各種福祉政策の推進についてですが、後段です。今後も、さらに一層弱者に寄り添ったきめ細かな支援を講じていただきたいということでございます。

続いて、8ページですが、地域包括支援センター。

事業運営については、特段問題はありませんでした。

あと、イのボランティア活動の推進について、これはぜひ、今後の高齢化社会を迎えるに当たり、重要課題として取り組んでいただきたいということでございます。

次、住民係です。

水力発電の騒音問題についてでございます。

松川の水力発電設備の騒音測定を専門業者に依頼して、32万円ほどかかったんですが、私的に見ると、設置者である電力会社にも責任の一端があると思われるので、全額町費負担には疑問が残ったということでございます。

イのごみ処理費用の増加についてということでございます。

増加になってはいますが、多額の費用が伴う清掃費については、台風による被災建物の解体については無事終了した、これもご苦労さまでしたということでございます。

後段は省略させていただきます。

次に、建設水道係ですが、都市建設系の横断暗渠修繕工事についてでございます。

これも一つの一例なんですけど、横断暗渠修繕工事だけで10件あったんですが、その10件とも3社の見積りで行われているんですけども、結果として請負会社、10件、その全て同じだと。確かに工事の施工距離が異なったり、場所的要件によるところであるけれども、結果として全てが同一業者を通しての随意契約には、ちょっと問題があるんじゃないかなというふうに感じたところでございます。

次のイのリフォーム補助金事業についてです。

これも先ほど担当の課長から話があったんで、ちょっと私は強調したいんですけども、町内建設等に係る事業の受注機会の拡大を図ることを目的に、2,910万円の事業費がかけられたが、補助金対象件数225件のうち、扱い件数の多いところをちょっとピックアップしてみましたところ、5社で118件、補助金で1,484万円と50%を優に超えており、それぞれの事業者の営業努力があつてのこととは思いますが、所期の目的とかけ離れた結果となっていると。所期の目的というのは、町内業者建設等に係る事業者の受注機会の拡大、全ての人にコロナ対策のために設けられた制度かなと思っておりますが、かけ離れたということはそういうことを意味しておりますが、これについても、前回の補助事業の際にも集中しているんじゃないかということが見られたことから、制度設計を見直す必要の旨を伝えたところであるが、今回もその指摘は生かされていなかったと。私としては残念だったということござ

ざいます。

9 ページ、住まいづくり補助金制度ですけれども、後段だけいいますと、2年間なかったということから、本制度は廃止し、役場内での一般的な住宅相談に切り替えてもいいのかなというふうに思われます。

次の国道403号線の整備計画。

この整備計画については全然問題ないと思うんですけれども、企画財政課との連携を進めていくこととし、特に市庭通りについては、技術専門職として携わることとしておりますが、町民の理解が得られるような事業・方策を打ち出すよう期待しますということでございます。

次のオの住宅応急修理事業費。

これについても無事完了することができ、関係者を慰労したいということでございます。

次のカの道路・水路改修工事等の予算執行について。

これ、先ほどの繰越明許のコメントと同じようなことを書いてございますので、結論的にはそういうことなんで、省略をさせていただきます。

次、上下水道係ですが、アの低区排水池更新事業の展開についてということで、これも順調に進んでいるというふうに受けておりますが、ただ、ちょっと私も途中から、1行目の、ある意味では付随して、周辺用地の買収作業も順調に進みとなっております。この辺も当初、私も承知していなかったもので、この辺も最初からこういう問題があるということは、やっぱりアナウンスしていただけていたらなというふうに感じたところでございます。

次、イの水道管の劣化と地下水の確保についてでございます。

耐用年数が40年を超え、水道管の布設替えを順次実施しなければならないとの認識を有しておりますけれども、現在は、先ほどもありましたが、地下水の確保を優先的に取り組む考えでおられます。しかしながら、この問題の中で忘れてならない事項に、地震対策と料金改定が含まれているものと思います。前向きかつ積極的に取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

ウの下水道事業公営企業化会計へ向けてですけれども、2行目の後半ですが、令和3年度においてその準備室が立ち上がったところである。公営化に向けての綿密なスケジュールを立て、遅滞なく移行できるよう準備促進を図られたいということでございます。待たなしの状況かと、私は思っておるところでございます。

続きまして、産業振興課商工振興係です。

指定管理者への支援についてです。

一指定管理者に従来支払われていなかった管理委託料が、令和2年度、急に174万円が支払われた。この方は株式会社組織であって、この決算書において見ますと、経常利益を相当額計上しており、これ、持続化給付金の200万円というのも入ってきたからかと思うんですけども、結果として経常利益が計上されていた。これ、第3セクター的につけても、当該会社にこのような経営支援を行うことには疑義を感じたということでございます。

イの商工業者に対する新型コロナウイルス感染症対策ということで、プレミアム商品券のことを記してございますが、今回もこの取組が行われるということでございますので、またこの面は、この部分については、ちょっとまた後ほどお読みいただければと思います。

農業振興係、産業政策係です。

新規就農者の支援についてということでは、これは省略させていただきます。

次のイの遊休・荒廃農地の解消事業についてですが、これ、二、三年同じようなことで、令和2年度においても毎年毎年、13%とか15%とか、たしか15ヘクタール、13ヘクタール、今年度が11ヘクタールというような感じになってきていると思います。果たして、このデータはいいのかなと思っているんですけども、具体的な農地の有効利用策に言及できなかったが、今後の具体的取組に期待したいということでございます。

ウの台風災害で被災した農機具の補助金については、先ほども説明ありました。順調に消化いただきました。

エの農地集積化事業の進捗についてということで、これも非常に喫緊の重要な課題とお思いますので、また後ほどご検討いただければと思います。

次、11ページのオで、先進的農家支援事業についてですが、農家が集まって組織した一団体に、令和元年度に引き続き交付金170万円の支払いがあり、さらに令和3年度、本年度においても、同様の交付金が支払われることになっていると。令和2年度の同団体の決算書では、経費として一部資材の購入費が充てられており、このことから、こういう団体に、一部特定の団体への特別支援とならないか、その趣旨というか在り方を今後も検証していきたいと思っております。

次、教育委員会です。

こども支援係。

小・中学校の管理運営については、非常に頑張ってください、相互の連携はうまくいっているものと認識しました。

イの育英金貸付事業については、最終的に、従来から検討しているわけですが、57万円ほ

どの誤差ということでございました。ただこれ、またのところから、また、28年度から保証人2名を要することとなったことから、新規貸付人数が令和2年度中で4名、前年度は8名と減少傾向にあります。このことから、当制度の再見直しも必要かと思われるということでございます。

次のウの小学校のトイレ改修については、最初からウォシュレットを盛り込んでの予算でよかったんじゃないかと言いたいということでございます。

エのGIGAスクール構想の推進については省略させていただきます。

次、保育園、幼稚園、エンゼルランドセンター。

保育士、教諭の確保について、このとおりでございます。

次、12ページのエンゼルランドセンターの運営についてですが、2段目ですが、町内の利用者登録人数が1割未満の現状にあるわけですけれども、これ、将来に向けての経営方針の再考、議論の余地はないものかと思われて、感じたところでございます。

生涯学習係については、特段、ここに記載のとおりでございます。

あと、議会事務局と選管事務局の関係ですが、議会におかれましては、アの予算要望書の実行状況についてということで、令和2年度の予算編成に向けて、議会から予算要望書を9件提出されております。その実行状況を、執行機関の監視機能として堅実に確認していただきたいということをお願いしたいと思います。

次の借地の見直しについては、省略させていただきます。

それらを踏まえまして、13ページになりますが、副題として「町民の負託に応える積極的な行政運営」ということでございます。

令和3年度の定期監査及び令和2年度決算申請においては、小布施町の財務に関する事業の執行及び運営に関する管理等が関係法令に基づき適法に執行され、かつ住民福祉の増進、事務事業の効果性・経済性・有効性、組織及び運営の合理化等に資するかを主眼として調査・検討を行いました。その結果の概要は、今まで述べさせていただいたところであり、事務事業の執行は当初の予算計画に沿って、おおむね順調に実施され、妥当・健全なもの認められましたということでございます。

監査全般にわたっての意見として、1つとして、令和2年度の行政運営は、前年度の継続事業としての台風19号災害復旧工事、被災者支援事業と新型コロナウイルス感染対策としての予防接種、事業者支援等に多大な労苦が強いられたが、職員一同が真摯に向かい合い、無事に乗り越えられてきたことに敬意を表したいということでございます。

2番目として、配水池更新、小学校トイレ改修等の大規模インフラ整備事業も一段落であるが、今後、国道403号線整備事業及び水道管布設替えをはじめとして、公共施設の老朽化に伴う長寿命化が大きな課題となっており、多大な経費が必要と想定される。また、現下における諸情勢により、国・県からの支出金、補助金が従来どおり担保される可能性の危惧もあると。さらに、少子高齢化に扶助費をはじめとする社会保障費が増加傾向を示しており、加えて人口減少による歳入減が見込まれることから、今まで以上に厳しい財政運営が続くと思われる。慎重に将来展望を見据えた財政基盤の構築を図っていただきたい。

3番目として、日々変化する現代社会に対し、行政サービスは町民一人一人に等しく公平に享受されなければならない。新たな首長を迎え、その打ち出す「繋ぐ（つなぐ）」「整える（ととのえる）」「育む（はぐくむ）」の基本理念に沿って、良好な職場環境を築き上げ、誠実に多種多様な政策を自主的・総合的に推進されたい。あわせて、しなやかな発想力を期待するものであります。

以上でございますが、私ども、さらに信頼される監査の実施に向けての一層の有効な監査技術の向上に努め、充実・強化を図ってまいります。関係する皆様方の温かいご支援、ご協力をここにお願いするものであります。

小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、渡辺建次。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で、監査委員からの報告が終わりました。

これをもって定期監査の報告を終わります。

◎議案報告第8号の報告

○議長（小林一広君） 日程第24、議会報告第8号 地方公共団体の財政の健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

これをもって、地方公共団体の財政の健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

◎議会報告第9号の報告

○議長（小林一広君） 日程第25、議会報告第9号 小布施町土地開発公社の令和2年度事業報告及び決算報告と令和3年度事業計画及び予算を報告します。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

引き続き、決算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第7条の規定により、委員長、副委員長が共になくときは、議長が委員会の招集日時・場所を定めて委員長の互選を行わせるとの規定により、招集日時は本日ただいまから、場所は議会会議室と定めます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時12分

令和3年小布施町議会9月会議会議録

議事日程(第2号)

令和3年9月9日(木)午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	関悦子君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	畔上敏春君	健康福祉課長	永井芳夫君
健康福祉課長 補佐	益満崇博君	産業振興課長	富岡広記君
建設水道課長	林信廣君	建設水道課長 補佐	鈴木利一君

建設水道課長
補佐
監査委員

芋川亨正君
畔上洋君

教育次長 藤沢憲一君

事務局職員出席者

議会事務局長

涌井典男

書

記

柘津貴子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小林一広君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり、一般質問の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。

◇ 竹 内 淳 子 君

○議長（小林一広君） 最初に、4番、竹内淳子議員。

〔4番 竹内淳子君登壇〕

○4番（竹内淳子君） おはようございます。

通告に基づき3点質問させていただきます。

まず1点目として、新型コロナウイルス感染予防対策、また、支援策についての質問です。

どんどん変異している新型コロナウイルスですが、今主流になっているデルタ株は感染力が強く、県内でも多くの感染者が出ています。町民の不安も大変強くなってまいりました。町民同士の会話でも、自分が仕事やボランティア活動で比較的多くの人に行くときや、県内であっても遠出しなければならないときなど、感染してはいないか、感染していても気づかずほかの人にうつしてしまうのではないかと、出席を遠慮したほうがいいのかなど、とても気になさっている方々の会話がよく聞かれます。以前にも増して感染予防対策を図る必要があると思います。

現在は、濃厚接触者や接触者に対してPCR検査で感染者を把握し、宿泊療養、自宅療養などで感染予防を図っておりますが、8月30日に長野県が抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見促進事業として、市町村と連携して希望者に抗原簡易キットを配付することになったということが報道されました。抗原簡易キットで陰性が出て、PCR検査では陽性が出ることもあり、まずそれで必ず感染していないということにはならないというようなことでもあるようです。そういうことも報道にありましたが、まずは抗原簡易キットを配付し、複数回数の検査や正しい検査のやり方などを指導して活用することが、感染予防対策の1つになると思います。また、早期に感染が分かると、回復が早く、重症化を防ぐことになると思います。ちょっと熱が出て、なかなか病院に行きにくいというような方の利用も可能だと思います。

また、濃厚接触者となって、新型コロナウイルスに感染された方から、感染していなくても濃厚接触者になると2週間隔離状態を保たねばならず、生活に支障が出る、経済的にも大変になる人はいる、何か支援策はないのか、探すのがとても大変だった、支援策などがすぐに分かるものがあると、こういう場合、皆助かるのではないかとということをお聞きしました。町の支援策だけでなく、広い範囲の情報がまとまっていると、その中から自分はどの支援が受けられるのかと選ぶことができるので、状態が大変なときにはそれがとても助かるというお話をお聞きしました。

そこで、2点質問させていただきます。

1点目としては、県と連携し、簡易検査キット、抗原簡易キットを希望者に配付するというお考えはありますか。

2点目として、町民もさらなる感染予防をする必要があります。ただいまLINEとか、そういうもので多く、LINEや広報ですね、それで注意喚起のこととか支援の方法を聞かれています。また、以前も配られましたが、紙面等で感染予防方法、支援金などの情報

を一覧表にして、町民が分かりやすいように保存しておくものを再度配布するお考えはありますか。お願いします。

○議長（小林一広君） 益満課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 益満崇博君登壇〕

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） それでは、ただいま竹内議員からのご質問の2点につきましてお答えさせていただきます。

先ほどからご質問の中で詳しくご説明をいただいておりますけれども、答弁の中で重なる部分がございますが、お許しをいただきたいと思います。

第5波といわれているこの新型コロナの変異ウイルス、デルタ株による急速な感染拡大により、多くの町民の皆様もご心配されているということについては十分認識しているところでございます。町内の医師からも、感染拡大に対する懸念とその備えなどについてご意見やご提言をいただいております。町としてできる感染対策については、国や県の方針に沿いながらしっかり取り組んでまいります。

議員がおっしゃるとおり、町民の皆様安心していただけるよう、感染予防対策や感染したときに必要な情報を周知していくことは大変重要だと考えております。令和元年度から昨年度にかけては、町報配布時や朝刊折り込みによりまして、新型コロナウイルス感染症に係る感染予防対策、新しい生活様式の実践例や町の取組などのお知らせを10回お配りさせていただきました。また、県が発行しました新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳の全戸配布や感染リスク10分の1県民運動、リスク点検表の隣組回覧、町施設等での窓口設置、また、同報無線や町ホームページで適時町民の皆様にご協力をお願いしてまいりました。

今年度におきましては、これまでワクチン接種の推進に集中的に取り組んでまいりましたので、昨年度までのような感染対策のご協力の呼びかけがなかなかできておりませんでした。町内医療機関のご尽力の下、ワクチン接種も、昨日時点でございますが、対象者の8割を超える町民の方が1回目接種を行い、7割を超える方が2回の接種を完了しております。9月末までには8割を超える町民の皆様がワクチン接種を終える見込みですが、ワクチン接種をしても感染する可能性もございます。今後も感染対策は必要になりますので、再度感染対策の実践のご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、県では県内全域の特別警報2を延長し、9月3日から12日まで、命と暮らしを救う集中対策期間として対策強化を進めており、町としてもこの感染対策強化の取組をお伝えし、

お願いをしているところでございます。町では、今後も県内、または近隣地域、そして町内での感染状況、警戒レベルに応じた対策の取組を進めてまいりたいと考えております。

抗原検査キットの希望者への配付の考えはあるかとの1つ目のご質問につきましては、町では、先ほど竹内議員もおっしゃっていました県が実施します抗原検査キットを活用した陽性者の早期発見促進事業による抗原検査キットを、対象となる方に配付をしてまいります。簡易キットによる抗原定性検査は、陽性かどうかの診断に使う場合に対象となるのが一定量のウイルス量が増え、症状が出て9日目までの間に限られてくること、無症状の方にこの検査を行って陰性であっても、偽陰性の可能性もあり、新型コロナウイルス感染症に感染していないとの判断ができないこともございます。簡易検査キットによる陰性結果から帰省したが、新型コロナウイルスに感染していたことから家族にも感染したとの事例もございました。

このような事例から、町内医療機関からは、広く希望者に簡易検査キットを配付することに対し懸念を示され、配付や使用については慎重に判断し、対象者への適正な使用と検査結果に対する正しい認識と行動の周知徹底が大事とのご意見をいただきました。このため、県事業による抗原簡易キットの配付につきましては、以上のことを踏まえ丁寧に周知し、活用してまいりたいと考えております。

大切なことは、感染対策の基本であるマスクの着用、丁寧な手洗い、手指消毒、3密の回避、定期的な換気などの実践を改めて徹底していただくこと、そして、発熱や咳などの症状があった際は、町内にかかりつけのいる場合につきましてはそのかかりつけ医に、いない場合につきましては長野保健福祉事務所の受診相談センターへまずはご相談をいただき、必要な検査や受診をしていただきたいと思います。

町では、現行の予算の範囲内で抗原検査キットを購入し、緊急事態宣言が発出されているような感染拡大地域の医療機関や保健所業務が逼迫しているような状況にある場合、あるいは、災害等による避難所を設営する場合などでの活用を、町内医療機関の先生方にもご相談しながら備えていきたいと考えております。

2点目の感染予防方法や支援金などの情報について再度配布する考えはあるかのご質問でございますが、先ほど述べました感染対策に関するお知らせのほか、町内事業者や町民の皆様への各種支援金、昨年度は定額給付金とか雇用調整助成金、あるいはプレミアム商品券等のお知らせ、支援策等について町報やホームページへの掲載、チラシの全戸配布、同報無線により随時お知らせしてまいりました。今後も必要に応じてチラシ等の配布やホームページへの掲載など周知を図ってまいります。今後必要に応じてチラシ等の配布やホームページへの掲載など周知を図ってまいります。事業経営や生活でお困りのこと、ご不明なこと

がございましたら、役場や関係機関へご相談いただきたいと思いますと考えております。

私のほうから答弁は以上でございます。

○議長（小林一広君） 竹内議員、挙手してください。竹内議員。

○4番（竹内淳子君） 失礼しました。

では、次の質問をいたします。

持続可能な農業施策についてということで、農林省は今年度5月に持続可能な食料システムの構築に向けて、中長期的な観点から調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラルなどの環境負荷軽減のイノベーションを推進するために、みどりの食料システム戦略を策定しました。各自治体に戦略を説明し、取組を求めています。小布施町にも説明に来られたようですが、当町では具体的な取組についてどのように考えておられるか質問いたします。

農林省では、現状と今後の課題として、生産者の減少、高齢化、地域コミュニティの衰退、温暖化、大規模自然災害、コロナを契機としたサプライチェーンの混乱、肉食拡大、SDGsや環境への対応強化、国際ルールメイキングへの参画があり、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務としています。低リスク農業への転換など、化学農薬の使用量を50%に低減、化学肥料の使用量を30%低減、有機農業の取組面積を25%拡大等の目標があります。なかなか高い目標で、これからの取組をいろいろ考えることが大変なこととは思いますが、また、小布施町は果樹農家が多く、なかなか難しい課題ではあると思いますが、米や野菜についてはできるところからということで推進できることと思います。

経済面のほうから見ると、小布施町にもある大手スーパーマーケットの品ぞろえにはオーガニック食品の割合が高くなってまいりました。それだけ売れるようになってきたということだと思います。また、自分が食べるものについての意識が変わってきているということだと思います。コロナ禍もあり、家庭菜園を始める家庭も増えてきました。私も参加しておりますが、小布施町に有機栽培の家庭菜園教室があり、たくさんの方が参加しています。昨年よりも今年というふうに、だんだん増えてまいりました。農家の方も、自分で食べる野菜についてはなるべく農薬を減らすようにしているとお聞きしている方もいらっしゃいます。目標をすぐにはかなえることは難しいことですし、すぐに転換することは割と難しいことだと思います。できるところからの取組を考えておられるかお聞きします。

1番目として、生産者への技術指導などの取組は考えておられますか。

2番目、有機農業の推進のための施策として、公共調達としての学校給食利用活用は考えられますか。

3番目として、休耕地利用を有機栽培として使うという考えはありますか。

4番目は、情報収集として、有機農業を生かして地域振興につなげている、またはこれから取り組みたいと考える市町村やこのような市町村をサポートする都道府県、民間企業の相互交流や連携を図ることを目的とする有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークに加入するお考えはありますか。

以上、お願いいたします。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

〔産業振興課長 富岡広記君登壇〕

○産業振興課長（富岡広記君） おはようございます。

それでは、竹内議員の持続可能な農業の施策についてということでご答弁申し上げます。

今年5月に農林水産省では、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務とし、生産者の減少、高齢化、地域コミュニティの衰退、温暖化、大規模自然災害、コロナを契機としたサプライチェーンの混乱、肉食拡大等々、議員が言われました5項目を掲げて、みどりの食料システム戦略、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現をということで策定されました。

7月に町の理事者に対しまして、農林水産省関東農政局長野県拠点地方参事官が訪れました。この戦略の概要について説明がございまして。意見交換の中では、町理事者側からこの戦略について、あまりにも壮大な戦略で、この戦略内容を長野県にどのように落とし込んでいくのか、どのようにこの北信地域、果樹を中心とするこの地帯において、地域性に見合った施策をどう進めていくのかということをお聞きしたところ、長野県拠点地方参事官も、具体的な明確な推進施策の説明というよりは、今回はこの概要ということでこの戦略を進めていきたいという概要説明の段階でありました。今後も各自治体、関連企業に戦略の概要を説明し、様々な取組を進めてまいりたいというようなお話です。

議員の低リスク農薬への転換などを化学農薬の使用量を50%に低減、化学肥料使用量を30%低減、有機農業に取組面積を25%拡大等の目標はあるが、生産者への技術指導の取組などを考えているのかというご質問についてですが、町はこのみどりの食料システム戦略に対してどう向き合っていくのか、実はまだ議論に至っていない状況です。ご承知のとおり、小布施町は果樹を中心とした経営状況の中です。低リスク農薬への転換など、化学肥料の使

用量50%に低減、化学肥料使用量を30%に低減、有機農業の取組面積を25%拡大等の目標というものはとてもハードルが高いもので、慎重に進めていく必要があると考えています。生産者への技術指導についても、現状、町では指導技術力を保有してはいないため、県農業農村支援センターやJAなどと連携して進めていくことになるのではと考えてはいます。

2つ目の有機農業推進のため、学校給食等の利活用は考えられるかというご質問ですが、学校給食等につきましては、当然考えられます。現在、一部の納品業者様からは、タマネギ、大根、ネギ等を納品をいただいております。この動きがさらに加速することを期待したいところですが、学校給食の場合は計画的な消費量の中で安定的な供給を確保していかなければなりませんし、現状、価格の面で大きな差異があり、供給側、消費側の調整が必要と考えております。

3つ目の休耕利用は考えられるのかというご質問ですが、これにつきましては、当然、休耕地の利用も考えられますし、農林水産省の策定したとおりの目標に達成するには、現状の耕作地でも進めていかなければならないと考えてはいます。

4つ目の有機農業に取り組んでいる、または相互交流や連携を図ることを目的とした有機農業振興を図る自治体とのネットワークに加入する考えはあるのかという質問でございますが、先ほどお話ししましたとおり、まだどう向き合っていくのか議論に至っていない現状ですから、現状、即加入ということは今、考えてはおりません。

いずれにしましても、みどりの食料システム戦略を進めるためには、国、県、市町村の連携、それから、生産者側、消費者側双方ともこの事業目的を理解し合い、同じ方向性で共有し合うことや、社会全体が要求、要望するような動きが重要と考えています。さらに、民間企業の技術研究開発にも取り組んでいただき、総合的な取組を進展、発展させていく必要があります。小布施町だけで走り出すのではなく、みどりの食料システム戦略に向け、国、県、近隣市町村と足並みをそろえて地域全体で機運を高めながら進めていくべきと考えています。

以上です。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） まだ概要説明に来られただけというところで、これから考えていかれるということは、お聞きしてよく分かりました。その中で、先ほどの自治体のネットワークについては、長野県では松川町で、つい最近では飯田市が入って、その情報を広く受け、交流する中で政策をつくっていかうというふうにされています。それから、隣の飯綱町もやっぱり果樹農家が多いところですが、そこでも有機というところについての取組を始めようとき

れているようです。

ぜひともまたそこで近隣市町村との足並みというところでは、そういう自治体がどういふふうなことを発信し、また、民間企業もどういふふうに動いているのか、それは民間企業が動いているということは、経済のほうにも絡んでくることですので、また自治体ネットワークのほうには今後足並みをそろえてというところでは、加入を検討していただくといいようなことを、すみません、再度お聞きしたいと思います。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） 連携ということでは、今の市町村の状況についてはちょっと調べさせていただきたいと思います。ただ、町がそこに加入して、この事業を進めていくだけではなくて、生産者や町民、または消費者の皆さんも共に、機運が高まって皆で同じ方向性に行こうよと、一緒にまとまって、みんなでそういう事業を進めていくというのがやっぱり大切だと思います。町だけが進めていこうということで旗を上げるだけではなくて、やはり住民、生産者、先ほども述べたとおり、足並みそろえてその方向性を探っていくということが非常に大事なことかと思えます。ですので、1点としては、先ほど申しました市町村についてはちょっと調べさせていただきますが、すぐ町だけが先頭を切って走るのではなくということだけのご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） 町だけが先導してということではないということも、やはり町民とか生産者、また、消費者等がやはり動きがないとということについてはよく分かります。また、そういうところでは、環境保全型農業の推進をしていらっしゃる方が勉強会を昨年も開いておられました。ここでも、この9月14日ですか、勉強会を開くとか、そういう動きもございませう。今もそういう動きについては助成金を出しておられますが、今後もそういうことを続けて、もちろんやっておられますので、そこら辺のところもぜひ重視していくというようなお考えはおありですか。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） 恐らく今のご質問は、環境保全整備型農業の支援事業のお話かと思えます。町でも現在は2組といいますか、2件のこの事業に参加していただいております。5年間のうち、今2年目になっております。事業者の皆さんも、この事業を導入して2年目ということで、模索しながらやっていますが、5年間の事業の中で国、それから県、町も補

助といますか、支援をさせていただきながら進めている事業ですが、いろいろ課題もあるようですので、この5年間ともにこの事業の成果を見据えながら、その後、また拡大していくかは考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） では、次、脱二酸化炭素、ごみゼロへの施策についてお聞きします。

今年度は総合政策推進室が中心になって、ゼロウェイスト、無駄、ごみ、浪費をなくするという政策ですが、それと、ゼロカーボン、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出をゼロにするという政策ですけれども、そちらに向けての活動を進めておられます。住民ワークショップを開催し多様な意見を取り入れ、オール小布施で取り組むということで大変期待しております。

私が所属している生ごみを堆肥化することで減らそうという活動から始まったまちづくり委員会環境部会でも説明を受け、様々な意見が出されました。また、環境に配慮した観光についての勉強会にも参加させていただきましたが、行政と住民と商工業者全体でゼロウェイスト、ゼロカーボン、災害レジリエンス、災害レジリエンスとは災害等にしなやかに対応していく力を備えるということですが、それを考えていく。そういうことをすると、生活環境を考えるなど、あと、職場環境を考えるなど、地域づくりに関係していくことになるなど、とても勉強になりました。ぜひ多くのワークショップの実施をしていただきたいと思います。

その中で出てきた意見で、生ごみの堆肥化のコンポストの活用がありました。以前、生ごみコンポスト購入補助があったとお聞きしましたが、今は電動の生ごみ処理機が補助の対象になっています。私も以前、補助を受けて使用していましたが、電気代がかかり、あまり使わないようになってしまいました。生ごみ処理のためのコンポストは庭がないと使いにくいですが、今はベランダなどでも処理できるものが市販されています。また、ゼロカーボンのためには、化石燃料を使わないエネルギーをつくるということも必要ですが、省エネをすること、いかに少ないエネルギー利用で生活するかを考えていくことが大切だとも思っております。勉強会の参加者から、省エネ住宅への補助があったらうれしいという声も上がっております。

そこで、町民の理解が得られ、具体的なアクションを起こすための施策としての考えをお聞きします。生ごみコンポスト購入についての補助金を導入するお考えはおありでしょうか。これは、電気のものでは今なかなか、私も使いにくかったんですが、それに代わるものとい

うか、生ごみの堆肥化のコンポストですね、そちらについての補助金についてお聞きしております。

あと、住宅省エネのためのリフォームなどについての補助金についてのお考えはありますか。

以上2点、お願いいたします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） おはようございます。

それでは、今、竹内議員からのご質問にありました脱炭素、ごみゼロへの施策についてということで答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、生ごみ処理のためのコンポスト購入への補助金ということで、これまでの取組状況についてまずお答えをさせていただきます。町では、一般廃棄物の削減に向けた取組の一環として、先ほど議員のほうからも触れられてありましたとおり、一般的なプラスチック製のコンポスト、いわゆる緑色のコンポストへの購入補助というものを実施をしておりましたが、補助件数の減少により、町内へ普及が図れたというふうに判断しまして、こちらについては平成10年度をもって補助を廃止しています。また、平成11年度からはより高度な生ごみ処理を行える機械導入の声というものを踏まえまして、電動生ごみ処理機、こちらに関しては購入補助に関して上限1万円、平成13年から上限2万円を補助しておりますけれども、こういった購入補助を実施しまして、現在も補助制度を継続しているような状況になります。

現行の平成11年から導入した補助制度、これ、導入から約20年が経過をしております、現在補助金の利用者というものはほとんどいない状況にありまして、あっても一、二件というようなところになっております。町では、住民の皆さんに使っていただきやすいコンポストであったりとか、補助制度の在り方も含めて再検討が必要であるというふうに考えております。具体的な内容については、議員をはじめとして、町民の皆様からのお声を踏まえまして、前向きに検討を進めていきたいというふうに考えております。

また、住宅の省エネ化のためのリフォーム補助金ということについてですが、現在、長野県が実施している補助というものはありますが、町独自の補助制度はございません。環境省の統計によります町の温室効果ガス排出量の内訳を見ますと、家庭からの温室効果ガス排出量の約7割が電力由来というふうになっておりまして、住宅の省エネ推進というものは重要な施策の1つであるというふうに認識をしております。今年度中に町の脱炭素グランド

デザインを策定をする中で、こういった補助制度の在り方について、必要性についても検討しまして、必要性が認められれば、制度化、予算化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（小林一広君） 以上で竹内淳子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（小林一広君） 続いて、8番、小西和実議員。

[8番 小西和実君登壇]

○8番（小西和実君） それでは、通告に従いまして、今後の小布施町における地域交通の検討について質問をさせていただきます。

小布施町のような公共交通が発達していない地域においては、生活に支障が出るため、高齢者の免許返納はなかなか進みません。買物や通院のために、本人が運転をしたくなくても、生活していくために自動車を自転車代わり等に使わなくてはいけないという状況であります。今後さらに高齢化が進んでいく中で、交通弱者の生活の足としての地域交通はしっかりと整備が必要になる可能性が高いと考えられております。現在、既に近い将来のために地域交通の在り方をもっと真剣に考えていくべきときが来ているのではないかと思います。いかがでしょうか。

現在、地域交通に関して検討は進んでいるのでしょうか。小布施町では2010年から2018年の間に、ご高齢の皆さんや障害のある皆さんが不自由なく外出でき、安心して通院や買物、趣味にお出かけになれるよう、循環バスと乗合タクシーの運行実験を行いました。利用する人が少なかったため運行が行われなくなったという背景があります。しかし、今後さらに高齢化が進む中、日常生活の最低限の移動を確保すると同時に、豊かに暮らしていただくための地域交通がより求められるようになっていくと思われれます。

2018年当時、町民の皆さんにアンケート調査にご協力をいただいて、地域公共交通会議でこれからの課題や方向性を話し合ったと伺っております。当時において、小布施町として考える課題としては、1、ご高齢の方が増えていて、現在自動車を運転されている方が安全な利用に不安を感じるようになる3年から5年以内に何らかの移動手段の確保が望まれる、2、

町の魅力を高めるための公共交通が求められている、3、トータルコストを抑えながらも、利便性の確保が求められているという3つの課題を町として挙げております。

そして、方向性としては、日常生活を維持されるための交通手段の確保、2、楽しく自由な移動により生活の質を高める、3、町の魅力を高める公共交通の実現、4、利便性の確保とコストの抑制に配慮するとありました。財政的な観点からは、小布施町の現状では取り組む課題と方向性に優先順位をつけて行っていくしかないという状況ではあります。2018年当時にこのようにスローガンに掲げた内容に、暮らしを支える地域交通とあるように、要となるものは、地域交通を考えるに当たっての出発点は、移動支援を必要とされる人への取組であるということです。

このような背景で今まで検討されてきているわけですが、現在、小布施町としての現状はどのように進んでいるかお尋ねいたします。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課長。

〔企画財政課長 畔上敏春君登壇〕

○企画財政課長（畔上敏春君） それでは、小西議員の地域交通の検討についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、小布施町における町内交通システムの構築のこれまでの検討経緯について申し上げます。平成22年から25年にかけて町内巡回バスによる無償・有償運行の実験運行を実施し、平成27年、28年には公共交通事業者の協力を得て、乗合タクシーの運行、平成29年には高齢者と通勤通学者へのアンケートを実施しております。また、平成30年には豊野シャトルの運行実験を行うとともに、お茶のみサロンのヒアリングなど、様々な取組を継続的に実施するなど検討を進めてきたところでございますが、利用者の時間帯や便数など、ニーズと価格面等が合わず、本格的な導入には至っていない状況です。

平成30年度は、町内で社会福祉協議会が実施しているお茶のみサロン10か所のうち7か所で約70人の方から聞き取りと意見交換を行いました。聞き取りにご協力いただいた方々は、ほとんどが週5日以上外出するほど活動的な方々であり、日常生活の活動場所は町内で、5割ほどの方は徒歩または自転車で移動されておりました。そのほかの方は車での移動であり、その中でもご家族による送迎が多い結果となっています。また、現在の移動手段について、5年後の将来についてはその確保に不安を持っておられました。

現在、小布施町の移動支援事業は高齢者移動支援タクシー利用助成と、福祉バス運行サービス事業があります。ほかにも、小布施町社会福祉協議会が行っている福祉車両等貸出サー

ビスや有償くらし安心サポート福ちゃんがありますが、必ずしも利用者のニーズに合っていない面もあり、多くの高齢者が利用を控えている部分もあります。

このため、令和2年度には自分で選んで購入できる買物の楽しさ、3人での利用により人と人のコミュニケーションの場づくり、外出することによる自身への活性化等、生きがいを見つける1つの手段として、スーパーマーケットまでの送迎運行を行う定時定路線の乗合タクシーの実証実験を行う予定でございました。この事業に協力していただける高齢の方にお声がけさせていただいておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が高齢者であることや、タクシー内で複数人数が密集してしまうことから、今年度も事業実施ができていない状態にあります。なお、平成21年から現在まで行っているタクシー利用助成金については年々利用者が増加してきており、今後の財政負担の増加も懸念されるところであります。

県内の自治体でも、AI活用型のデマンドバスの実証実験を行っているところもあり、そのような先進的な取組も参考にさせていただきながら、引き続き乗合タクシーをはじめとする高齢者の移動手段を含めた町内交通システムの構築と導入について幅広くご意見をいただく中で、引き続き検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○8番（小西和実君） いただいた答弁に基づいて再質問させていただきます。

この地域交通に関しては、平成30年の先ほどのご説明にありました豊野シャトルの運行の頃、その直前の頃にかと思うんですが、やはり同じような内容で質問させていただいたことがありました。今お話にあったように、豊野シャトルはあまり運行の効果がなく、対象者も結局サラリーマンの方であったりとか、通学されている方とかを対象にしていたところがありまして、利用者数も非常に少ないということで、あまり地域交通の重要性からするとちょっとよく分からないというか、やはり先ほどからお話しさせていただいているように、割と福祉的な意味が強い、交通弱者のためのニュアンスが強い施策の方向性を持っていくべき内容であると思っておりますので、非常に豊野とつなげるということにはちょっと何となく懸念を持っていた次第でありまして、やはり思ったとおりに失敗というか、廃止となりました。

そういった経緯もありまして、やはり交通の施策の方向性にはある程度の重要な優先課題の優先づけが必要なかなと思うわけですが、そのあたり、どのように考えておられるかもう少しご質問したいということと、今、小布施町の議会のほうでもアシスター会議という会

議を開いておりまして、町民の皆様の中から参加者を募りまして、いろいろと政策の検討をしているところであります。その中で、今回この交通の検討もされているところであります、ぜひ意見広げていきたいなと思っているところでもありますが、そういった意見もぜひ聞いていただきたいと思っております。そのあたり、いかがお考えかということもちょっと、つまり、議会からの提案も聞いていただけるだろうかと、再度そういうことを確認したいと思っておりますが、2点についてお願いいたします。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課長。

○企画財政課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

地域交通の優先づけという点でございますが、議員よりご質問のありましたように、交通弱者ということでは高齢者が一番の対象になってくるかと思えます。そういう中で、現在、町で集合して各買物の場所に出向くということもございますが、現在、須坂市の1社、店舗からは、逆に移動販売という形で小布施に、高齢者のためにだけではないとは思いますが、来ているというような事例もございます。そういう中では、民間企業のご協力をいただく中で、また、子供たちは地域で育て育むと同じように、高齢者についても地域で見守るという精神の下に、地域の方々のボランティア活動も通じながら、高齢者の方々の支援に努めていければなというふうに考えております。

それと、あと、民間企業でもタクシー、県のタクシー協会ですか、そちらのほうでも免許の自主返納者に対しての1割引きとか、75歳以上の方の1割引きというものを実施をしております。その辺につきまして、住民の方々によく知られていない部分等もあろうかと思っておりますので、そういう支援策があることについても周知をしていければなというふうに考えております。

あと、議会のアシスター会議での公共交通とかそういうご意見につきましては、どのような意見が出されているかをこちらのほうでも確認をさせていただきまして、そういうご意見も反映する中で施策に反映させていただければなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） 以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 大 島 孝 司 君

○議長（小林一広君） 続いて、9番、大島孝司議員。

〔9番 大島孝司君登壇〕

○9番（大島孝司君） それでは、通告に基づき順次質問をさせていただきます。

まず1点目に、令和2年度重点施策の総括はということで質問させていただきます。

令和2年度「ここに使います今年予算」によると、6つの重点施策を挙げて、施策を通じて町民の皆さんが住みやすく暮らしやすい町と感じていただけるような、住みやすく温かいまちづくりを一步一步進めてまいりますとあります。

第1に町民の皆さんの健康づくりと心温まる福祉の充実、第2に身体的ハンディを背負う方や精神的に弱っている方など、弱い立場に置かれている皆さんに対する相談支援体制の充実、第3に働きやすい環境づくりと子育て支援の充実、第4に若い方の交流人口のさらなる増加と自治会に新たな活力をもたらす活性化策の構築、第5に起業支援、産業振興による雇用創出と新規就農者や農業後継者への支援の充実、第6に災害に強いまちづくりを進めるための役場組織の体制づくりと自主防災組織の強化、再生可能エネルギーの活用と6つの重点施策を挙げていますが、それぞれどのように総括したのか、目標達成率をどのように評価したのか、見解をお伺いいたします。

また、特に達成率が低かったのは何か、今後の課題は何か、その対策はどうするのか、お伺いいたします。例えば、第1の健康と福祉の充実では、重点施策として特定健診の受診率向上を図りますとして、1,970万円の予算計上をしましたが、決算額は880万円と、執行率が半分以下でした。また、重点施策の高齢者の介護予防では、予算額3,750万円に対して決算額2,450万円と1,300万円の不用額が出ています。これらは、重点施策6つのうちの1つであり、ほんの一部です。このほかにも達成率が低かったものがありますが、それぞれについてどのように評価したのか、また、今後の課題と対策についての見解をお伺いいたします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） それでは、大島議員の令和2年度重点施策の総括についてのご質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員のご質問にありましたように、令和2年度の予算につきましては6項目を重点事業として取り組みました。これら令和2年度の事業につきましては、本年7月から8月にかけて町監査委員の方2名より詳細にご審査をいただきまして、本日の本会議でご報告をいただいたところでございます。この場をお借りしまして、改めて両監査委員にお礼を申し上げ

る次第でございます。

それでは、6つの重点施策の評価等について、決算書と一緒に議員各位にお配りをしております令和2年度事業実績及び主要施策成果説明書の重点施策の成果概要に掲載されます総括に基づきましてご報告をさせていただきます。なお、目標達成率の評価につきましては、ほとんどの事業に数値的な目標設定をしておりませんのでというのが実情でございますので、総括のみのお答えとなります。ご了承くださいませ。

一番目の健康と福祉の充実についてでございます。この項目には、障害福祉サービスの充実など6つの事業を挙げております。健康は全ての町民の皆さんの願いでありまして、町民一人一人が健康で生き生きと暮らせるよう、保健予防や健康づくりのための取組を予定しておりましたけれども、新型コロナウイルスの感染の広がる中、様々な分野で人が集うという活動が制約を受けました。これにより、介護予防事業の一部の教室が実施をできませんでした。各種診断、検診事業につきましても受診率が低い状況となっております。このような状況を踏まえまして、今後、新型コロナウイルスの収束を願いつつ、医療、福祉、介護の体制強化と住民主体のボランティア活動の支援に一層努めてまいります。

第2番目、相談支援体制の充実につきましては、この項目には心のサポート相談と心の健康づくりなど、5つの事業を挙げております。精神保健、福祉と教育の担当者が連携し、子育て世代の相談支援を充実するため、母子保健から始まる相談支援体制の充実に向けた取組を進めておりました。令和2年度には、職員が中心となりまして精神保健福祉のアドバイス、支援を受けながら多くの機関や専門職と有機的に連携し、協力した対応を進めました。今後、精神保健、母子保健、児童虐待、生活困窮など様々な課題を抱えてしまっても、誰もが気軽に相談できるよう、町職員全員の一層のスキルアップを図ってまいります。

次に、子育て環境の充実についてです。この項目には、コミュニティ・スクールの充実など5つの事業を挙げております。核家族や共稼ぎ世帯、ひとり親世帯などが増加する中、子育ての不安を1人で抱えてしまうケースが多く見られることから、気軽に相談できる体制づくり、特に障害児等の施策では、幼保巡回メンバーに作業療法士や精神保健福祉士などの専門家を加え、体制の強化を図りました。不登校児童・生徒の支援については、小・中学校への不登校支援員の配置に加え、学校内の居場所としての中間教室を試行的に開設いたしました。生後3か月頃から3歳児までのお子さんとその保護者については、子供の健やかな健康発達支援、疾病や障害の早期発見、早期支援に取り組みました。子育てがしやすいまちづくり、社会づくりに向けて、小布施学園コミュニティ・スクールの運営など、地域の皆さんと

一緒になって事業に取り組むとともに、切れ目のない細やかな支援を進めており、おおむね達成できたものと判断をしております。

次に4番目、協働と交流、そして地方創生についてです。この項目には、官学協働事業など4つの事業を挙げております。令和2年度を初年度とする第6次小布施町総合計画に基づき、多様化、複雑化する地域課題に適切に対応しながら、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくことで、町の地方創生の実現に近づき、町内も含む若い皆さんが魅力を感じ、多くの方が小布施町に住んでいただけることにつながっていくこと、また、将来を見据えた新たなにぎわいの場、拠点の創出を目指すこととしております。

しかしながら、本重点施策の多くが県外の方と連携しての事業となっております。特に官学協働事業については、リモートや町内在住の大学生の協力を得ての事業展開となっていることから、当初予定していた事業は規模縮小とはなりました。ただ、新たな交流、協働の場へと発展できました。現在も新型コロナウイルスの収束が見込めない状況であり、今後の事業展開について精査する必要があると思っております。

5番目に、活力ある産業の創出についてです。この項目には農業生産基盤の強化推進など、6つの事業を挙げております。令和2年度当初予算で予定しておりました各種重点事業に加え、繰越事業分の令和元年台風19号災害による河川敷内の営農再開のための農地業務など、支援を行いました。商工業関係では、新型コロナウイルス感染症拡大による町内事業者への経営支援として保証料補給金、利子補給支援、協力金の支給、プレミアム商品券による需要喚起策、テークアウト・デリバリー支援、家賃補助や事業継続支援金などを中心に行いました。今後も厳しい状況が続くと見込まれ、複合的な支援策を講じながら、事業者の支援を進めるとともに収束に向けた町経済の活性化を図るための事業を展開してまいります。

最後に6番目、地域の安全と安心の推進についてです。この項目には、再生可能エネルギーへの転換や地域防災力のさらなる強化など、7つの事業を挙げております。これまで毎年地震を想定し実施しておりました防災訓練を抜本的に見直しまして、水害、地震、土砂災害など地域の実情を踏まえた訓練を実施していく方針を示しました。特に令和元年台風19号の経験を踏まえ、災害発生時に機動的に避難所開設を行うことができるよう、基幹避難所となる3つの指定避難所に隣接する形で防災倉庫を設置しました。それとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、避難所の衛生環境の向上を目的に備品購入を強化いたしました。

また、昨今、日本全国で頻発する大規模災害の原因と挙げられる気候変動問題に対して、

台風災害の被災自治体として責任ある行動を果たしていくために、温室効果ガスや廃棄物の削減に向けた各種調査事業に重点的に取り組んでまいりました。これら災害対策事業につきましては、本年度以降もさらなる事業展開に向け、継続して取り組んでまいります。

地域メディアの充実、情報発信の構築については、令和元年度から本格運用してきた小布施町公式LINEは登録者も増え、情報媒体として大きな成果を上げております。また、同報無線、個別受信機についても、国から無償貸与を受けられたことから、交換に積極的に取り組んでまいります。2050ゼロカーボンの実現に向け、民間の方々のご協力をいただくとともに、他地域とも連携をしながら、小布施町に合った施策の検討をしてまいります。なお、水路、道路の改良事業につきましては、令和元年台風19号災害復旧事業に向け、より令和元年度からの繰越事業を優先的に取り組んでまいりますため、令和3年度へ多くの事業費を繰り越すことになってしまいました。

以上、6つの重点施策について申し上げましたけれども、令和元年台風19号災害の復興事業、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業の制約などによりまして、当初計画しておりました事業の一部事業は実施をできませんでした。けれども、さきに申し上げましたように、こういうときだからこそできた新たな取組もありました。このようなことも踏まえまして、総合的にはおおむね事業目的に沿った取組ができたものと判断をしております。

達成率が低かったものとその対策ということでございますけれども、さきの6項目で申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う県外等との連携事業や町のにぎわい創出事業などにつきましては、収束後に向けた事業計画を今から組み立てまして、収束後には早い段階で町に以前のようなにぎわいが戻るよう取り組んでまいります。また、重点施策として予定しておりました事業が災害などの対応で翌年度への繰越しとなってしまっております。これらにつきましても、予算執行が年度内に終了するよう、予算計上の際に調整をしてまいります。

監査委員よりの定期監査報告の総括にも、意見にもありましたように、誠実に多種多様な政策を自主的、総合的に推進できるよう、また、職員がしなやかに発想力を持って業務に取り組めるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） それでは、再質問させていただきます。

総合的にはおおむね事業目的に沿った取組ができたものと判断しているというようなご答

弁でありました。私もそう思っております。これについては大変評価できるものとは思っております。しかし、一部に、先ほど私が質問した例で言いますと、特定健診の受診率向上とかというような場合、例えば1,970万円の予算計上をしているが、決算額880万円であったり、これは健康という面では大変重要なことであろうかと思うんですが、こういった、これは一例ですけれども、達成率の低いものが少し見受けられるんですけれども、それぞれについて今後の課題、またその対策というものをどのように取っていくのかお伺いいたします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） ただいまご指摘の特定健診の受診率が低いということでございます。先日、過去の健診の受診率など、詳細に県内の状況なども調べますと、県内においても小布施町の受診状況が低いということは明確に確認できたところでありまして、非常に課長としまして深く反省しているところでございます。ただ、これまできめ細やかな福祉、健康づくりということで、精神的な区分で生活困窮、それから精神的な部分で苦しんでおられる方、そういった方にしっかり寄り添うという部分で一生懸命仕事をしようということで取り組んできたところでありまして、健康な方に向けての健診の率ということについて少し私どものほうの注意がおろそかになってしまった点あるということで、反省しております。

保健師体制などについてもしっかりと、もう一度人数などを確認しながら、充実をさせて、町民の皆さんの一番健康の基になります健診、ここをスタート地点としまして事業を構築できるように、健診率が上がるように、大変恐縮ではありますが、保健師体制などをしっかりと見直しするということから始めさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 大島議員。

○9番（大島孝司君） それでは、2点目の質問をさせていただきます。

小布施町国土強靱化計画の策定について質問させていただきます。

8月14、15日の豪雨により、全国的に大規模な水害や土砂災害が発生しました。小布施町でも千曲川の水位上昇により浸水が想定されたため、14日夜、桃源荘と公民館講堂に50名もの高齢者の皆さんが避難しました。近年、大規模な自然災害が毎年のように発生しています。国では、国土強靱化基本計画を平成26年6月に制定し、平成30年12月に改定し、大規模な自然災害等に備えた強靱な国づくりを推進しています。長野県では、長野県強靱化計画を平成28年3月に策定し、平成30年3月に改定しています。小布施町においても、令和3年度重点施策の1つとして、新規に強靱化計画の策定を取り上げています。

そこで、小布施町国土強靱化計画について伺います。

(1) として、小布施町国土強靱化基本計画の内容はどのようなものかお伺いいたします。

(2) として、国土強靱化基本計画策定委託料として226万6,000円計上していますが、基本的な計画ですから、外部に委託するのではなく内部で策定すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。他市町村の強靱化計画を見ると、十分に内部で策定できるものと思われま。また、委託先はどこか、何社見積りかお伺いいたします。

3点目として、基本計画がいつ策定されるのか伺います。8月1日時点で、全国18都道府県の全市町村が100%策定されています。長野県でも、50市町村が策定済みとなっております。近隣市町村を見ても、周りは大体策定済みで、今年の3月、4月に策定されています。長野県、特に小布施町は遅過ぎると思われまますが、見解を伺います。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

〔副町長 新井隆司君登壇〕

○副町長（新井隆司君） 大島議員から、国土強靱化計画について3点ご質問いただきました。順次お答えいたします。

最初に、計画の内容についてでございます。平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえまして、大規模災害等から地域を守るまちづくりを推進するため、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が公布施行されました。小布施町国土強靱化地域計画は、この法第13条に基づき、町の国土強靱化に関する施策推進のための基本的な計画として策定し、町における他の計画等の指針となるものでございます。

地域計画には、防災・減災の範囲を超えて、強さとしなやかさを持った安全安心なまちづくりの構築に向けた取組を推進するため、基本目標として人命の保護が最大限図られること、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧復興などを盛り込む予定でございます。また、道路や水路、橋梁、河川、下水道などのハード事業の施策に限らず、環境、保健、医療やエネルギーなどのソフト事業、そして、農業、林業、教育も含む内容を予定しておりまして、各分野に幅広く関連するものとなります。地域計画の必要性といたしましては、一義的には災害から町を守るための方向性を整理することにあります。計画策定が様々な分野における交付金や補助金の要件となっていることもございます。

続きまして、国土強靱化計画を内部で策定すべきというご質問についてお答えいたします。

当町では現在、消防防災を担当する職員が係長以外に正規職員1人、会計年度任用職員1人という状況でございます。防災訓練の見直しや地域防災計画の改定業務、日常的な消防業務がある中で、計画策定を職員のみで実施することは困難なこと、また、他市町村での策定経験や専門性を生かすという視点から、業者に委託することとしております。

本計画の策定業務については、町総合計画の内容や検討過程と重なる部分も多いことから、重複作業の解消によるコスト減や他市町村で実施しているような総合計画への統合などの可能性も見据えて、第6次小布施町総合計画の策定業務を委託した株式会社計画情報研究所1社から見積りを取り、随意契約で業務委託しているところでございます。計画策定に当たっては、関係部署と十分連携を図るように業者に指示しておりますし、町としましても業者に全て任せるのではなく、策定主体として町職員が計画策定に関わるプロセスを大切にしながら、自分事として計画に携わるよう留意してまいります。

3点目の基本計画の策定期間についてお答えいたします。当町では、この地域計画を令和4年3月末までに策定することを予定しております。議員ご指摘のとおり、近隣市町村では須坂市や高山村、中野市が本年3月に計画を策定しております。小布施町においても、令和2年度当初予算を検討する中では、令和2年度末での策定を目指しておりました。しかしながら、令和元年東日本台風災害の復旧復興に係る各種事業が山積している状況にあり、加えて、災害を通じて明らかになった防災上の課題を踏まえて、防災訓練や防災備蓄等の各種事業の見直しに向けた取組を優先すべきと判断し、地域計画の策定は先送りし、今年度策定することとしたところでございます。策定が今年度にずれ込んだ点についてはご指摘のとおりでございますけれども、今年度中に計画策定が完了するように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） それでは、再質問させていただきます。

ただいまの答弁では、この作成を担当する職員が係長以外に正規職員1人、会計年度任用職員1人というようなことでありますけれども、課長、係長、また、この正規職員、会計年度任用職員という、合わせて4人いるわけでありまして、手不足ということはないだろうかと思います。また、ただいまの答弁で、自分事として策定というような答弁がございました。やはり一番基本的な部分、スタートになるわけで、スタートになる場所というのはやはりその主体となる場所がその基本的な計画というのは立てるべきで、そこから先はほかへ委託していくという、そういうのが本来の筋道ではないかと思います。その辺につきまして、

再度ご答弁をお願いいたします。

また、ただいまの答弁では、令和2年度末での策定を目指していたというようなご答弁があります。重点施策を見ますと、令和2年度の重点施策には載っておらず、令和3年度の重点施策に新規として載っているというようなことで、今の答弁とは少し食い違いがあるのではないかと思います。その辺についても再度ご答弁をお願いいたします。

また、この策定の時期というのが、長野県も全国的に見ると下位にあるわけですが、全国では18都道府県がもう100%の市町村が策定済みであるというようなこと、長野県自体も低くなっているわけですが、その辺の理由についても再度お伺いいたします。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） それでは、お答えいたします。

最初に人員体制のところでございますけれども、課長、係長も含めというところでございますけれども、この担当職員全てがこの防災ですとか、こういった計画に携わっているわけではございませんでして、ほかにも総務課としていろんな業務を抱えております。その中で、防災の業務に対する比率は高まっているという状況ではございますけれども、多岐にわたる業務をやっていく中で、全てを直営でやるのはなかなか難しいというところと、先ほども申しましたように業者、ノウハウございますし、小布施町の総合計画にも携わっておりますので、そういったところで効率的、効果的に計画策定が進むのではないかなというところで業務委託しているところでございます。

この点については、令和3年度の予算でも何とかお認めいただいておりますので、丸投げにするのではなくて、2番目のご質問にもありましたように、自分事としてしっかり、総合計画を策定したときのようにしっかり関わりながら、町も主体的に業者と連携を取って策定を進めていきたいというふうに考えております。よろしくをお願いいたします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 今の大島議員の追加質問の2点目のところに関しまして、私のほうから補足させていただきます。

令和2年度末を目指していたが、令和3年度の当初の重点施策にあつて、そこにそごがあるのではないかとご質問ですが、経緯としましては、令和2年度の予算を検討する中、つまり令和元年度に令和2年度の当初予算としてどういった事業を構築していくのか、それを検討していく中で、この国土強靱化計画の議論というものがあつたと。できれば令和2年度末に向けて策定をしたいということの議論があつたわけですが、当然、その頃というのは

令和元年東日本台風の災害直後の予算策定の時期ということもありまして、今後いろいろな防災の関係、災害対応の関係が増加してくる中で、令和2年度当初の重点施策としてはやはり位置づけることが難しいだろうという判断の下で、1年後ろ倒しにしたというような形で今年度の当初の重点施策として入れ込ませていただいたという状況になっております。

また、3点目の都道府県の中で長野県が低いという点についてというご質問ですが、その点に関しては、ちょっと私たちのほうではなぜ長野県だけがというか、長野県がほかのところよりも遅れているのかという点についてはちょっと何とも回答ができない状況にございますので、この部分に関してはご容赦いただけたらと思います。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で大島孝司議員の質問を終結いたします。

◇ 関 悦子君

○議長（小林一広君） 続いて7番、関悦子議員。

〔7番 関悦子君登壇〕

○7番（関悦子君） 大変久しぶりの一般質問ですので、どうなるか、よろしく願いいたします。

それでは、質問をさせていただきます。

まず最初に、移住定住促進は総合的な施策とワンストップサポートでというタイトルでお願いいたします。

従来より、若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出する東京一極集中が継続し、地方における生産人口の減少が続いています。しかし、近年は天変地異による巨大災害の被害が予想されるばかりでなく、昨年来のコロナウイルス感染症が都市部を中心として拡大したことによる人口集中のリスクが改めて浮き彫りになり、地方への移住や就業に対し国民の関心が高まるとともに、実際に東京圏から地方への人の流れが見られるようになっていきます。

そこで、国は移住施策に関する政府の基本方針を策定し、東京への一極集中がもたらす危機、最近の潮流等を国と地方公共団体と共有し、将来にわたる活力ある地域社会の実現に向けて地方移住を推進しています。今、働き方や生き方についての価値観が非常に多様化したり、感染拡大に伴うテレワークの普及等を受け、人々の移住に関する関心は高まっており、

国民の意識、行動の変化を的確に捉え、地方移住の動きを後押しすることが重要であると思
います。

町は、第6次小布施町総合計画において、人口減少の縮減に取り組むため、各分野におけ
る重点施策を掲げ、目標達成を目指しています。そのうちの1つである関係人口の拡大と移
住定住の促進について伺います。

計画では、移住定住の支援強化として、移住定住コーディネーターを設置し、移住定住希
望者への情報提供や移住相談、移住体験など、住まいの提供や暮らしのサポートをする、ま
た、空き家の活用、助成金制度の充実による移住定住の促進に取り組むとありますが、その
現状と今後の取組についてなどを伺います。

それでは、最初に移住定住の相談窓口は担当部署ごとに行うのではなく、ワンストップで
総合的に対応する必要があります。現状の相談窓口と対応方法、また、今後の体制について
伺います。

2番目として、最近、コロナ感染症に伴うテレワークの進展による移住定住の相談件数や
実際の移住定住に結びついた状況はどうかについて伺います。

3点目、若い人たちが移住定住先を選ぶ条件として、子育て支援が充実しているかどうか
が大きな判断材料になっています。いつでも子供を預けたい人の希望を受けられる体制がで
きているのかをお聞きします。

4点目、移住定住後に小布施で新たに起業する場合の支援、今後充実させていく考えがあ
るのか、その内容についてお聞きいたします。

以上4点、よろしくお願ひします。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課長。

〔企画財政課長 畔上敏春君登壇〕

○企画財政課長（畔上敏春君） 関 悦子議員の移住定住促進についての質問にお答えを申し
上げます。

小布施町では、移住定住事業に平成24年度から取り組んでおり、町に移住定住の相談に来
られた方々のうち既に44件、94名の方々にお越しいただいています。まず、ご質問1点目の
移住定住の相談窓口等についてですが、現在、相談窓口は役場企画財政課企画交流係と移住
コーディネーターとなっております。移住相談の内容としては、お子さんの園や学校、教育
環境、国民健康保険などの福祉の関係、住宅の耐震工事の補助金、新築住宅の開発行為など
多岐にわたりますが、移住を検討されている方が最初に接する小布施町の顔となるため、た

らい回しとならないよう丁寧に対応をしています。

移住相談者の相談内容を把握した上で回答を関係部署に確認し、できる限り企画交流係で対応しておりますが、より詳細な情報を必要とされている場合や複雑なケースにおいては関係部署におつなぎしております。移住コーディネーターが受けた相談内容においても、基本的に同じように対応しております。今後も、議員さんのおっしゃるようなワンストップの相談を丁寧に行っていきたいと考えております。

また、住まいの相談においても、町内外の不動産事業者と連携し、空き家物件の紹介等を行っております。しかし、なかなか空き家の賃貸物件、売却物件がないのが現状となっております。このため、今年度は空き家調査をし、その掘り起こしを行った上で、今後、空き家所有者の意向調査を行う予定でいます。さらに、8月には役場内に空き家対策プロジェクトチームを立ち上げました。空き家の問題は複雑で多岐にわたるため、組織を超えた連携が必要となってきます。空き家所有者の意向調査の結果を受け、空き家のままにしない仕組みづくりと小布施町で住居を求めている方々をつなぐ方策を検討していく予定としております。

2点目の移住相談状況とその後の移住件数であります。令和2年度の状況を申し上げますと、移住相談件数は46件、その後、移住された方が8件、13人おりますが、この中には質問にありましたテレワークでお仕事をされるため移住された方はおりません。また、今年度8月末現在での状況は、移住相談件数12件で、そのうち移住が既に決まり、準備をされている方が1件となっております。こちらもテレワークでのお仕事ということではございません。テレワークでのお仕事により移住を考えられている方の相談件数は、昨年度、今年度を合わせて2件と比較的少ないのが実情となっております。

なお、町への移住定住をされた方皆さんが町に相談に来られているわけではありません。ご自身でお住まいを探して、当町に移住定住された方の中には、テレワークで来られた方もおられると伺っているところでございます。件数等はちょっと把握しておりませんので、ご了承ください。

3点目の子育て支援体制についてです。近年、宅地開発等により、子育て世代の方々の移住やU・Iターンが増えております。人口減少が進む中においても、これにより子供の総数は直近10年間はほぼ横ばいとなっており、今後も一定年数は横ばいで推移するものと予想しています。このような中、3歳以上児は希望者全員が認定こども園や保育園に入園しています。3歳未満児は現在、半数強が入園している状況ですが、入園率は年々高まっています。園児の年齢が低いほど、保育士1人で見られる園児の数が少なくなるため、毎年一定数の保

育士を採用していますが、保育士不足が続いている状況となっております。令和3年度において新たに入園希望のあったゼロ歳児についても、育休の延長、ほかの園や一時保育の利用などをお願いし、年度途中の入園を次年度の4月まで待っていただいているのが実情で、柔軟な対応や突発的な事象への対応はなかなか取りにくい状況にあります。

しかし、実際に来られた方々の声をお聞きしますと、子供を預ける環境だけでなく、子供を育てる自然環境のよさ、また、親子での過ごし方の選択の多さも魅力として挙げられています。例えば、緑豊かな総合公園など憩いと遊びの場、ボルダリングやスケートボードなどのレジャー施設など過ごす場所の多さ、また、イベントやわんぱく教室、まちとしょテラスでの読み聞かせや美術館でのワークショップなど、多様な過ごし方を選択ができることなどです。子育て支援センターであるエンゼルランドセンターの機能をより生かし、子育てに関する相談や情報交換、仲間づくりの支援など、今後も積極的な運営を図ってまいります。

園に関しましては、今後も園児室、特に3歳未満児の入園希望を予想しながら、安定的な保育体制を確立していく必要があります。そのため、保育士の計画的な採用とともに、労働条件や勤務環境の改善を図るとともに、老朽化している園舎の新築計画も具体化し、子育て環境の充実を図ってまいります。

最後に、4点目の移住者に対する起業支援ですが、現在、地域おこし協力隊の任期終了後の起業活動費補助金、上限100万円、長野県で行っております創業移住支援事業及び地域課題解決型創業支援事業の最大200万円の移住者対象の起業に対しての支援制度があります。町独自のものとしましては、昨年までありました起業支援資金を廃止したため、今年度新たな起業支援金を検討しているところです。これは、移住者に限らず、町内の起業家に対してテナント賃料、起業に関わる設備整備に要した費用に対し補助をするものとなります。また、空き店舗を活用して事業を行う場合の補助制度もあります。これらの制度について幅広く情報発信をするとともに、今後、経済的な支援のみでなく、同様事業者等や町内他業者とのつながり、創業相談など、商工会と連携し、支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 関 悦子議員。

○7番（関 悦子君） 自然災害であったり、コロナも自然災害になるんでしょうけれども、そういう対応に本当に日々対応していただきながら、充実した地域の生活環境を整えていただいていること、大変ありがたく思っております。移住定住に関しましては、私たちも50年前に移住家族でもあります。その当時から比べますと、この支援、金銭も含めての支援とい

うものがこんなにも大きくなったということは、社会がそれだけすごく変わったんだなというのをしみじみ思います。私たちが来た50年前、地域の人たちと助け合いながら、そして、触れ合いを大切に、地域の資源をしっかり守ってきました。

そんなすばらしい文化を地域の今の住民の皆さん、そして、新しく入ってきた移住者の皆様が共にしっかり仲よく暮らしていけるには、やっぱり移住者の皆さんのアフターフォローといいですか、その後の相談相手だったり、その後のことについてしっかり相談に乗ってくれるようなことが必要だろうなというふうには思うので、その点についての1点と、それから、若い人たちの移住が非常に多くなってきて、やっぱり保育所の問題というのは絶対にこれは考えておかなきゃいけない問題ですし、職員の充実というのは、これだけ何年も不足の状況の中にありますけれども、いろんな制度の中に、県外から小布施に、保育士の免許を持っている、それから、今、介護も足りませんので、介護士の免許を持っていると。それに対する支援金というものもついているところがたくさんあります。

これは国の制度であるのか、ちょっと分かりませんが、今回の定住に関してはいろいろな補助金を調べましたけれども、本当にそういう補助金もありますので、そういうものを活用できないかどうかについて、2点についてお伺いをいたします。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課長。

○企画財政課長（畔上敏春君） 再質問の1点目についてお答えをさせていただきます。

移住された方々のその後のアフターの相談事業の充実をとということでございます。当然、来られた方々が住みやすい環境で住んでいただくことを目的にお越しいただいておりますので、心配事等の相談についてもこちらのほうにお寄せいただく中で、そういうものを一緒に寄り添いながら解決していくような体制をしていきたいかと思っております。そういうことを通じまして、またさらに小布施町に移住していただける方が増えるというふうにも考えておりますので、そのように親切な対応も取っていききたいというふうにも考えておりますので、よろしくお伺いをいたします。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） 関 悦子議員の再質問の子育て支援の充実につきましては、先ほど畔上課長のほうからも答弁でお答えをさせていただきましたが、子供の、今、総数は今後も一定数の横ばいというようなふうにご覧しております。そのような中で、特に近年、3歳児以下の入園を希望されるご家庭が非常に多い状況でございます。そのような中で、今後も、やはりどこの市町村も保育士不足というのが課題となっておりますけれども、その保育士の

確保につきまして、園児数の推移、数等を推移する中で、今後も一定数の保育士の確保に努めさせていただきたいと思っております。

○議長（小林一広君） 関 悦子議員。

○7番（関 悦子君） ただいま教育次長のほうから答弁いただきました。私が質問したのは、移住の関係で、介護士と保育士というものに移動支援、支援金というのはあるんですよ。よそはそういうのを設けながら、やっぱり少ないときにはある程度のもを出して、はい、移住してもらうというようなものの中に、介護士の何とか移動支援金というのはあるんですね。そんなにたくさんのお金じゃありませんけれども、そういう考えをやりながらでも、今受け入れないと、これから移住者も増えるでしょうから、そういう支援金も必要だろうなというふうに思ったので、それはどうですかというふうに再質問したんですけれども。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課長。

○企画財政課長（畔上敏春君） 関議員さんからの再々質問にお答えをさせていただきます。

この今お話ありました制度につきまして、勉強不足で初めてそういう制度を知りましたもので、今後それらの制度について確認をする中で、町として対応すべきものかどうか検討をして、対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） 関 悦子議員。

○7番（関 悦子君） 次の質問に関しましては、この9月会議の一般補正に載っておりますので、もう回答をいただいたなというふうに思うわけですが、必要なときに建てられた大切な住宅も役割を終えて、ただ日々老朽化していく姿、そして、最近には大変な事件も起きたりして、非常に周りの者が不安を感じている中で、この取壊しというものをやるということで大変ありがたいというふうに思っていますけれども、この取壊しを一刻も早く、地域住民も含めて早急にとお願いをして、お願いというか、いつ頃の予定か、それがはっきり分かればありがたいんですけれども、その点の質問にしましてこれは終わりにしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） 校長住宅の早期取壊しをという関 悦子議員のご質問でございます。

今、議員おっしゃるとおり、本議会で補正をお願いしているところでございますが、お認めをいただきますれば、早急に手続を進めまして、年内に解体をする方向で進めさせていた

できればと今考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で関 悦子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（小林一広君） 続いて、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） 通告に基づいて、2点質問いたします。

まず1点目は、災害発生時や特別警報が発出されたときの避難所設置体制と受入れ態勢の構築について質問します。

現代は、地球温暖化の影響からか、気象災害が多発する時代となっています。千曲川や松川をはじめ、いつ、どこでどんな災害が起きても不思議ではない時代です。この間の二度の避難所開設の経験から教訓や具体的な改善点をしっかり総括し、今後の災害に備えて町民の命を守らなければなりません。以下、何点か質問いたします。

まず1点、今回8月14日では、どのように高齢者避難の指示を発令することになりましたか。判断し、発令に至った経過と手順をお答えください。また、避難所開設にはどのような方たちが携わりましたか。

(2) 一昨年の台風と今回二度の避難所設置と避難所運営の経験から、どんな総括をされていますか。初めてのことで、たくさんの教訓や気づきがあったと思われます。

(3) 8月14日夜の警戒レベル3、高齢者避難について、これはNHKなど防災放送で全国に放送され、小布施町の地区名まで示されたため、あちこちからの心配の電話やメールがありました。私も公民館講堂に避難しました。避難してこられたおよそ30名の皆さんは、これは避難訓練だよねなどおっしゃり、実際の状況などから、せっぱ詰まった感じはありませんでしたが、いろいろと考えさせられることがありました。

①として、高齢者は何らかの持病を持っていると思われ、保健師さんの配置が必要と感じました。どのようにお考えか。8月のときには、酸素吸入の必要な方が酸素を持って避難されました。途中で酸素がなくなってしまう、私は保健師さんと呼んでくれるよう頼み、事なきを得ましたが、高齢者はいつ、どんな体調になるか分かりません。避難所に保健師さん、あるいは看護師さんの配置が必要と強く感じました。また、障害のある方には別な避難所が

用意されていたようですが、同報無線では放送されませんでした。この点の周知と把握も必要と思いますが、答弁ください。

2番目、寝具やベッドについてですが、避難所の講堂に毛布など用意されていませんでした。短時間で解除の見込みだったのかもしれませんが、毛布などあれば、安心するものです。また、高齢者の皆さんは普段からベッドを利用している方が多いと思われます。台風19号のときの桃源荘避難所にもベッドはありませんでしたが、今後はベッドの確保に努めていただきたいと思います。答弁ください。

当座の食品や飲料、トイレの確保等といろいろ課題があると思いますが、避難所に必要な物資、資材の確保、備蓄、配送、配布などについてお答えください。

④コロナ対策、距離、換気、予備マスクや消毒について。実際に、マスクを忘れて避難してきた方もいます。

⑤として、避難所にテレビ設置が必要です。避難してきた方は、この先どうなるのか情報が欲しいのです。避難所にテレビは必須です。スマホの時代ですが、高齢者でスマホを持っている方はまだまだ少ないと思われます。今後、避難所開設の際はぜひテレビを設置していただきたいと思いますので、答弁ください。

高齢者の避難は、まず第一避難所となっている地域公会堂が適切ではないかと考えます。今回開設された避難所は、町の同報無線による限り、役場3階の公民館講堂と老人福祉センター桃源荘でした。高齢者が自力で避難するには遠過ぎ、難儀だったという声もありました。町の地域防災計画による第一避難所は地区の公会堂となっていると思います。高齢者の避難には、まず公会堂が適切ではないか。公会堂がハザードマップで浸水想定域に入ってしまったところもあり、その場合は近くに別の第一避難所を確保する必要がありますが、町の考えをお聞かせください。

五つ目として、毎年実施されている防災訓練のときに、第一避難所開設の訓練が必要だと考えます。自治会の役員さんや防災関係の皆さんが実際に公会堂を開けて避難する。町が備蓄する物質の所在確認や、様々な役割分担を行う。区民への通報や、支援が必要な方への呼びかけや移動支援、安全確認を行う。地域支え合いマップ等で検討されてきたことを実際にやってみる。そして、炊き出しを実施する。これらの訓練実施を強く求めますが、答弁ください。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、小林正子議員からの1点目の質問、避難所設置体制と受入れ態勢の構築について、8月14日の振り返りも含めてということで、ご質問にお答えをいたします。

全国的な前線停滞による大雨予報により、小布施町では8月13日17時に災害警戒本部を立ち上げまして、担当職員が千曲川、松川の水位状況を確認するなど警戒態勢を取りました。8月14日の午前9時頃に千曲川水位が水防団待機となる3メートルを超えたため、総務課長、係長、防災担当で今後の対応を協議しまして、今後も断続的に水位上昇が予想されることから、午前11時30分に理事者、課長らによる災害警戒本部を招集しまして、今後の対応を協議しました。

その後、17時に災害警戒本部会議の開催段階において、これが2回目の開催ということになりますが、千曲川河川事務所の予測システムによりまして、14日未明頃に水位が高齢者等避難の発令基準である7.5メートルを超えるという予想がありました。そういったことから、早め早めの日没前に発令を行うこととしまして、18時30分に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しております。

職員に対しては、災害警戒本部の開催ごとに本部での決定事項をメールで共有をしまして、避難所開設に事前に備えてもらう態勢をとりました。河川水位が継続して上昇し、避難対応が長期化することも想定されたことから、交代勤務の余地というものを残すために、高齢者等避難の段階では原則、係長以上で対応を行うこととしました。高齢者等避難の対象施設となった公民館講堂、桃源荘では、総務課、企画財政課、教育委員会、産業振興課の係長以上の職員が、また、福祉避難所として健康福祉センターを開設をしましたが、こちらについては健康福祉課の係長以上の職員と保健師2名のメンバーで運営に従事をいたしました。

次に、避難所運営の経験からどんな総括、これは東日本台風と今回の経験からということですが、まずは避難所の設定についての反省総括からお答えをいたします。一昨年の令和元年台風、東日本台風では、千曲川の越水氾濫による水害を想定した避難所設定が事前に行われていなかったことから、浸水想定区域内にある指定避難所にも住民を避難させていたことなど、避難所の設定方法そのものに課題があったというふうに考えております。加えて、台風災害後に全世帯を対象に行った避難に関するアンケート調査の結果、水害が発生した際に自分がどこに逃げていいか分からないという声が非常に多かったということで、実際に避難すべき場所の周知のことも課題の1つとしてありました。

令和2年度には、これらの反省を踏まえまして地区ごとに水害時の避難所を設定し、各公

会堂で実施した我が家の避難計画策定講習会などを通じて、住民周知を図ってまいりました。避難所の設定に際しては、高齢者等避難については、議員ご指摘のとおり可能な限り地区の公会堂を使っていただくこととし、公会堂が浸水想定区域になっている地区については公共施設を指定避難所として設定をしております。

しかしながら、今回の避難所開設においては、昨年の時点で北部地区の高齢者等避難所として想定をしていたわかば保育園、また、都住地区の高齢者等避難所として想定をしていた栗ガ丘幼稚園及び六川公会堂について、実際の避難所としては開設しないという判断を行ったというような状況です。この背景としては、避難者用の駐車場確保の懸念であったりとか、職員配置の問題、また、地区の役員の皆様との事前の開設計画がうまくできていなかったことなどがあります。今回の避難所開設での教訓を踏まえて、高齢者等避難の在り方について現在担当課で見直しを進めておるとともに、自治会の役員の皆様との議論というものを進めているところになっております。

また、保健師の配置についてという3点目の質問ですが、議員ご指摘の保健師の配置については、今回福祉避難所での2名の配置を行いまして、必要に応じて高齢者等避難の施設と連携し、先ほど議員のほうからもご指摘があったような支援が必要な避難者の方が高齢者等避難の場所に避難してきた際には、福祉避難所に移動させるなどの対応を取りました。町の保健師職員は、育児休暇等で休職している職員を除くと現状、正規職員で4人体制となっております。災害が長引くことを想定した交代勤務なども視野に入れた場合、全ての避難所に当初の段階から設置することは物理的に困難な状況にあります。今回のように、保健師が複数の避難所と連携して支援を行うということはもちろん、民間の医療施設や福祉施設と連携し、より多くの専門職、これは町職員以外も含めて、そういった専門職が避難所開設に関わる体制づくりというものを現在早急に検討している段階になります。

次に、寝具やベッドについて、また、毛布についてのご質問についてになりますが、今回の高齢者等避難においては各施設で毛布を用意しておりました。これは、もしかしたら時間差で毛布の用意というものがなかったというふうなことかも知れませんが、各避難所で用意をさせていただきました。寝具やベッドについては、水位上昇による避難指示の可能性が十分に考えられまして、そのほかの体育館等も開設を迫られる可能性もあったことから、高齢者等避難施設においては準備を行いませんでした。福祉避難所においては、障害のある高齢者の方などが一部避難されたこともありまして、町社会福祉協議会が運営するデイケアセンター等と連携し、必要な方にベッドを用意しております。

ベッドの確保については、昨年度折り畳み式ベッドを100式備蓄しております。段ボールベッドについては、備蓄の際に大きなスペースを必要とすること、また、一度使ったら処分する必要があることなどから、現在、追加での備蓄は行ってきておりません。1つの案として、布団レンタルを行っている民間事業者と災害協定を結び、避難所開設が予想される時には高齢者等避難施設に布団を持ち込んでいただくなど、避難所の環境改善案を検討しております。加えて、ベッドの利用が必要な高齢者の方や障害のある方については、先ほど答弁しましたとおり、民間の医療施設や福祉施設と連携協定を結ぶ形で、設備の整った施設に避難していただけるような仕組みづくりにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、避難所物資の資材の確保、備蓄、配送、配備についてということですが、町では一昨年の教訓を踏まえまして、昨年度大幅な備蓄見直しを行っております。先ほど述べましたベッドの確保に加え、備蓄食料の拡充、これは5年間で約5,000食の備蓄を目指してまいります。そういった備蓄であったり、災害用トイレの拡充、シュラフの拡充、環境改善やコロナ対策の一環としてテント型のパーティションの拡充などを行っております。加えて、避難所立上げの際に必要な物品等をあらかじめ避難所立上げキットとしてまとめまして、すぐに避難所開設に移れるような、そういった準備もしております。

また、これまで矢島沖の倉庫などに備蓄してきた備蓄品を素早く避難所に配備できるよう、基幹避難所である文化体育館、小布施中学校体育館、また、総合体育館横に防災倉庫を設置しまして、それぞれの備蓄品を配備しております。防災倉庫が隣接していない高齢者等避難施設には、総務課職員などが防災倉庫から物品を運び開設準備を行いました。今後は全職員が物品の場所、数を把握し、避難所立上げ担当が一貫して避難所立上げに必要な物品準備を行える体制づくり、これを進めていきたいというふうに考えております。

コロナ対策についてですが、今回、高齢者等避難施設においては、密を避けるために避難者が50名を超えた段階で別の避難所を開けるような想定をしておりました。しかしながら、代替りのマスク、マスクを忘れた方へのマスクを用意するなどの対応はできておりませんでしたので、十分な対策が取れていなかったというふうに感じております。この点についても、今後の検討課題として対応方法を検討しております。

5点目のテレビの設置についてですが、これは今回、避難された方々からも様々な声をいただいております。ただ、その声についてはいろいろなご意見がありまして、避難所となる部屋にテレビを設置する場合には、四六時中災害報道に接するということがありますので、

これは避難者のストレスの増加になってしまうことも想定がされます。災害情報を必要としている方が、例えば別室で災害情報を得られるように、避難所でのテレビ設置について早急に検討し、配備をしてまいります。

大きな4つ目の質問についてですが、第一避難所について、地域公会堂が適切ではないかということですが、既に述べましたとおり、公会堂が浸水想定区域ではない場所については、可能な限りその施設を地域の公会堂とすることが望ましいというふうに考えております。しかしながら、今回の経験からも、実際の避難所開設につなげるには地元自治会との事前調整を密に行うことが必要だというふうに考えております。9月24日には今回避難対象となった自治会の自主防災会長にお集まりいただきまして、振り返りの会を行う予定ですが、今後こういった場を通じて議論や調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、防災訓練についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、実践を踏まえた訓練を各自主防災会で実施することが必要だというふうに考えております。今回の大雨災害においては、千曲川沿岸の自治会を中心に早くから公会堂で自主防災会役員や隣組の組長が集まっていたいただきまして、支え合いマップを踏まえた独居高齢者の避難意思の確認を電話で行っていただいたりとか、見回りを行っていただいたというところも多いというふうに把握しております。こういったことを踏まえて、これまでの教訓であったりとか、昨年度から実施している様々な講習会、議論等の施策の効果が出てきているというふうに感じております。

水害を想定した訓練については、コロナ禍で2年連続での中止や延期というふうになっておりまして、実践的な訓練を行うにはいまだ至っておりませんが、災害発生時に真に機能する避難の在り方を検討し、今後の防災訓練の内容に反映してまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは、以上になります。

○議長（小林一広君） 小林正子議員の質問の途中ではありますが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時5分の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時05分

○議長（小林一広君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

小林正子議員。

○13番（小林正子君） 何点かに再質問をしたいと思います。

まず、公会堂が浸水地域として想定して、無理な場合はしようがないんですけども、第一避難所としての公会堂に対して、よく公会堂の近くにはお寺さんがありますよね。お寺さんは大体、本堂が1メートル以上の高さをもって造られているんですよね。それは、ご本尊さんを祭るためのものだと思うんですけども、そういう場所についても町が協定を結んで、協力をお願いをしておくというような考えについてはいかがでしょうか。

それと、3番目の保健師の配置についてですけども、4名の方では本当に大変で、全公民館とか公会堂で避難所にする場合はとても人数が足りなくて、無理だと思うんですけども、医師会との協力を設けて、医師会のほうへの協力というのか、連携を取るという考えについてはどうなんでしょうか。看護師さんとか、それと保健師さんとかへの協力という点で、ぜひお願いしたいと思います。

それと、第一避難所について、今回、六川、中子塚、矢島、清水とかあったんですけども、ほとんどの方が六川のほうは行かれなかった方が多いんですよね。そういう方たちにお伺いすると、雨が降っていて、荷物を持って行く、独り暮らしで行くというのはとても大変なことで、何で公会堂でやってもらえなかったのかなど。公会堂でやってもらえば、歩いても行けたのというようなお話がよくありました。そういう点でも、ぜひ公会堂を第一避難所として、公会堂の設置をお願いしたいと思います。

それと、布団とかそういうのに関してはレンタル業者さんと協定を結んでやっていくということで、そのときにやはり去年の19号台風のときの避難所で、飯田の避難所は本当に皆さんすぐに布団屋さんから布団をお借りしたということがありまして、よかったんですけども、そのほかに桃源荘に避難された方は布団がなくて、下に座布団を敷いて、その上に毛布を1枚で、またかける毛布1枚で休まれたというお話をお聞きしまして、私もそういうことはやはり避難している人にとって体調によくないということで、町の副町長にすぐにお伺いして、布団の貸布団をすぐに配置するようということをお話ししたことがあります。

そういう点でも、布団がすぐに届くような対策を取っていただくことが必要だと思いますので、これから避難所の改善策として布団を申し込んでいただくための検討をしているということですけども、それはぜひやっていただきたいと思います。それと、ベッドについて

もそうですが、それもぜひお願いしたいと思います。

それで、テレビの設置も本当に皆さん、どうなっているんだろうということで、この公民館講堂に避難してきた方たちは、やはり一番は今の状況を知りたいというようなことがありました。そういう点で、やはりテレビの放送というのは本当にもうずっとやっていたんですね。自分のうちにいるときはテレビを見て、今どういう状況かというのを皆さん考えながら見ていたんですけども、こちらに避難しなさいという避難命令が出てからは、テレビも見られないし、状況について何もなかったということで、ぜひそういう点では今後検討していただきたいと思います。ということで、以上、よろしくお願いします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 小林正子議員の再質問へのお答えですが、ほとんどは先ほどの私の答弁の中で検討するというところで述べさせていただいているというふうには思っておりますが、ちょっと繰り返しになってしまう部分もあると思いますが、お答えをさせていただきます。

まず、1点目、3点目の公会堂の関係の質問ですけれども、六川のほう、当初、第一避難所というか、高齢者等避難、私たちのほうでは第一避難所という言い方ではなくて高齢者等避難所という形で申し上げておりますけれども、そういう場所として設定をしておりました。ただ、今回役員の皆さんとの直前の、実際に起こる直前の段階での議論の中で、例えば駐車場がいっぱいになってしまうのではないかと、そういったいろんな懸念がありまして、そういったことを事前に私たちのほうからしっかりと議論というか、調整をさせていただいていけばよかったんですが、なかなかそこがうまくいっていなかったということで、いろいろな混乱を招くよりは、まずは一括して町で対応したほうがいいたろうという判断で講堂のほうに集約をさせていただいたという状況です。

おっしゃるとおり、できる限りそういった身近な施設で避難していただくほうが、徒歩等でも避難できるということで、安心して避難していただけたと思いますので、そのような方向で検討していきたいとか、調整をしていきたいというふうに思っております。

お寺の関係に関しては、なかなかちょっとそこまでのことを検討するというか、優先順位んとして検討していく段階にはないというふうには思っております。当然、そういった施設も有効活用できればそれに越したことはないとは思いますが、公会堂の近くにお寺がないところも当然ありますし、そういったことも含めてまた検討していきたいというふうに思っております。

また、保健師の配置に関しては先ほど申し上げたとおりになりますが、できる限り民間の施設、また、民間の看護師、医師の皆さんとも連携できるような体制づくりというものを検討していきたいというふうに考えております。

また、布団レンタルに関しては、その方向で検討していきたいというような答弁で述べたとおりになりますが、テレビ放送に関しても、例えば講堂でいうと、町役場の中には2階の食堂のところにテレビがございます。本来であれば、私たちもその講堂の皆さんに、情報を見たいときにはそのテレビを見て大丈夫だよというような形でお伝えできればよかったですけれども、なかなかそういった対応ができなかったということで、そういった講堂、避難施設の中にテレビを置いてしまうと、どうしてもあれだけ大きな施設ですから、2個、3個設置できればいいんですけれども、1個だけだと遠くにいる方は見られないとか、そういったことも発生しますので、そういった別室で見えていただけるような仕組み、設置場所というものを検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） いろいろとご答弁はありましたけれども、本当に地域で、公会堂で使うということになったときに、公民館講堂とかそういうところでやったときには、町の職員がある程度の段取りをつくっていただいているんですけれども、そうすると、公会堂が第一避難所としてやっていく場合には、公会堂の訓練というのか、そういうのが必要になってくると思うんですね。そういうときのための防災訓練というのがありますよね。小布施町には年に1回防災訓練があつて、その防災訓練で、どういう段取りで避難所を開設するかというようなある程度の訓練を積んだほうがいいと思うんです。そういう点では、どのように考えているか答弁をお願いします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 再々質問にお答えをいたします。

公会堂での避難所開設訓練ということですが、そういったものは必要だというふうに考えております。実際に延期、中止になってしまっているんですけれども、水害を想定した避難所の開設訓練という中では、レベル3、高齢者等避難が出たときに一度役員の皆さんには公会堂に集まっていただいて、そこで高齢者の方の名簿作成の訓練であるとか、そういったことであつたりとか、あとは支え合いマップを見ながら地域を見回っていただいて、声かけをしていただくような訓練、そういった順序立てた訓練というものは実施をする予定でござい

したし、そういったことは必要であるというふうに考えておりますので、また今回の8月の大雨対応を踏まえて具体的な中身は検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 2項目めに入ります。町民の安心安全を守るために、町独自のPCR検査を求めます。

8月初め、私は、夏休みやお盆の帰省者に対して、小布施町独自で無料のPCR検査及び検査キットの無償配布などを実施して、安心してふるさとに帰れるように支援してくださいと町長に要望しました。町は、県の制度があると示しただけで、町独自の検査は実施されませんでした。コロナ対策が様々取られていますが、根本的に欠けているのはPCR検査です。検査が少ないために、感染していても気づかずに周りに感染を広げてしまいます。無症状の感染症を早く広範囲に把握することが、感染収束にどうしても必要です。国に検査拡充を求めるとともに、身近なところで町独自の検査を改めて求めます。

(1) 希望する町民に町費でPCR検査を実施していただきたい。また、簡易な抗原検査キットを希望者に提供していただきたい。

2つ目として、ケア労働者、保育士、学童の職員など、他者と多く接する方たちが安心して職務に当たれるように、町が医療機関に要請してPCR検査を実施してください。

お正月などで帰省する人たちへのPCR検査を実施してください。

長野へ出かけなければならない検査は受けにくく、広く実施するにはほど遠く、抜本的感染把握にはなりません。小布施が実施し、各自自治体が必要とする必要があります。これがコロナ終息への近道となります。町独自で広くPCR検査を実施することを重ねて求めます。よろしくをお願いします。

○議長（小林一広君） 益満健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 益満崇博君登壇〕

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） それでは、小林正子議員の2点目の本町指定の独自のPCR検査をというご質問につきましてお答えをさせていただきます。

まず、抗原検査キットの提供につきましては、午前中の竹内議員へのご答弁のとおり、県の抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見促進事業での対象者への配付を実施していくところですが、希望する方に対しての町がPCR検査をすることについては考えてはございません。新型コロナウイルスの全国的な感染拡大により、緊急事態宣言やまん延防

止等重点措置適用の地域では、入院治療が必要な状態にもかかわらず入院できず、自宅療養により十分な治療を受けられずにお亡くなりになられた方もいらっしゃいます。このような心が痛む状況がなくなり、感染で苦しんでおられる方が早く治療を受けられ、回復されることを願います。

最近の新型コロナウイルスの感染者の傾向といたしましては、陽性者の多くがワクチン接種が進んでいない若い方が中心となっており、町内医療機関の先生方からも、接種率の低い若い方にワクチン接種に関して正しく理解していただいた上で、接種率を上げていくことが大切とのお話をいただいております。町としても、ワクチン供給にもよりますが、若い方のワクチン接種が進むように努めるとともに、感染予防対策を徹底いただくよう改めてお願いをしてまいりたいと考えてございます。

保育園や放課後児童クラブ、学校、高齢者等福祉施設におきましては、多くの子供や利用者の方々が活動や、あるいは利用をされており、クラスターが起きやすい状況にあるかと考えられます。各施設においては先生方や従事者、利用者が感染対策を講じながら活動をされていると思いますが、そのような方々が発熱や咳などの症状があった際は、登校や出勤、または利用せず、医療機関もしくは長野保健福祉事務所の受診相談センターへご相談いただきまして、必要があれば、県が指定する医療機関でPCR検査、または抗原検査を行っていただくようになります。なお、この場合に行うPCR検査等は行政検査として保険適用となり、自己負担分についても全額公費負担となりますので、ご本人の負担はございません。

町内のこれら施設に従事する方や利用されている方の希望された皆様にはワクチン接種を終えておりますので、原則的には先ほど述べました対応をお願いしてまいりたいと思っておりますが、必要が生じた場合は速やかに検査を実施するとともに、感染拡大防止の対策を講じてまいりたいと思っております。

あと、年末年始等における帰省等による人の移動に伴う感染拡大については、昨年度の実態を踏まえますと同様の感染拡大が起り得ることが予想されます。議員がおっしゃる帰省後に、例えば夏に行いました長野市等で行ったPCR検査ということでは遅いと考えておりまして、仮に感染していた場合、帰省後、家族も感染してしまう可能性は高くなるものと考えられます。感染拡大地域からの帰省に際しては、帰省する前の2週間ほどはできる限り外出を控えるとともに、感染予防を徹底して行っていただくことが、大切な家族や周りの方、そして、ご自身を守ることに繋がります。繰り返しとなりますが、マスク着用やこまめな手洗い、手指消毒、室内の定期的な換気、大人数の集まりや人ごみを避けるなど3密の回避

など、基本的な感染予防対策の徹底のご協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 山ノ内町では明日からですか、希望者町民に無料PCR検査を行うということで、明日から受付をやるといような新聞報道がありました。小布施町は、町独自で町内の医師会とか、そういうところに協力をいただいて、町独自でやはりワクチン接種を進めるということも大事ですけれども、今、最近はワクチンを2回打っても感染するということが報道されております。そういう点では、やはりPCR検査が必要ではないかと思えます。そういう点で、町内医師会にぜひ協力を呼びかけて、PCR検査、町内在住とかの方たちには無料でやっていただきたいと思うんです。そういう点で、小布施町は考えることはしないのでしょうか。

県がやっているということで、小布施町はそれでよしとしているのでしょうか。そのほかにもきちんと医師会などに要請を行って、町内でやはり検査を受けられるような方法を取ることが必要だと思います。保育士とか学童、それと、介護職員の方たちはやはり自分が予防接種を受けているが、もしかしたら感染しているんじゃないかというような心配をしながら職務に当たっています。そういう点でも、安心して職務に当たれるように、やはりそういうケア労働者の方たちへのPCR検査を実施していただきたいと思いますが、そういう点でどのように考えているか答弁をお願いします。

○議長（小林一広君） 益満健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） ただいまの再質問にお答え申し上げます。

まず、町内医療機関の先生方等の協力を得て、PCR検査の実施をといようなご質問につきましては、先ほどあったワクチン接種につきましては、小布施町は個別接種で町内の医療機関7医療機関で実施をしていただきまして、7月末までには希望する65歳以上の高齢者の皆様が終われるようにということで、5月11日から始めたところで、非常に1日当たりの接種を多く行っていただいた結果、ほかの市町村よりも早く進めることができている状況でございます。

そんな中で、またこれからはインフルエンザの季節になってまいります。その点については先生方も非常に心配をしております、これからはインフルエンザの予防接種が始まります。また、健診事業もなかなか進んでいないところもございますので、そういったところもやっていかなければいけないということで、医療機関の中でも非常にご負担をおかけしてい

るというような状況もございますので、町が、不安だからということだけでよってPCR検査をお願いしていくということは、これまでの医療機関のご負担、あるいはこれからのワクチン接種等にさらにご負担をかけてしまうということにつながりかねないので、今のところ医療機関へのPCR検査については町独自では要望していく予定はございません。

あと、保育士等の感染しているのではないかとというご心配のところに対する検査の実施ということでございますが、これも先ほどと繰り返しになってしまいますけれども、ちょっと感染しているのではないかとという不安だけでPCR検査を行うというよりは、症状が出て、その後受診、医療機関、あるいは保健福祉事務所のほうでご相談をいただき受診をする中で、PCR検査等の判断をしていただきたいということで考えております。先ほども申し上げましたが、必要な場合が生じれば、検査のほうは実施をしていきたいとは考えておりますけれども、そのための準備のほうは備えていきたいというふうに考えております。

あと、全国的なワクチン接種の進捗と、あと、感染状況、そしてまた新たな変異ウイルスによる影響など、様々な状況を注視しながら、県の新型コロナウイルス感染症のPCR検査等実施方針というものもございますので、その方針を踏まえるとともに、町内医療機関の先生方からのご意見を総合的に判断しまして、必要と思われる場合については検査の実施をしてみたいというふうに考えておりますので、そのための備えについて検討しておくことを考えてございます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 今の答弁では、小布施町はやらないということですね。

それで、今まで小布施町はPCR検査を受けた方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。その方たち、人数はどのくらいいらっしゃいますか。これは、無料で受けているのでしょうか。その辺のところを答弁ください。

○議長（小林一広君） 益満健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） PCR検査を何人受けていらっしゃるかということについては、県の保健所のほうが疑わしい方について検査等を行っているわけなんですけれども、そういった情報については市町村には一切ございませんので、感染者は毎日プレスリリースで発表されておりますが、そういった情報でしか我々とすればつかんでいないというのが実情でございます。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（小林一広君） 続いて、6番、福島浩洋議員。

[6番 福島浩洋君登壇]

○6番（福島浩洋君） 通告に従い、1問4項目の質問をいたします。

子供たちの通学路の安全はについて。

今まで経験したことがない新型コロナ感染拡大により、県は小布施町を含む長野広域圏内にレベル5を発令しました。小布施町においても、役場、PTA、商工会等の各団体が対応し、検討し、感染防止対策や行動制限などを実施しております。この8月の大雨の農地復旧に各農家の方々も大わらわで、軽トラやSSがフル回転しております。小学校、中学の2学期が始まりました。通学路の整備も、以前に一般質問したときより改善されてきましたが、まだまだ未整備道路と思われる通学路がかなり見られます。通学時、下校時に後ろを振り返りながらやり過ごす児童も見受けられます。ニュースでご存じの千葉県八街市で6月28日に下校中の小学児童が、男女5人が死傷する痛ましい事故が発生しました。

そこで、安心して通学できる通学路についてを質問いたします。

(1) 現在の通学路においては、町道が農道との併用道路が大多数で、せめて両方の路肩に白線ラインは必須と思われるが、実施の考えは。

(2) 通学路の途中に開口水路が各所に見られる。子供たちが反対側の路肩に移動しなくてもいいように、蓋がけの整備の考えは。

(3) 長雨のためか、家庭の生け垣が通学路を塞いでいる箇所が随所に見られる。町として、自治会や所有者への指導の周知はどのようにするのか。

(4) 今年度から桜井町長が就任され、また、県から新井副町長が就任され、新町政が発足しました。以前要望した長野電鉄の踏切、大島福原間は幅員が大変狭く、危険のある高い場所です。住民はかなり気を使って通り抜けております。せめて1メートルほどの拡幅の依頼や県への働きかけ、または町独自の拡幅の考えは。新町政として、通学路の安全性を含めてお聞きいたします。

○議長（小林一広君） 芋川建設水道課長補佐。

〔建設水道課長補佐 芋川亨正君登壇〕

○建設水道課長補佐（芋川亨正君） 福島議員の子供たちの通学路の安全についての質問にお答え申し上げます。

議員ご質問にありましたように、子供たちを巻き込んだ交通事故が発生しております。最近では6月28日、千葉県八街市で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷する痛ましい事故が発生しております。この事故を受け、国、文部科学省、国土交通省、警察庁では、全国1万9,000校余りの公立小学校の通学路を対象に点検を行うこととし、小布施町でも8月30日に小布施町通学路安全協議会を開催し、危険箇所の洗い出し、点検、対策を検討したところでございます。

ご質問1点目の路肩の白線ラインに関してですが、議員ご指摘の道幅が狭く農作業車が通る生活道路で、白線のない通学路はあると思われまして、この部分につきましては、交通安全対策として、地元自治会からの要望、また、通学路安全協議会で危険箇所として取り上げられた場合につきましては、事業化として検討してまいりたいと考えております。一方、道路の幅の広い通学路においては、ほとんど両サイドに白線ラインが引かれております。しかし、年数が経過し、白線が薄くなったり、消えている箇所も見受けられます。このような箇所につきましては、毎年予算の範囲内で傷みの激しい箇所を中心に引き直しを実施しております。

子供たちの登下校時の安全を守る観点から、通学路を中心に現地確認をする中で、引き続き対応してまいります。

2点目の通学路の途中にある開口水路についてですが、こちらも通学路安全協議会において危険と指摘のあった歩行者だまり等は、危険回避措置を行うなど随時整備をしております。しかし、現在、蓋がけのない部分は協議会で特に危険と指摘されていない箇所、または、地元から蓋がけの反対意見が出ている箇所でございます。水路に蓋をかける場合には、地区の施設整備の観点から、地元地区要望事業となっており、地元負担金をいただいた中で事業を行っています。今後、地元自治会において蓋がけの必要性についてご検討をいただき、地元自治会の意向に沿って対応してまいります。

3点目の家庭の生け垣や樹木が道路にはみ出して危険な箇所の対応についてですが、町では伸びた樹木の枝等が道にはみ出さないよう、交通安全の観点で町報、広報おぶせ、町ホームページ等で指導周知をお願いしております。それでも年に数件の苦情が町に寄せられます。このような箇所につきましては、地元の交通安全協会支部に点検をしていただくとともに、はみ出している枝等の確認、指導をお願いし、その地区の交通安全の確保をしていただい

おります。なお、危険度の高いもの、緊急性のあるものは随時対応しています。

4点目の長野電鉄大島踏切の拡幅についてですが、大島踏切のある町道は平成9年に県道の付け替えにより小布施町に移管された道路であり、県道当時から幅が狭く、車のすれ違いができない踏切、遮断機、警報機のある第1種踏切でした。このような状況の中、平成23年に大島自治会から大島踏切の将来的拡幅要望がありました。本踏切の拡幅要望をいただいた後に国・県に相談をしています。

国・県からは、拡幅の条件として、遮断機、警報機のない近隣の第4種踏切であるカラサワ踏切の廃止が必要であるとの指導がありました。踏切拡幅事業には多額の事業費がかかるため、国土交通省から鉄道事業者、道路管理者へ事業費の2分の1を交付金で補助する補助制度が設けられています。大島踏切の拡幅も多額の事業費が必要とされていますので、町としても補助事業で施工を行いたいと思っております。近隣第4種踏切のカラサワ踏切の廃止は交付金の交付条件でありますので、切り離して議論できないものと思っているところでございます。大島踏切拡幅につきましては、平成27年から地元大島自治会が中心となり、関係者による意見交換会が行われていますが、一部の方から、カラサワ踏切の廃止に対して反対意見も出ていますので、地元の意見統一ができた段階で対応していきたいと考えているところです。

踏切本体以外の対策として、横町から大島踏切までの通学路につきましては、昨年度までに開催された安全協議会でカラー舗装の対策が必要とされた箇所であり、現在カラー舗装を交通安全対策事業として行っております。本年度、令和3年度から来年度にかけての2年間で、大島踏切まで行うこととしております。この大島踏切から西側、玄照寺までの通学路につきましては道路幅が狭く、この部分がボトルネック状態であります。8月30日に開催されました通学路安全協議会でも、この部分の安全対策が必要との指摘があり、踏切から玄照寺までの区間の通学路については、引き続きカラー舗装が必要な区間として取り上げられておりますので、交通安全対策事業として今後も取り組んでいく予定でございます。

このほか、ハード面だけでなく、車を運転する方に安全な運転を呼びかけるなどして、登下校の安全確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（小林一広君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） ただいまの件につきまして再質問いたします。

7月26日の夕方、中野市内の某長野電鉄踏切で自転車が転倒し、乗っていた男子11歳の児

童が間に合わないとの判断で、自転車をその場に置いて逃げて無事でした。子供たちの安全な通学路確保において、先ほど担当者から大島福原、長野電鉄の踏切の答弁がありました。近隣住民の皆様からも以前から改善の要望が出されております。新町政として、安全な通学路の観点から、桜井町長はどのようにお考えでしょうか。お聞きいたします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 福島議員の再質問にお答えをいたします。

確かにあの大島踏切はとても危険な踏切である。それは私も重々承知を、認識をしております。同じように、その踏切から玄照寺までの道、これもまた非常に細い、やはり車の行き来が厳しい。通学のときには、かなり子供たちが気を使っているというのも重々把握をしております。現状、あの踏切だけ単体で広げた場合に、やはり道が狭いものですから、あまり広げられない状態であります。できましたら、踏切、それから、あそこの狭い区間、トータルで拡幅を考えたいなというふうに思っております。

それから、先ほどの説明にもありましたけれども、交付、補助を受けるためにはカラサワ踏切の閉鎖というの1つに入っております。やはりかなり、特に道路まで含めるとかなりの工事になる。そのコストを考えますと、やはり踏切の補助というのは得たいなというのも本音でございまして、あそこのカラサワ踏切を使っていच्छる方々への説明と、納得いただけるというの、これも併せて進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（小林一広君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

明日は午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（小林一広君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 1時49分

令和3年小布施町議会9月会議会議録

議事日程(第3号)

令和3年9月10日(金)午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	関悦子君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	畔上敏春君	健康福祉課長	永井芳夫君
健康福祉課長 補佐	益満宗博君	産業振興課長	富岡広記君
建設水道課長	林信廣君	建設水道課長 補佐	鈴木利一君

建設水道課長
補佐

芋川享正君

教育次長

藤沢憲一君

監査委員

畔上洋君

事務局職員出席者

議会議務局長

涌井典男

書

記

柘津貴子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小林一広君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は昨日の継続であります。

昨日に引き続き、順次質問を許可します。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（小林一広君） 最初に、12番、渡辺建次議員。

[12番 渡辺建次君登壇]

○12番（渡辺建次君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして順次質問させていただきます。

まず、1問目、生活困窮者へのプッシュ型支援の考えは。

新聞等の報道によりますと、生活困窮者を対象とした生活就労支援センターまいさぼへの相談件数が平成15年度の開設以降で、7月29日現在、過去最多、前年度比約2.3倍の8,512件

に上りました。また、生活保護については、昨年12月から今年3月までで、前年同月比申請が3ないし4割増、支給決定は1ないし5割増になっています。

県地域福祉課は、生活困窮者には長期的に支援することが必要であると言っています。

町の状況について質問いたします。

1点目、小布施町のまいさぼと生活保護相談状況は、どのようになっているのでしょうか。

2点目、日本の社会保障給付は申請主義が基本だが、危機下では助けを必要とする人ほど、どんな支援があるかを把握できない状況に陥ると言われています。要支援の該当者の申請がなくても、行政の側から寄り添ったプッシュ型支援が今こそ必要だと思われれます。プッシュ型支援ができる方策は考えられないのでしょうか。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） おはようございます。

それでは、私のほうから、渡辺議員の困窮者へのプッシュ型支援の考えということで、ご答弁をさせていただきたいと思います。

生活保護法による保護の決定は、長野保健福祉事務所で決定しています。当町における生活保護費受給者は、令和元年末で5世帯5名、令和2年度末で6世帯6名、令和3年度8月末で8世帯10名です。したがって、今年度2件の相談があり、生活保護の受給が決定されているということになります。新規相談案件は、病気により就労困難となり相談に来られるケース、これが増えているというふうに考えています。

生活保護申請にかかわらず、生活困窮の可能性のある相談については、県社協が運営するまいさぼ信州長野と連携し、生活保護申請に至る前段階から関わっています。日常的な関わりとは別に、2か月ごとに役場関係者、これは税務、会計、それから教育委員会、地域包括支援センター、福祉係でございます。それから、県社協のまいさぼ信州長野と県関係者ということで、教育事務所や保健福祉事務所などで構成されておりますまいさぼ定例会議を開催し、案件の進捗確認に当たるとともに、新規案件の情報共有を行っています。

この会議の構成メンバーが横断的であることが評価されまして、先日は、県内のほかのまいさぼ事業所から視察が来ております。増加傾向にある生活困窮案件の相談においては、今後もまいさぼ信州長野と連携した対応に努めてまいります。

次に、要支援の該当者の申請がなくても、行政の側から寄り添ったプッシュ型支援、その方策ということでございます。

まず、どなたを対象に、どのような支援が必要で、適切な支援になるのか、支援することによって、どのような道筋でその方の生活を改善していけるのかなど、ご本人とお話ししながら判断・支援していく必要があると考えています。

昨今、新聞報道等で、コロナ禍の影響で生活が苦しくなっている方が増えているとの報道については承知しています。しかし、町民の誰が苦しんでいると的確に判断することは現実的に難しく、町が積極的に支援するのではなく、相談しやすい体制の整備に注力しております。町内外にその窓口を広げる努力を継続してまいりたいと考えております。

なお、プッシュ型支援につきましては、令和2年度に国の制度を活用し、6月に小布施町子育て世帯臨時給付金、7月に小布施町ひとり親家庭等応援給付金を行っております。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、今年度も国の子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金によりまして、令和3年4月分の児童手当・特別児童扶養手当の受給者で、かつ令和3年度の住民税均等割が非課税の方を対象として、児童1人当たり一律5万円を支給したところでございます。

ただし、住民税均等割が非課税のご家庭に、今年の4月以降、来年2月までに生まれた新生児や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税のご家庭と同様の事情にあるなどの場合、申請をいただき確認の上、支給することとなっております。

今後も国の給付金などと並行して、町が上乘せ支給できる場合、かつ町の負担する財源にも国・県の支援が見込まれるなど条件がそろった場合、プッシュ型支援というものについて考慮してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それじゃ、2点お願いします。

生活保護申請件数、申請の件数ですね、それはどのくらいあったのか。それと不認定ですね、どのくらいの不認定になったのか。また、その理由はどうなのかと、いわゆる水際の状況ですね。よく問題になるところですけども、どうしても申請を、抑制的になるというか、やらない人が多いというふうな情報ありますけれども。

2点目として、先ほど生活困窮者の把握は難しいとおっしゃいましたけれども、そういう状況にありそうな人に対して、いわゆる救済情報の発信ですね、これはどのようにされてい

るのか。この2点についてお伺いします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 保護の申請件数ということでございますが、今年度も申請については、これまで2件ありまして、それらについては全て、相談の上、生活保護が県のほうで決定されているというような状況でございます。

病気などを理由として、生活が苦しくなってしまうというご家庭が多いようですので、そういった点には十分注意をしているつもりでございます。ただ、こちらから、生活保護を受けたほうがいいんじゃないですかというふうに働きかけたりしているものは、今までなかったかなというふうに思います。

状況にある方についての情報発信ということでございますが、これについては、町のほうで常時受け付けさせていただいておりますというようなことをアナウンスさせていただいているという状況でございます。特にこういった手段でということにつきましては、申し訳ありません、できていないかなと思われま。ホームページ、それから町報などで、適時必要な情報の発信に努めたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2問目に移ります。

児童・生徒の視力低下を防ぐには。

文部科学省の2019年の調査によると、視力1.0未満の小学生は34.5%で、調査が始まった1979年の17.9%から倍増、中学生も同年35.1%から57.4%と大きく増え、ともに過去最悪です。

人間の目は近くのものを見るとき、眼軸長と呼ばれる眼球の前後の長さを伸ばしてピントを合わせるが、近くを見続けると伸びたまま戻らなくなり、近視になるそうです。眼軸長は成長期に伸びやすく、子供は大人より近視が進行しやすいということです。

国のGIGAスクール構想に基づき、小布施町の小・中学生にも端末配布がなされ、今後、端末による授業が頻繁に行われると思われま。そこで懸念されるのが、児童・生徒の視力低下です。

文部科学省の有識者懇談会でも、適切な使い方をしないと視力低下を助長しかねないという意見が相次いで出されているそうです。萩生田光一文科相も、最新の医学的知見に基づく対応が重要だと述べ、対策を強化されています。全国の自治体の中には、各学校に活用ルール、就寝30分前には使わない等を示したり、低学年にも分かりやすいイラスト入りのポスタ

ーを作って校内に掲示したりするところもあるそうです。

ある医療関係大学教授によるデジタル機器による近視を防ぐポイントとして、姿勢を正し、画面と目を30センチ以上離す。30分に1回は20秒以上遠くを見て目を休める。3番、直射日光を避け、木陰などで自然光を浴びる。4番、室内を適度な明るさにするなどが提言されています。

数か月あるいは数年後に深刻な視力低下を招かないように、端末機器を使う際のルールや留意点をまとめ、児童・生徒や保護者に周知すべきだと思いますが、見解を伺います。

1点目、ある研究機関の試算では、2050年には世界の2人に1人が近視になると見込まれているそうです。小布施町の児童・生徒の裸眼視力1.0未満の割合は、どのように推移していますか。2点目、スマートフォンの普及も影響があると思われます。栗ガ丘小学校や小布施中学校の普及率と使用実態、また、児童・生徒と保護者への使用ルールの周知はどのようになっていますか。3点目、タブレット端末の使用方法について、授業での対応と家庭での対応はどうなっていますか。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） おはようございます。

それでは、渡辺建次議員の2つ目のご質問、児童・生徒の視力低下を防ぐにはにつきましてご答弁をさせていただきます。

3項目ご質問いただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の小布施町の裸眼視力1.0未満の割合はどのように推移しているかにつきましてでございますが、近年の視力検査の結果を見ますと、小学校では、裸眼視力が1.0未満の割合は平成28年度が29%、29年度は22%、30年度は23%、令和元年度は22%、昨年2年度は21%と、年度によりばらつきはありますが、ほぼ横ばいで推移をしております。

中学校でございますけれども、平成28年度は49%、29年度は51%、30年度は56%、令和元年度は58%、2年度は63%と増加傾向にございます。

2つ目のスマートフォンの小・中学校での普及率と使用実態、児童・生徒と保護者への使用ルールの周知はどのようになっているかのご質問でございます。

今年度1学期に行った小学校3年生から6年生までの児童を対象にしたアンケート結果によると、「自分のスマホを持っている」が14%、「家族と共用のスマホがある」が36%、「スマホを持っていない」が50%でした。中学校でありますけれども、「自分のスマホを持

っている」が36%、「家族と共用のスマホがある」が30%、「スマホを持っていない」が34%でありました。

用途で多いものは、上位から、動画を見る、ゲーム、調べ物をする、これは勉強以外のものがございます。続きまして、音楽を聴く、その後に、勉強の調べ物をする順番でございました。少数ですが、SNS、電話、買物の利用もございました。

学習以外のメディアの利用時間につきましては、小・中学校ともに30分以内、30分から1時間、1時間から2時間の割合が多くなっております。また、小学生は夜9時頃、中学生は夜10時頃までには使用を終えているようであります。しかし、中には、平日6時間以上、休日10時間以上も使用していたり、夜中の3時過ぎまで使用しているという、注意や指導が必要と思われる例も見受けられました。

これを受けて、学校において、児童・生徒にメディア利用の留意点や危険性について指導するとともに、保護者に対しても、お子さんとの間でメディア利用の約束事を決めていただいたり、フィルタリングやペアレンタルコントロールを設定したりして、健康被害やトラブルの生じることがないように注意をお願いしております。

3点目のタブレット端末の使用方法について、授業での対応と家庭での対応はどのようなになっているかというご質問でございます。

令和2年度において整備いたしましたタブレット端末については、本年4月から校内での使用を始めています。当初、夏休みをめぐりに、家庭への持ち帰りも予定しておりましたが、タブレット端末へのフィルタリングに今時間を要しておりまして、現在、児童・生徒が自身で端末を管理するための指導を行うとともに、端末使用のルールを整備しているところでございます。

ご質問にありました画面と目を30センチ以上離す、30分に1回休憩を取るなどは、目を守る上で大切なことであり、端末使用のルールに盛り込んでいく予定でございます。

このほか、自分の持ち物として大切に使用する、積極的に使いつつも不適切な内容には注意をする、困ったことがあったらすぐに相談するなどといった、機器の丁寧な扱いや情報モラルについても触れていきたいと考えております。

端末の家庭利用につきましては、児童・生徒ではなく、保護者の方々にもご理解をいただかなければなりません。その趣旨や目的、利便性と危険性、留意すべき点など、町や学校の考え方を示し、ご協力をお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それじゃ、2点、再質問させていただきます。

スマホ利用のルールづくりに関してですけれども、危険性という意味では、最近ちょっと有名になりました、いわゆるスマホ脳について、どの程度考慮されてルールづくりをされているかということです。

マイクロソフトのビル・ゲイツ氏やアップルのスティーブ・ジョブズ氏が、自分の子供にはスマホをはじめとするデジタル機器を持たせず、使用も制限したと言われていました。スマホ脳だけに、スマホはノーということでしょうけれども、スマホ等の長時間使用は脳の発達に悪影響を生じさせる。すなわち、スマホ等の使用時間と学力低下に相関関係があるということが、7万人以上の児童・生徒の調査により実証されています。これはエピソードではなくエビデンスなんですけれども、利用時間が1時間ぐらいが最適なようです。

要するに、使えないということは、それだけ学力が低いということで、1時間より使い過ぎると、また時間を取られちゃって勉強ができないということで、1時間ぐらいは、使う能力もあり、なおかつ勉強時間も保護できるというらしくて、1時間ぐらいが学力も、ちょうどその辺で高まるというふうに言われていますけれども、利用時間の割合、先ほど30分、あるいは30分から1時間、1時間から2時間とありましたけれども、もし割合が分かれば、どの程度の使用時間になっているのか。

それから、2点目ですね。

タブレット端末の利用における画面とのフィジカルディスタンス、これが30センチ以上が理想だというふうに言われています。よく最近のニュースでも、机が狭いんじゃないかという問題の指摘がありますけれども、最近、こういうところに取り付けられる拡張板が出たそうですけれども、利用する予定があるかどうか。

その2点、お願いします。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のスマホのルールづくりの関係でございます。

議員ご指摘のとおり、30センチ目を離すとか、そういう部分はとても大事なことだと考えております。現在、先ほど答弁でお答えさせていただきましたが、小・中学校において、これから家庭に持ち帰ることを考えて、それに向けたルールづくりを今進めております。その項目の中にも、先ほどの目を離す部分、あるいは時間を決めて行う部分等も明記する中で、

学校と、やはり家庭のほうで連携をしながら進めてもらうようなことで、今、ルールづくりにつきましては進めているところでございます。

また、2点目のスマホの利用における学校のタブレットの、これから授業で本格的に使用に至るわけでございますけれども、目を守るための板の使用につきましては、今後それぞれ学校のほうで授業を行う中で、そういうことがまた必要であれば、対応していくということで今考えておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、3点目に移ります。

8050問題、これは80歳の親が50歳の子供を見るという、そういう8050ですが、ひきこもり対策の進捗状況と不登校対策、厚生労働省の定義では、ひきこもりとは仕事や学校に行かず、家族以外の人と交流をほとんどせず、6か月以上続けて家にいる状態にある者とされています。2019年3月の内閣府の発表では、15歳から64歳で115万4,000人ということです。

長野県の2019年2月から4月の実態調査では2,290人、過去5年間で1,000人以上増加しています。厚生労働省は、ひきこもりを中心に、介護や困窮という複合的な問題を抱えている家庭に対応するため、市町村の体制整備を促す方針を決めています。

また、2020年10月、文部科学省の発表によると、不登校の小・中学生は2019年、全国で18万1,272人、そのうち小学生は5万3,350人、中学生は12万7,922人で、2018年を1万7,000人近く上回り7年連続で増加、長野県教育委員会の発表では、県内の不登校は2019年度、3,551人、そのうち小学生が1,178人、中学生が2,373人で、過去最多を更新しているようです。

以上を踏まえ、町の状況を伺います。

1番、小布施町のひきこもりの実態はどうか。これは以前にも質問していますが、対策の進捗状況について伺います。

また、コロナ禍における巣籠もりの影響はあるのかどうか。1点目、何らかの支援が必要な人の把握、2点目、支援の現状、3点目、当事者や家族を支える体制整備について。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、ただいまの8050問題、ひきこもりの実態等について、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

最初に、何らかの支援が必要な人の把握ということでございます。

議員ご指摘のように、2019年の調査で、民生委員さんの協力を得まして、町内では約12人ということで確認しています。関係機関へのつなぎ、こちらから積極的に働きかけができていない現状ではありません。

支援の現状でございますが、町などの公的支援につながるまでが非常に困難なケースが多くございます。まずは相談しやすいように、町内外に相談窓口があることを発信し続けているという現状でございます。

次に、当事者や家族を支える体制の整備についてでございます。

相談から多くの関係機関による重層的な支援につなげられるよう、福祉係、包括支援センター、保健師、それから職員外ですが、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士が連携して支援に臨んでおります。

厚生労働省は、ひきこもり、介護、困窮など複合的な課題を抱える家庭に対応するため、市町村に体制整備を促すということについてでございます。

複合課題の窓口の一本化ということにつきましては、現状、ひきこもりということ自体を課題として相談に応じている案件というものはございません。ただ、実態としてひきこもりがあったとしても、精神的な悩みや生活上の課題の解決に向けた相談として、こちらのほうでは受け止めさせていただき、具体的に対応させていただいております。課題が何かは問わず、成人や高齢者であれば、まず保健師、それから地域包括支援センターへ、不登校などであれば、まず小・中学校などに相談していただくようお願いしまして、町としては複数の窓口を開けているという状況でございます。

ご家族であっても、ご本人がどういう気持ちで過ごしておられるのか、何につまづき悩んでいるかは分からないと思います。精神・心理の専門職と共に、我々職員が話を聞かせていただく機会をつくっていただくことが大切ではないかというふうに考えておりまして、そのように今後も対応していきたいと思っております。

なお、町では、生活困窮を課題としていても、県社協のまいさぼなど、生活面での相談・支援に当たる機関と連絡が取れます。また、精神面での課題であっても、多機関の協働による包括支援体制などを活用してお願いした精神保健福祉士や、自殺対策の関係でお願いしております臨床心理士などと連携ができておりますので、一定の相談を受けながら、医療へとつなぐことを目的として、取組を進めているところでございます。

今後も、相談から支援へつなぐ体制整備に有効な補助事業を見極めて、財源を確保しながら、まず母子保健で把握した子育てに関わる情報から、エンゼルや幼稚園、保育園、それか

ら小学校までの見守りを視野に、体の悩み、心の苦しみ、生活に困っておられる場合など、複合的に対応できる体制を充実してまいりたいと考えております。

ただ、子供を中心とした見守り、高齢者を中心とした見守りなどを全て視野に入れて、複合的な課題に対応していくことは難しく、また対応する人、専門職の確保だけでは解決することもできないというような状況でございます。同時に、受皿となる様々な事業として、高齢者における介護保険制度のサービス事業、それから障害者福祉制度のサービスの事業のような、そういった充実というものが期待されるんだろうなというふうに思っております。

具体的には、サービスを提供できるようなサービスの事業者、そういった事業者や組織された団体があるということも、今後大切なのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員、2と3の質問をしていないようなんですけれども。

渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） すみません、次のページのところ、めくっていなかった。申し訳ないです。2点目、3点目になるのかな、すみません。

町の児童・生徒の不登校の推移と対応策について。

2点目は先ほどの答弁に入っていますよね。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） 3点目の小布施町の児童・生徒の不登校の推移と対応策というご質問にお答えしたいと思います。

毎年、文科省に報告しております児童・生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査というのがありまして、そこに不登校の人数を報告しております。小学校では、かつてはほとんどなかったというんで、平成28年はゼロでした。29年度、30年度、令和元年度は、ともに3人でした。令和2年度は5人でした。このところ、順次増えております。

ただ、中学校も順次増えておりまして、平成28年度は4人、29年度は7人、30年度は8人、令和元年度は10人、令和2年度は13人という報告になっております。小・中学校、いずれも増加傾向であります。県や日本の状況と、ほとんど同じ状況になっております。

小学校では、不登校の未然防止策として、日々の児童の見守りとともに、年2回、学校生活いじめアンケートの調査を基に教育相談を行っております。子供たちの不安や心配を早い段階で捉えられるように努めています。スクールカウンセラーによる相談についても、随時

呼びかけをして、希望があればカウンセリングを受けることができるということを周知しています。また、小学校の学級担任は、欠席があった日には電話で連絡を取り、欠席が3日以上続いたときには家庭訪問を行っております。

中学校では、かつて不登校対策のご質問をいただいたのと同じ答えなんですけれども、3つの場面でフォローしております。1つは、担任や学年教員によるフォロー、それから2番目は、保健室によるフォロー、3番目は、不登校支援員によるフォロー、これをベースに、生活や勉学のフォローを行っていますが、集団が苦手だ、要するに大勢の中へ入れないという生徒に対して、生徒が下校した後、教室で懇談や個別指導などを行っているということもあります。これによって、登校ができる日が増えたという成果もありました。

また、昨年度は、町の精神保健福祉士が小学校の6年生全員と個別面談を行いました。それから、中学校においては、生徒への講話を行いました。それによって、子供たちの不安の解消に努めております。

なお、去年行った小学校6年生、今、中学校1年生になっておりますので、令和3年度は、中学2年生全員に対して個別面談を行っていく予定であります。さらに、外部機関との連携も行って、スクールカウンセラーによるカウンセリングのほか、スクールソーシャルワーカーとの連携、医療機関の受診などについても対応できるように準備をしております。

昨年からは、試行的にというか、取りあえずやってみるって変ですけども、月曜日と水曜日と金曜日、月水金の午前中に、北斎ホールの2階の一番奥まった部屋で、児童・生徒の居場所としての中間教室を開いております。学校への復帰や教室復帰への一つの段階として有効に機能していきたいと、こう思っております。

昨今のコロナ禍にあって、不安やストレスを抱えている児童・生徒もいます。学校、教室に限らず、そのお子さんにとってよりよい学びの環境を考えるとともに、社会や地域とのつながりを切らないように、保護者との連絡・連携を密に取っていきたいと思います。加えて、今後の学びを保障するツールとして、タブレットが1人1台配られておりますので、その活用というので、できるだけ自宅にいても勉強ができると、こういうふうな方法を充実させていきたいと、こう思っております。

以上であります。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それじゃ、3点お願いします。

まず、1点目は、ひきこもり者の人数が、数年前まで30名だとお聞きしたんですけども、

今回12名ということで、大きく改善されていますけれども、どのように対応されてきたのか、もしその推移が分かればお願いしたい。

2点目ですけれども、少ない職員で複合的な問題を解決するということは、非常に私は困難だと思います。民間で様々なサービスを提供できる事業者を育成することが重要であるというふうに答弁されていますが、そこで行政が手助けできるのは、どのようなものがあるのか。とんなことを考えられるかですね。

3点目、先ほど中間教室についてお話ありましたが、もう少し具体的に、どのような事業をされているのか、ちょっと付加的にお願いします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 大変申し訳ありません、30名ということですが、公式に数を把握したのは、2019年の12人というふうに考えております。その以前に、状況がつかめない段階で、30人ほどいるのかなというふうに想定していたのではないかとというふうに考えております。

大変申し訳ないんですけれども、ひきこもりの実数というのについて、正確に把握できているかと言われると、今そうではない状況にございます。ですので、繰り返しになりますけれども、しっかりと相談を受けさせていただく。その窓口を学校関係、それから私ども福祉関係のところで、しっかり整えていると思っておりますので、生活が苦しいというような関係、それから心、体の悩み、どのような内容でも結構ですので、声をおかけいただきたいと思っております。

まず、町の職員がお話を聞かせていただきますけれども、詳細なお話、それから、どうしても職員などでは言いづらいようなお話もあるかと思っておりますので、第三者的に精神保健福祉士や臨床心理士が間に入り、必要であれば県等の機関にも直接つなぐことができますので、ご相談をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） 今、中間教室について再質問ありました。

その前に、何で不登校がこんなに増えちゃうのかなと、こういうことなんですけれども、かつては不登校というのは、ある意味悪だとか、学校へ通えないというのは悪いことだと、こういう感じだったんですが、今は必ずしも悪という感じではなくて、どこかに弱さが出ているんだと、こういうことなので、その弱さを解決すれば学校へ通えるんだと、その弱

さを解決するのにどうしたらいいかと、こういうことなんですけれども、そのほかにまだ、児童・生徒がスマホで連絡取り合って、あんた、今日行くの、私、ちょっと今日行けないんだけどもという、行けない子供の数が増えるというか、自分と同じ環境にある子供さんが増えるというのも、何となく、私だけじゃないんだなと、こういうことで、徐々に行けなくなってきていると、こういうことであります。

ただ、自分の立ち位置がだんだん変わってきて、中学1年や2年のときは不登校であったとしても、3年になると受験というのが迫ってくるわけで、自分の気持ち、あるいは自分の自宅で学習する意欲というのが、3年になると、ある程度高まってきます。そうすると、不登校の人数が減ってきて、仮に不登校であっても、かつて150日不登校だったものが50日で済むとか、そういうふうに徐々に、3年になると改善はしてきます。

それで、じゃ中間教室って何なのという、居場所なんですね。居場所は自宅というのものもあるし、子供がいなくなった後の放課後の教室というものもありますし、極端に言えば図書館もあるかもしれませんが、その一つの中で、中間教室というのを設けてみようというんで設けています。

今、主たる先生は、歴史民俗資料館のカワカミ先生です。彼が、月水金の午前中はずっといると、誰も来なくてもいると。それから、サブは今、教育相談員のヤマザキシゲル先生がサブについてやってもらっています。最初は中学生がぱらぱらと来たんですが、そのうちにちょっと来なくなって、ゼロも続きましたが、この頃は小・中学生3人ぐらいが、常時3人来るというわけではありませんけれども、入れ替わり立ち替わり来ているという状況です。そこで、だんだん心を落ち着けて、できれば学校のほうへ戻れるという、そういう状況をつくっています。

特別、すごく勉強だけ教えているということではなくて、居場所なので、ゲームやったりもしております。授業もやっておりますけれども、そんな感じであります。

以上です。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 2点目のところで、いわゆる民間のサービス事業者の育成ということですね、それについてのちょっと答弁が漏れたと思うんですけれども、やっぱりひきこもりの人に対して、相談に来いということ自体が無理なんですよ。ですから、献身的に伺って、大変ですけれども、テレビ等でもいろいろ放映されていますけれども、それで解決するというわけで、とても町の職員の方がそこまでやるというのも、私は無理だと思っています。

ですから、民間とか、そういうところをお願いするということになるとは思いますけれども、その手助けは行政としてはどういうふうに行うことができるのか、そこをお願いします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） サービス事業者と申しましたのは、介護保険、それから障害福祉サービスなどにおいて、実際に我々が相談にあずかった後、そういった事業者の皆さんにお願いし、サービスを提供していただくことで、その方の生活面、それから地域との関わりなどが広がりを持ってきているというふう感じておりました、生活困窮については、そういった制度が今ないというふう考えております。

今後、そういった事業者の育成が可能なのか。また、どういう方を対象にそういうサービスが提供できるのか、そういう課題はあると思います。そういった課題を県や国のほうにも申し上げさせていただき、そういった制度ができるように呼びかけをしていきたいなというふう考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で、渡辺建次議員の質問を終結いたします。

◇ 寺 島 弘 樹 君

○議長（小林一広君） 続いて、1番、寺島弘樹議員。

〔1番 寺島弘樹君登壇〕

○1番（寺島弘樹君） おはようございます。

改めて、寺島弘樹でございます。よろしくお願いをいたします。

私のほうからは、今回、デジタルに特化した質問をさせていただきたいと思っております。今やデジタル、そしてグリーン、環境というんですかね、こういった大きく2つの課題、こういったものが、いろいろな場面で論議等々されていると思います。

今回、この課題の中で、デジタル面に関わる行政サービス、行政改革に向けた人材の確保及びIT運用改革について質問をさせていただくわけです。

まず、行政サービスの最近の主な論点としてですけれども、長年の紙、ペーパーに代表されるように、デジタル化への活用の遅れというものが言われて久しいですね。デジタル社会の実装、こういったものについての未整備というものが、長らく指摘をされているところ

です。

ご案内のとおり、いわゆる判こ行政、そういったことに代表されるものもありますけれども、そういった脱却への動きがあることは確かです。紙での提出が求められ続けていくということについては、本来のデジタル化への潜在的な能力といいますかね、そういったものは、なかなか生かしていけないだろうと考える次第です。

たしか、振り返ってみて、2001年ですかね、e-Japan構想というものがありませんでした。ここでも、e-Japan構想の中にうたわれたデジタル社会の実現、こういったものが華々しく、その中にうたわれていたかと思っておりますけれども、いまだ途上といった、こういった現況が、行政をはじめ医療、それから教育面であったり、あるいは産業界等々であぶり出されていると、そんな状況かと思っております。

ここ小布施町においてですけれども、誰一人取り残さない。町民全てに優しいデジタル社会を築き上げていくことに、異論を挟む余地、こういったものはないと思われま。

まず、その入口としても、小布施町というか、こういった基礎的な自治体として必須の住民への行政サービス、その中で、窓口業務と呼ぶのがまずありますけれども、こういった窓口業務の事務処理、これをオンラインで希望する全ての人に対して対応できるようにしていかなければ、今後はならないだろうと、私の認識であります。

既に役場の庁舎内では、AIといいますか、RPAといった、そういった事務処理が一部導入をされていらっやいます。そういった定型的・日常的な業務に忙殺されることなくして、こういった人工的な知能、AIだとかRPAというものがこれからますます、こういった行政面の中で取り入れられることによって、では、そういったことをどういった形で、職員に違った方向で振り向けていくのかということ、当然ながら、住民に向けた行政サービスの中で、やはり創造的な場面の仕事をつくっていくとか、あるいは町民に向けた行政サービス、そういったものに対する取組というものを、一層真剣に職員にエネルギーを使ってもらおうとか、そういったことに振り向けていく、そんな大きなきっかけになるのではないかと、いう形で考えております。

今申し上げたように、政策企画立案型、あるいは創造的な業務、そういったものに特化をしていく。そして、町民とのコミュニケーション能力、そういったものを発揮できるような職務内容に、まさに組織として改革をしていくんだらうというようなことが期待をされるわけです。

このことから、行政におけるDX、デジタルトランスフォーメーションとよく言われてお

りますけれども、DXを推進するために、今、人材とIT運用改革、これが課題と考えておりますので、3点について、今回お伺いしたいと思います。

まず1点ですけれども、ご承知のとおり、9月に政府、国においては、デジタル庁、これが発足をいたしました。この中で、自治体としてやはり注目をしていかなければというか、捉えていかなければいけない大きなポイントとすれば、情報関連のシステムの標準化、それから共通化といったものがあります。

いずれにしましても、これから国からの戦略だとかビジョン、そういったものが随時提示をされてくると承知をしておりますけれども、当然ながら、ここ小布施町においても、そういった制度対応であったり、あるいは準備、そういったものが検討されていくであろうということは必定かと思えます。

そこで、今回、情報システム、それからアプリケーションの構築を始めて、行政サービスでのデジタル実装、こういったものを進めながら、新たな取組、こういったものが求められていく中で、IT人材の行政組織への取り込み、抱え込み、そういったものについてのご認識をお聞かせください。

あくまでも私の私見ですけれども、システム整備については計画を立てていく。計画立案から調達まで、IT関連企業へのまず委託ですね。物件費の中の委託料ですけれども、そういった委託をはじめとした依存が、非常に高くなってきているという認識を持っております。これは、必ずしも小布施町だけが高い、小布施町だけが、こういったシステム関連で委託をしているということでは当然なくして、これは近隣市町はじめ、日本全国1,740有余の小規模自治体も含めて、こういった委託料が非常に高くなってきている、依存が高いというようなことは承知をしております。

しかしながら、こういったシステムの保守運用、これが外注頼みでいいのかどうか、あるいは硬直化というものが進んでしまうんじゃないかというのが、私が危惧をするところです。

ひっきょう、メンテナンスのみで、より戦略的なものに変えていこうといった場合に、職員としての動機づけとかモチベーションがなかなか保てない。平たい言葉で言うと、業者からの、あるいは大変失礼な言い方かもしれませんが、言いなりになってしまうとか、なかなか、行政としての需要がまず最初にあるのではなく、業者側からのリードに基づいた発注の仕方であったりというような形で、硬直化が進んでしまうんじゃないかということでもあります。

さらには仕様書、これは委託する場合には必ず、それぞれ皆さん、職員の中では仕様書を

作成されるわけですが、ことこういったシステム関連の仕様書については、なかなかブラックボックスといいますか、分からない、分かりかねるということで、実はこれこれこういうことなんだけれども、ちょっと考えてくれないというような、仕様段階から任せてしまいたいな、そういった傾向も、これは小布施町だけじゃないですよ、各自治体の中では表れてきているのかなという形で、ちょっと考えております。

そういったことで、危惧、危惧と申し上げてきましたけれども、組織としての調達能力、こういったものがやはり、少なくともだんだんに低下をしてしまうのではないかというようなことを今回質問の中に入れております。

それから、当然ながら、ある特定のベンダーといいますか業者ですね、それが入札をする、システムの保守運用が、少なくとも数年あるいは十数年、1社のみのもので随意契約あるいは運用ということで、ある意味、短期的には役場、業者がウィン・ウインの関係かもしれないんですが、それが長い目で見ると果たしてどうなのかというようなことも、ちょっと危惧をしています。

それから、次に、大きく2点目に移らせていただきます。

こういったIT化の進展、進みというのは、止まるわけではないんですが、当然それに伴って行政事務の中身が変わってきます。先ほど来申し上げているように、職員が定型的・日常的な業務に忙殺されることから、より創造的な業務、そういったものに可能な限りシフトして、町民への共感をベースとしていただくと。

共感ということですが、なかなか役場の中にいると、役場の論理といいますか、役場の考えの中に捉われつつあるんですが、一住民、あるいは一、隣同士で、いろいろおじさん、おばさんとかおじいちゃん、おばあちゃんとあれする中では、自分もそうなんだよね、でも、なかなか役場の中にいると、そういうことはできないんだみたいなことも、そういったことも関わるかもしれません。

まずは、町民への共感をまずベースとして、新たな事業をつくっていくとか、掘り起こしをしていただくとか、あるいはコオペレーション、要するに協働ということなんですけれども、協働、こういった業務に、職員の能力であったりマンパワー、そういったものにやはりぜひ傾注をしていただきたいという形で考えています。

このことから、IT化に伴う人に着目した組織の改革、こういったことによって、セキュリティ確保というのは当然ながら、官民連携ということは前々から言われております。特に高度な官民連携ということで、デジタルでの官民連携というものもある程度特化しながら、

具体的には専門人材としての任期付の職員、そういった職員との要するに官民の交流、よく回転ドアというような形でお聞きになるかと思いますが、回転ドアというのは、出て入って、また出て入ってみたいなのを繰り返しますよね。民の方が官に入る。官の方がまた民に行ったりするみたいな、そういう回転ドア方式みたいな官民交流というようなもの、あるいは情報交換に取り組みながら、先進自治体、例えば長野県内でも、スマートシティに立候補した市が2つですかね、承知をしている限りは。なかなかちょっと採択厳しいようですけども、そういった交換派遣をすとか、そういった可能性を常に探りながら、小布施町の職員がぜひ、よりスキルアップ、技能向上、そういったものを目指していただきたいと考える中で、今回質問させていただいたわけです。

それから、最後、3点目でありますけれども、今、人材面での改革と申し上げましたけれども、職員によるこういう新たな取組というのは、なかなかやはりエネルギーが必要ですよね。そういったエネルギーがどこから生まれるかということは、やりがいのある取組、これからやはり生まれるんだろうと思っています。そこで、こういったやりがいのある取組をやるためにも、まずきちんとした評価、職員に対する評価というものが、当然そこには前面に出てこなきゃいけないと考えています。

そこで、職員の能力・実績、こういったものを反映するための人事評価の仕組みの検討であったり、若手の職員。あるいはジェンダーに捉われない積極的な内部登用であったり、ひいては幹部職員等々の庁舎の中あるいは外からの公募制、こういったものを積極的に小布施町も実施をしていったらどうかと。何々、こういう仕事をやりたいがために手を挙げる、そういったやりがいを前面に評価できるような、そんな評価というものも、やはり私は必要なのかなと思っております。

大きく3点、まずはご質問申し上げました。よろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） ただいまの寺島議員の行政サービス、行政改革に向けた人材の確保及びIT運用改革についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご質問の中にありましたように、IT化やデジタル化は、これからの時代の要請であり、取り組むべき重要事項であると認識をしております。しかしながら、一向に一気に進まないというのが現状でもあります。これは、プログラマーなどの専門職の確保が難しいことや、単独でシステムを導入する際の導入費、維持管理費による町財政への負担などの懸念が

あることなどからです。これらを前提に、項目ごとにお答えをいたします。

まず1つ目、行政システムの内製化についてお答えいたします。

頻繁に行われます制度改正のたびに、システムの変更設計、それからプログラミングを行いまして、その後の作動確認、検証や運用開始までの一連の業務を担える職員を確保することは、その職員を育成する時間的コスト、また複数人数を確保しなければいけないという量的なコストが膨大であります。外注による調達現実的だと考えております。しかしながら、一定程度のITに関する知識やスキルは、システムの外注調達を行う上でも必要でありまして、IT分野に強い職員の採用・育成、外部専門家の活用可能な限り取り組むことが重要であると認識をしております。

ITに関わる職員の人材育成につきましては、通常業務を通じた育成に加えまして、研修や人事交流機会を通じた育成に取り組むことを想定しております。業務を通じた育成の例としましては、今年度よりRPAやAI-OCRなどの省力化技術について、総務課税務会計係が窓口となります実証事業に取り組んでおります。事業を通じて、これらの技術を自ら使いこなせる職員も出てきております。

町職員の中にも、大学でプログラミングや技術教育などの専門領域を学び、ITに関する一定程度の専門性を有する若手職員が数名在籍しております。今後、業務やサービスの改善にITを活用する事業について、各課からITを得意とする職員を集めたプロジェクトチームを組成するなどして、職員などによるIT技術の活用と育成に取り組んでいきたいと考えております。

人事交流については、長野県内の自治体のシステム共通化・標準化を進めている長野県市町村自治振興組合に次年度から職員を派遣することを検討しております。

ITに強い外部人材の確保につきましては、町では平成30年度より、株式会社電算と人事交流の覚書を結び、ITやAI、デジタル領域に詳しい人材を outward で受け入れており、ITやデジタル化の領域で、行政内部の業務改善などに向けて知見を提供していただいております。今後は、企業版ふるさと納税を活用したIT企業からの人材派遣制度や地方創成人材支援制度などの制度の活用を見据えまして、ITに特化し、政策立案能力にも優れた専門人材の獲得を進める可能性について検討してまいります。

次に、行政システムの調達につきましては、議員ご指摘のとおり、現在、町の行政システムの調達の多くは1社だけの随意契約となっております。これにより、仕様書のブラックボックス化、職員の自立性が発揮できないという懸念は、私どもも認識しているところでござ

いますが、契約企業には、より使いやすく、よりよい住民サービスを提供できるよう職員の要望を伝えまして、年間を通じ、随時システムの改善を図っております。

また、このような課題は、他の自治体も同様であります。共通しているものであります。こういったことから、長野県市町村自治振興組合では、行政システムの調達に関する研究会、関係システム共同化委員会を立ち上げまして、当町も昨年度からこれに参加し、システム調達に関するコストの削減と競争の公平性の担保に向けて取り組んでおります。

共同化委員会では、参加自治体の要望を取りまとめた仕様書を作成し、一般競争入札によって業者選定を行っています。当町のシステムの幾つかは、共同化委員会から調達しており、これにより職員による自立性のあるシステム構築も可能となり、議員ご指摘の仕様書段階からのブラックボックス化、困り込みの状態は回避できているものと認識しております。今後は、より多くのシステムを共同化委員会で調達できるよう検討を進めてまいります。

質問の2つ目にございます組織改編のみではない人材面での改革につきましてのご質問にお答えいたします。

住民ニーズの多様化・複雑化によりまして、議員ご指摘のとおり、IT分野だけでなく全ての行政領域において、高い専門性と政策立案能力、多様な機関との連携・協働が求められていると認識しております。職員の専門性を高めるための人事交流や業務を通じた人材育成に加え、専門性の高い正規職員や任期付職員の採用などについても、具体的に検討を進めております。例えば農商工連携の分野につきましては、国のプロジェクトマネジャー制度を活用し、次年度より、この分野に精通する専門人材の任用を検討しています。

3番目のご質問の職員の能力・実績を反映するための人事評価等のご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、能力に応じた人事配置・登用の必要性が叫ばれている昨今、町の人事の在り方も変化させていくことが必要であると考えております。職員の能力・実績を昇給や昇進などにより反映させるための人事評価制度の在り方につきましては、令和2年度より評価方法やプロセスの改善に向け、課題の整理と改善策の検討に取り組み、今年度より試行的に評価方法を一部変更しております。

また、今年度下半期に、人材育成基本方針の改定に取り組む予定であります。必要な能力を育成できる環境づくりや研修体系の実装に取り組んでいきたいと考えております。各職員に求められている能力を満了した人材であれば、年齢が低くても昇進できるなど、適所適材で能力を発揮できる人事評価や、それに基づく登用についても今後の検討課題の一つ、幹部職員の公募制については専門性の高い分掌などの実施を中心に、今後組織の状況を踏まえな

がら、その必要性を検討してまいります。

以上であります。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） 答弁ありがとうございました。

じゃちょっと、ここで再質問をさせていただきたいと思います。

2点ほどよろしいでしょうか。

今、町長のご認識を伺わせていただきました。基本的には、IT分野に強いといいますが、職員の採用あるいは育成について、基本的な、もちろんゼロはありませんし、重要であるとの認識の今ご答弁をいただきました。その上で、これは大変、刀のような質問で大変恐縮なんですけれども、こういったデジタル化に向けて、いかにやっぱり、志というんでしょうか、そういったものをいかに高めながら、自分たちの日々の業務に生かしていく、創造的な業務をつくること、あるいは政策的なものに形として出していくというようなものについて、やはり、特にこういった情報システム関連については、デジタル人材、これを内部で抱えておくこと。

業者と、そういった派遣契約ももちろん大切だと思います。外部からの人材を専門的に招聘をすることというようなこともそうですけれども、やはり内部にしっかり抱えておく。行政の側として、これこれこういった需要がある場合にどうするかといった場合に、常にアップデートされた、こういう情報システム関連のノウハウ、そういった人材がもしあれば、そういったことをまた逆に注文する、オーダーに出すとかいうようなことも、これはちょっと理想かもしれませんが、そういうことも可能だとは思いますがね。

ご承知のとおり、東京都とか国もそうですけれども、こういったデジタル区分の採用というのは始まっていますよね。行く行くは各自治体も、そういったデジタル区分での職員採用、こういったプログラミングを学んだ学生に対する採用もできますし、今、東京都というのは、大学生と兼業で、学生は副業サイドで、サイドビジネスとして東京都の中の庁舎へ入って仕事をされているとかいうようなこともお聞きをしております。

そういった実態、現況まで持ち込んでいくというのは、なかなかハードなというか、ハードルは高いかと思いますが、いま一度ちょっとお聞きをしたいのは、あるいは兼業とか副業、あるいはテレワーク、そういったものを認めて、柔軟な雇用形態を取りつつながらも、行く行くは自前の人材育成につなげていくことについて、改めてご認識をお聞かせください。

それから、あともう一点なんですけど、これはやはり、ちょっと事務的なことの質問で大変恐縮なんですけれども、令和2年度、こういった人事評価の仕組みを新たに取り入れられたということです。人事評価というのは、とかくセンター化傾向ということがあろうかと思えます。国でも人事評価の一部を5段階から6段階にしたとかということもお聞きしていますけれども、例えば1から5までの段階で、どうしても3に集中しやすいと、要するに真ん中ですよ、センター化傾向、評価が。そうすると、仮に、どこまで頑張ったとしても3、どんなに、ちょっと言葉は語弊があるかもしれないですけども、要するに、なかなか精勤という形で、ちょっと及ばないという形であっても、2をつけることなくして3にいくとかいうような形で、どうしてもセンター化傾向が出てくるわけですね。ですから、やはりめり張りのある行政評価をしていくためには、まずは評価者の研修というものをしっかり組み立てていかなきゃいけないかなと私は考えています。

と同時に、逆に今、民間のほうでは始まっているような会社もあるようですけれども、よく言う360度評価というんですかね。要するに、上司が部下を評価するだけでなく、係員がまた評価をしていく。そういうことによって、お互いにやっぱり緊張感、特にこういった傾向が表れたのは、コロナ禍の中でオンラインで仕事をしている場合、なかなか上司が適切な業務上のコメント、オーダーが出せない。いかに係員のマネジメントというか、仕事を分かっていたかというようなことが露見をされたというような、ちょっと報道もありました。

ですので、ゆめゆめ小布施町の場合に、それが該当するんだということではないですが、将来的にはといたしますか、今、こういったことも含めて検討されていらっしゃるようなので、こういった360度評価の取組であったり評価者研修の実施について、もし、これはやるよということであればそれで構いませんし、その辺についてのちょっとご認識をお聞かせください。

以上2点です。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 寺島議員の再質問にお答えさせていただきます。

私の言葉足らずの部分ありましたら、またほかの担当からお答えがあるかもしれません。

まず、人材の採用、それから内製化の部分でございますけれども、私が町長という立場になりまして、この役場に来まして最初に思ったのが、紙が多いのと、本当に紙をまとめていくという業務に物すごく追われているなというのを非常によく感じました。

私が1月に入りまして、今9月、この期間の間に、デジタル化というものに対する役場の進行状況というのは、本当に目覚ましいものがあると思っております。その上で、本当にそれに精通している若手職員というのも随分と見受けました。今後の流れの中で、いわゆる共通化という部分を今、市町村自治振興組合と一緒にやっているということで考えますと、まず共通化の部分、プラットフォームは恐らく必要になるだろうと。それをいわゆる小布施町に合わせていくという部分からすると、共通化の部分はどうしても外側の部分、それを小布施町で運用していくという部分というのは、小布施町の中の人間とプロとがっちり組みながら進んでいくものであろうかというふうに思っております。ですので、どうしても100%内製化というよりは、外と手を組みながら、うまく進めていくのが一番スムーズかなというふうに私自身は感じております。

それから、人材の評価につきまして、やはり役場の中の職域というか、見ていますと、本当に求めるスキルが仕事によって大きく違って来る。だから、一律に評価というのは本当に難しいと思います。本当にその職場に合った、スキルに合わせた評価というのにも必要になってくるでしょうし、それをマネジメントする管理者の教育というのにも当然必要だというふうに思います。これにつきましては、ちょうど今、私が入る大分前から、本当にいろんな新しく教育とか指導というのが、プログラムが随分取り入れられているようでございまして、これにつきましては、また何らかの形で、皆さんのほうにもお示しできると思っていますけれども、今ちょうどそれを進めている最中でないかというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ちょっと追加で、少し補足的なところで、細かい部分のお話をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目のデジタル化の関係ですが、これは基本的な方針は町長が申し上げたとおりになりますが、既に、いわゆる兼業・副業のような形で、デジタル領域に強い人材に入っていて、例えば窓口のオンライン化であるとか、そこまでは具体的には検討が、最終的に実装まではできていないわけですが、いろいろな検討というものを今、総合政策推進室のほうで取り組んでおります。そういった中で、例えば申請等をオンライン化できるような手段というものがいいのか、費用対効果は何なのか、そういったことを検討しております。

内部で抱え込むということに関して、そこをあまりにも重視してしまいますと、なかなか

前に進まない。これは民間との、やはりIT人材の獲得競争というものも当然ありますし、行政の中でも当然、県であるとか東京都のように大きい組織であれば、そういったデジタルワークでのかなり待遇の面もよいような状態で募集ができるわけですがけれども、なかなか当町のような場合では、そういったものも難しい部分もありますので、まずは外部委託等も含めて、そういった兼業・副業等の人材の有効活用・連携というものが大事だというふうに思っておりますし、既に現在やっているというところを申し上げさせていただきたいと思えます。

2点目の人事評価の関係ですけれども、先ほど町長からありましたとおり、評価者研修、非常に今取り組んでおまして、まずはやはり評価者研修というものが一番重要だというふうに考えておりますので、これに関しては引き続き、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で、寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（小林一広君） 続いて、5番、中村雅代議員。

〔5番 中村雅代君登壇〕

○5番（中村雅代君） 9月会議一般質問最後となりましたが、通告に基づきまして1点について伺います。

パワーハラスメントのない良好な職場を目指してについて伺っていきます。

自治体では近年、多発する災害や現下のコロナ禍で、職員の人員不足が課題となっております。職員数は、小布施町のように合併を選択せず自立を目指した小規模自治体では、財政健全化の一環として、業務範囲の縮小や業務効率の改善に合わせて、正規職員はぎりぎりの配置となり、会計年度任用職員等に置き換えられています。職場の現状は、人員不足が解消されない中での新型コロナ感染が拡大し、業務量の膨大な増加が健康を脅かしたり、メンタル疾患の急増につながっています。

実際、現場機関はもとより、当町でも全庁的に対応が迫られ、職場の混乱が免れない状況ではないでしょうか。収束の見通しが見えない中での日頃の町政推進と住民の福祉向上にご

尽力されていることに対し、心より敬意を表します。

想定以上に長期的な対応が迫られる中、担当職場はもとより、全職員が業務を速やかに実施するためには、健康を害することのないように、健康や職場状況に配慮した対応が求められています。しかしながら、質の高い公共サービスの確立に向け、心身ともに健康で仕事ができる労働環境を実現することがどれほど難しいかを感じさせられ、現場の実態はさらに悪化してきています。

このような現状を踏まえ、あえて厳しい質問をさせていただきます。

その前に、十分ご承知でしょうが、制度改正など少しお話しさせてください。

改正労働施策総合推進法が2019年5月29日に成立し、職場におけるハラスメント対策の強化が事業主に義務づけられました。これまで、男女雇用機会均等法や育児介護休業法などで定められていたセクシャルハラスメント、マタニティーハラスメントの対策強化に加え、年々相談件数が増加しているパワーハラスメント防止対策が叫ばれています。

以前にも私は、職員の方の働き方について一般質問を何度か行い、職場におけるハラスメントの防止に関する要綱にのっとり、月に一度の衛生委員会にて対策等の検討を行っていきたいとのご答弁をいただきました。その後、間もなくして、なお心身の不調によって現役死亡に至ってしまった事案が続いて起こり、本当に悲しく、つらく、無念であります。命の重大な被害は取り返しがつきません。

そこで、本町の職員に対するパワーハラスメントについての現況と対策について、町のお考えをお示しくください。

1 項目めとして、当町職場でのハラスメントの実態について。

職員からのハラスメントの相談・苦情など、具体的にありましたでしょうか。その際、苦情申立ての手順など、どのように対応され、処理しましたか。所属長、顧問弁護士、精神保健福祉士ごとに明らかにお願いいたします。

要綱またはハラスメント防止等に関する指針において、パワハラと業務指導の違いの定義など、ハラスメント認定・判断の基準はどうでしょうか。また、対応責任者はどなたになりますか。認定したときの処分など考えておられますか。衛生委員会での議論の職員間での共有はどうでしょうか。

2 点目、再発防止策について。

ハラスメントの予防、再発防止の啓発や研修などの取組はどんな状況でしょうか。また、ストレスチェックの活用や対応マニュアルの作成はどうでしょうか。相談者等のプライバシー

の保護、不利益取扱いの禁止のルールを明確化することが重要です。また、事案によっては専門家と連携する体制が必要ですが、第三者委員会の設置は考えておられますか。

起こってからの対応も大切ですが、未然に防ぐこと、予防が基本で肝要です。庁内の変化を見逃さない取組が必要と考えられますが、過度な競争的な労務管理の見直しや管理職教育、相談体制の強化、業務の見直しや適切な職員配置など、職場の労働環境の改善に、検討会議に構成メンバーを考慮するなどのお考えはありますか。

以上、お願いします。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

〔副町長 新井隆司君登壇〕

○副町長（新井隆司君） 中村議員のパワーハラスメントのない良好な職場環境を目指してに関するご質問に順次お答えいたします。3点、もう少しご質問いただきましたので、順次答弁させていただきます。

最初に、パワーハラスメントの対応についてでございます。

議員ご説明のとおり、令和元年5月に改正労働施策総合推進法が成立したことなどを受けまして、町では同年7月に、職場におけるハラスメントの防止に関する要綱を策定し、職員への周知を図ってきたところでございます。

この要綱では、各種ハラスメントの定義のほか、職場でハラスメントが疑われる事案が発生した場合に、被害者や目撃者の内部窓口、外部相談窓口など、相談苦情処理窓口の設置に関する事、また、調査や処分等の手続に関する事などを規定しております。相談が寄せられたものにつきましては、担当課である総務課職員が当事者及び関係職員への聞き取り調査を行い、必要と認めるときは、外部相談窓口である弁護士に相談することとしております。

聞き取り調査につきましては、限られた職員のみで行いまして、相談者や相談内容が役場内に漏れることのないように細心の注意を払っております。

なお、要綱設置以降、内部窓口には、パワーハラスメントが疑われる事案として2件の相談がございましたけれども、当該2件につきましては、聞き取り結果を踏まえまして、職員の処分にまでは至っていない状況でございます。

この内部窓口以外にも、職員が直接相談できる外部相談窓口といたしまして、顧問弁護士の連絡先を職員に定期的に共有し、内部窓口での相談がためられる場合や内部窓口を通じた結果に不服がある場合に活用できるようにしております。

外部窓口への相談者や相談内容につきましては、相談者の不利益とならないよう、本人の

同意がない場合には弁護士のみが把握し、相談に係る費用負担もございません。相談内容を踏まえまして、弁護士が必要と認めるときには、町長が委嘱する3名の弁護士によるハラスメント調査委員会を設置しまして、事実関係の調査や対応措置を審議することとしております。

なお、要綱設置以降、外部窓口やハラスメント調査委員会により、処分等の必要性の検討につながった事案はございません。

最後に、精神保健福祉士による相談対応につきまして、こちらにつきましては、職員からの相談の中でハラスメントが疑われる事案があり、相談者本人が調査や処分を希望する場合には、内部窓口や外部窓口につないでいただくこととなっております。さきにあった内部窓口への相談事案のうち一つにつきましては、このプロセスで苦情申立てを受け付けております。

続いて、2番目のハラスメントの認定基準、対応責任者、処分等についてでございます。

要綱では、パワーハラスメントを含めたハラスメントの定義については規定してはいるものの、業務指導との違いについては規定されておられません。現状では、職員を対象に実施しているハラスメント研修の中で、業務指導との違い等について説明・周知しているところでございます。

ハラスメントの認定基準に関しましては、国が示しておりますパワーハラスメントの3要素や6つの類型、例示等を参考にしながら、ケースごとに判断せざるを得ない部分もあります。判断に迷う場合には、必要に応じて顧問弁護士に相談することを想定しております。

対応責任者につきましては、内部窓口における調査につきましては総務課長となりますけれども、最終的に事案を調査し処分を決定する町懲戒審査委員会の委員長は副町長となっております。調査によりパワハラが認定された場合には、懲戒処分の対象とし、しかるべき処分を行うということになります。

続きまして、衛生委員会での議論の職員間の共有についてでございます。

町の衛生委員会では、職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境づくりを進めるための調査・審議をしております。昨年度までは議事概要は、特に職員への共有はしておりませんでした。職場環境全体に関わる問題であり、広く職員に周知徹底していく必要があると判断しまして、今年度からは議事概要を全職員が一覧できるイントラネット上の掲示板で公開し、周知・協議をしているところでございます。

続いて、2番目の再発防止策の関係でございます。

最初のハラスメントの防止等の取組、ストレスチェック等の活用についてでございます。

ハラスメント予防に向けましては、年2回程度、全職員または係長以上の役職者を対象とした研修会を実施しております。今年度につきましては、先週9月3日に係長以上を対象とした研修を実施し、来年2月頃には全職員を対象とした研修を実施する予定でございます。加えて、ハラスメントに対しての職場全体の認識を高めるために、定期的にハラスメントの要綱や外部相談窓口の連絡先等を掲示板で共有しているところでございます。

職員のストレス度合いを把握するツールとして実施が義務づけられているストレスチェックにつきましては、当町でもその活用方法が課題となっております。産業医や精神保健福祉士、職員からもご意見を聞きながら、有効な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

続いて、相談者のプライバシーの保護、第三者委員会の設置についてでございます。

議員ご指摘のとおり、相談者のプライバシーを保護し、また不利益にならないようにすることは大変重要と認識しており、要綱においても明文化しているところでございます。

比較的組織規模が小さい小布施町では、職員のみでの調査や処分実施を進めることは、担当である総務課の負担が大きいこと、懲戒審査を担当する理事者や管理職が処分対象となる可能性もあること、加えて統一した基準で認定判断を行うことが難しいことなど、様々な課題があると考えております。先ほど答弁したとおり、要綱において既に、第三者委員会であるハラスメント調査委員会の仕組みは位置づけられておりますので、相談事案発生時には、この仕組みが有効に活用されるよう取り組んでいきたいと考えております。

最後に、検討会議の構成メンバー、考慮する考えはあるかというようなご質問ですが、先ほど答弁しましたとおり、町では衛生管理委員会を設置しております。この委員会には、副町長や人事・労務担当課の職員、総務課になりますけれども、保健師、職員団体の役員等の町の職員のほか、産業医、精神保健福祉士など幅広いメンバーで構成しております。この衛生委員会において、時間外勤務の縮減、ハラスメントに関する研修方法、相談体制、防止のための取組など職場環境改善の方策について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） 大変デリケートな問題ですが、要綱策定以降、そういうハラスメント防止に向けて全職員を対象に研修などを実施されて、職員一人一人のそういうハラスメント

への理解とか、そういう意識醸成に取り組まれていることと思いますが、何点か質問させていただきます。

要綱策定以前でしたか、そういう実態把握というためにだったか、アンケートを実施したと伺っておりますが、かなりの割合で、パワハラと疑わしき行為を受けたとの回答が多くあったと伺っておりますが、その後改善されたのなら問題はないわけですが、そういう、今答弁にありました、内部の中での相談件数などは2件のみということでした。そういうふうに、申し上げましたが、改善されているなら本当にいいことなんですけれども、ちょっと伺ったところでは、相談したいけれどもしない、できない、そういうふうな状況じゃないかという懸念が私にはあります。

例えば、やはりこういう小規模な役場内ですので、庁舎内にもしかして漏れてしまって、一生そういうレッテル貼られるんじゃないかなとか、行為者の方にもそういう責任もあるし、また、報復とまではいきませんが、何かあるんじゃないかとか、そういう思い、それから、先ほど来より、人事評価はこれからいろいろ変わっていくようなんですけれども、まずはそういう人員配置などもしっかり整った上での、そういう人事評価をされるなら、そこは文句も言えないんですが、そういう人事評価にも影響するんじゃないかとか、そういうのでできなかったというのでは困ると思うんですね。

我慢して無理して疾病を発症するとか、精神的に病むとか、やはり命に関わってくる場合は本当に切ないし、また余儀なく退職に追いやられるということも想定されます。やっぱり要綱に基づいて、相談に応じる流れはしっかり作成されていますので、その辺では、もっと実効性のあるものというふうな思いなんですが、副町長も答弁の中で言っていましたけれども、法改正では、パワハラの実態というものは決まって6項目ということでしたが、今までの指針レベルからは、そういう処分や懲戒などもあるということ伺いましたが、法律上明確な定義というのができていますよね。ですから、こんな行為は認定されますよとかガイドラインを作成して、マニュアルを配布しながら、みんなこんなことで悩んでいる、でもこれもパワハラなんだよというような認識ができるよう周知徹底して、まずは相談できる体制づくりという、そういうものを充実していただきたいと思いますので、その点、再度お願いいたします。

それから、2点目なんですけれども、いろいろな統計の中では、自治体が職場に設置した窓口より、先ほど来ありました専門機関に委託した外部窓口で、そういう方の相談意向というのは高いという結果が出ています。それから、自治体よりも、また労働組合による、そう

いうところへの相談とかも高いと言われていますが、せっかくストレスチェックとか活用できるんだけど、そういう外部の方とのいろんな連携ですね、産業医が関わっておられると思いますけれども、その辺の連携で、もう少しきめ細やかな配慮というか、体制というか、その点について、再度お伺いをお願いいたします。

以上です。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） 中村議員の再質問にお答えいたします。

まずは何よりも、ハラスメントのない職場、それをつくるということが大切かというふうに思っております。万が一そういう事例が発生した場合には、相談しやすい体制、そういったところをつくるのも本当に重要かと思っております。

ですので、パワハラに限らず、ふだんから風通しのいい職場環境づくりに努めて、職員同士で話し合える、相談しやすい体制を整える。そして、万が一パワーハラスメントが発生した場合は、総務課が相談窓口になると思うんですけども、そういったところに相談できるというところを、あらかじめ研修ですとか、あとは掲示板、また打合せだとか、あらゆる機会を通じて周知していきたいと思っておりますし、また不利益にならないようにということも、十分周知徹底を図っていきたいというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 私のほうから、少し細かい部分の補足のところをお話をさせていただきます。

先ほどのご質問は、1点目、2点目も含めて総じて、相談しやすい環境づくりであるとか、そういう周知徹底というような部分だったと思っておりますが、アンケートを実施した際には、これは過去にというような聞き方をしてしまっていて、例えば過去40年であるとか過去30年分の、いわゆる全ての時期に、そういったハラスメントの経験があるかというような、そういう質問の仕方をしておりました。これに関しては、30件以上のハラスメント経験があるというような、そういった回答があったわけで、これは重く受け止めて、昨年度全職員向けに、こういったアンケートの結果というものを、個人名の部分だけは伏せた形で配布をさせていただいて、こういったことというのは今後しっかりと向き合っていこうというような、そういうメッセージで対応してきております。

ただ、ここ数年間でどうかということ、先ほど答弁にあったとおりの数字になっているとい

うことで、これは組織の中で徐々に、そういった雰囲気が醸成されて、改善が図られてきているというふうに思っております。

外部窓口への相談等に関しては、先ほどからもあったとおり、しっかりと窓口を設けておりますし、また、外部窓口の担当の顧問弁護士が直接研修を行うというような機会も職員向けに設けていますので、顔が分かる相談先にしていくということで、比較的相談しやすい窓口になってきているのではないかとこのように思っております。

また、ストレスチェックの関係を生かしていくという話に関しては、なかなか課題が多いんですけれども、昨年度から人事異動等に係る希望調査というものを取り始めておまして、そういった中で、なかなかストレスチェックだけでは見えづらい、具体的なこの方とこの方の人間関係みたいな、そういったことも含めて、職員からは声が上がられるような形にしています。実際にそういう声もあって、そういったものも反映しているような状況にもありますので、いろいろな機会を捉えて、声が上がやすい環境づくりというものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） 再質問では、特に相談しやすいということを申し上げ、ご答弁いただきました。副町長のご答弁の中に、やっぱり相談も大事だけれども、まずはパワハラのない職場づくり、そういう風通しのいい職場づくりというか、そういうのが大事だよというのは、本当にそのとおりだと思います。

繰り返になってしまうんですけれども、やっぱり今、慢性的な職場の業務量に見合った人員不足というか人員配置の不足、それは現地機関も含めてなんですけれども、そこにコロナ感染防止のそういう業務が加わったというのは、もうこれ、災害同様という認識でされていると思います。また、気象異常による我が町は災害対応、それから、そういう復旧、特に日夜ご尽力いただいています。

やっぱりこれまで以上に、心身のこういう疲労とか健康管理とか配慮していかなきゃいけないというのが、そういう職場の中では、上司や同僚、先輩などからのそういう雰囲気がとても大事だと思いますので、その辺も含めて、そんな中だからこそ、人員が不足して、みんな頑張らなきゃとか、成果ばかり求められていくんだとか、そういう期待感とか応えなきゃとかいうのがあるので、何かパワハラが起きやすいというような職場、起きやすいと言っちゃいけないな、起きてしまうという、そういう職場になってきているのではないかなと思

ます。

やっぱり女性特有の事情の悩みとかもあつたりするし、そういうところでも人員体制の強化というものもお願いしたいんですけども、再度になりますが、その点お願いいたします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ありがとうございます。

この点に関しては、中村議員からも以前にもご質問いただいておりますし、ほかの議員の方からも、体制面での強化というものはご質問いただいております中で、繰り返し述べてきている部分でもあります。やはりそういったものに対応できるような、少し余裕のある組織体制というものが重要であるというふうに考えております。

昨年もそうですし、今年度も職員の採用等に関しては積極的に取り組んで、かなりの数の職員の配置というものを行ってきておりますし、必要があれば、職員の不足があれば、会計年度任用職員の配置であるとか、そういった緊急的な対応もできる限り取ってきております。そういった、できる限り余裕のある職場づくり、環境づくり、体制づくりというものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で、中村雅代議員の質問を終結いたします。

以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） 本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時49分

令和3年小布施町議会9月会議会議録

議事日程(第4号)

令和3年9月24日(金)午後3時開議

開議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第48号 小布施町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第49号 小布施町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第50号 令和3年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第 5 議案第54号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第55号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第56号 令和3年度小布施町水道事業会計補正予算について
- 日程第 8 議案第64号 小布施町道路線の認定について
- 日程第 9 社会文教常任委員長報告
- 日程第10 議案第51号 令和3年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第52号 令和3年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第53号 令和3年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第13 決算特別委員長報告
- 日程第14 議案第57号 令和2年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第58号 令和2年度小布施町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第59号 令和2年度小布施町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第60号 令和2年度小布施町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第61号 令和2年度小布施町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第62号 令和2年度小布施町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

について

日程第20 議案第63号 令和2年度小布施町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第21 議会報告第10号 出納検査の報告について

日程第22 議案第65号 小布施町教育委員会委員の任命について

日程第23 発委第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

日程第24 議席の一部変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	関悦子君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	畔上敏春君	健康福祉課長	永井芳夫君
健康福祉課長 補佐	益満崇博君	産業振興課長	富岡広記君
建設水道課長	林信廣君	建設水道課長 補佐	鈴木利一君

建設水道課長
補佐

芋川享正君

教育次長

藤沢憲一君

監査委員

畔上洋君

事務局職員出席者

議会議務局長

涌井典男

書

記

柘津貴子

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） ご苦労さまです。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

本日、町長から、議案第65号 小布施町教育委員会委員の任命についてが提出されましたので、ご報告いたします。

議会運営常任委員長から、発委第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてが提出されましたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程につきましては、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました議案、日程第2、議案第48号から日程第8、議案第

64号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

福島総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 福島浩洋君登壇〕

○総務産業常任委員長（福島浩洋君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

9月14日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、9月会議で付託された議案第48号 小布施町税条例の一部を改正する条例について、議案第49号 小布施町都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第50号 令和3年度小布施町一般会計補正予算について、議案第54号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について、議案第55号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第56号 令和3年度小布施町水道事業会計補正予算について、議案第64号 小布施町道路線の認定についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第48号についての質疑の主なものとして、第2条「なお、従前の例による」の具体的な説明を。附則10条の2、第19項規定の改正経過は。家屋及び構築物と第64条に規定する特例対象資産との違いは等の発言がありました。

議案第49号についての質疑の主なものとして、デイキャンプ場の今までの状況と使用料500円の根拠について。使用に当たって要綱はできているのか。また、要綱を作成することは等の発言がありました。

議案第50号についての質疑の主なものとして、デイサービス・センター屋根瓦の修繕に至る経過と内容について。屋根瓦に支障を来すので樹木の管理を協議することについて。新型コロナワクチン接種の対象人数、接種期間、ワクチンの種類、接種量の違いは。旧校長住宅解体費の規模と工期は。予備費について想定される災害は。小布施能の補助金減額内容と能公演縮小について。町営住宅修繕の財源は使用料である使用者が負担するのか。定年延長例規整備支援委託内容と内製化の考えについて。都市計画基本図修正業務委託は今回限りのものなのか。「北斎マンガ」ミュージカルの公演内容等と会場・収容人数の考えについて。積立金増額はある程度想定していた積立金額か。大規模建設事業資金積立基金の用途に対する監査は、また、基金積立計画と予定、大規模修繕への基金活用は。定年延長例規整備支援委

託に関し、来年度退職者に対する学習会等経費は今後も補正があるのか。デイサービス・センター修繕の要因は構造上か環境上か。また、他の箇所の腐食は考えられるか。旧校長住宅解体用地は町有財産か。また、今後の活用方法は等の発言がありました。

議案第54号についての質疑の主なものとして、一般会計繰入金推移の見通しはの発言がありました。

議案第55号についての発言はありませんでした。

議案第56号について、質疑の主なものとして、消費税還付金表示の理由についての発言がありました。

議案第64号についての発言はありませんでした。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すため、9月21日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行いました。

討論を省略して採決の結果、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第54号、議案第55号、議案第56号及び議案第64号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和3年9月24日、総務産業常任委員長、福島浩洋。

○議長（小林一広君） 以上で、総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第48号について討論に入るわけですが、討論の通知がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第48号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第49号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第50号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第54号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第55号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第56号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第64号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 日程第9、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました議案、日程第10、議案第51号から日程第12、議案第53号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求

めます。

中村社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 中村雅代君登壇〕

○社会文教常任委員長（中村雅代君） それでは、社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

9月15日午前9時から公民館講堂において、委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、9月会議で付託された議案第51号 令和3年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第52号 令和3年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第53号 令和3年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第51号について、質疑の主なものは、前年度繰越金が多い要因は。予備費の使途についての発言がありました。

議案第52及び議案第53号についての発言はありませんでした。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、9月21日に委員6名中5名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第51号、議案第52号及び議案第53号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和3年9月24日、社会文教常任委員長、中村雅代。

○議長（小林一広君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第51号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第51号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第52号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第53号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎決算特別委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 日程第13、決算特別委員長報告を行います。

決算特別委員会に付託されました日程第14、議案第57号から日程第20、議案第63号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、決算特別委員長から審査報告を求めます。

小西決算特別委員長。

〔決算特別委員長 小西和実君登壇〕

○決算特別委員長（小西和実君） 決算特別委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

9月21日午前9時21分から公民館講堂において、委員11名中10名の出席を得て、決算特別常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、9月会議で付託された議案第57号 令和2年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第58号 令和2年度小布施町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号 令和2年度小布施町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号 令和2年度小布施町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号 令和2年度小布施町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 令和2年度小布施町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 令和2年度小布施町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてであります。

令和2年度一般会計、特別会計決算等については、決算特別委員会に2つの分科会を設置し、議案第57号については第1及び第2分科会に分担し、議案第58号、議案第59号及び議案第60号は第2分科会に、議案第61号、議案第62号及び議案第63号は第1分科会に分担し、審査を行いました。

9月21日に各分科会長から審査の経過を求め、付託された案件を慎重に審査しました。その経過を報告させていただきます。

議案第57号について、質疑の主なものは、地方税の徴収猶予の有無について。固定資産税率について。公営住宅使用料の滞納者に対する退去規定は。人材育成、早稲田人材マネジメント研修の内容は。私の意見箱投書内容の町民への公開は。「ここに使います今年の予算」の冊子廃止後の町民の反応は。町ホームページ、フェイスブック、LINEの閲覧状況は。フェイスブック等の積極的な活用を情報発信する方策について。庁用車維持管理のガソリン代、新車購入費、リース料、車検代等の契約先について。子育て応援家賃補助金支援者の補助期間終了後の定住は。また、動向調査をする必要があるのではないか。おぶせ交流館のギャラリー機能としての展示内容、活動した利用者について。災害時食料備蓄品の賞味期限後の処分方法について。官学連携、東大先端研の研究委託の成果について。写真展・ディスカ

ッションの内容、通り門アンケートの必要性と調査研究の手応えは。防災・環境政策推進でゼロ・ウェイスト・ジャパンの提言概要と次年度予算への反映内容は。防災機能の強化の防災倉庫の設置で、ゴルフ練習場の南側にあった旧防災倉庫の後利用は。オゾンガス除染装置の活用は。空き家バンクの対応等ができる専門的な移住・定住コーディネート業務について。地域おこし協力隊の活動内容を周知することについて。農業共済の加入者が減少している推移と考え方は。チェリーキッスの生産量・農家減少についてどのように考えているか。新規就農者は補助終了後も農家を継続しているのか。また、継続農家へのアフターフォロー対策は。森林環境整備基金積立ての目的と、どのような事業に使用するのか。現在研修中の新規就農者数と独立された営農者数について。コロナウイルス感染症拡大防止協力金等負担金の業種の内訳と補助対象業種の是非について。各町営駐車場がコロナ禍でも利用された理由は。町道の舗装修繕、改良工事の繰越しは台風19号災害復旧の影響なのか。繰越事業が解消される時期は。国道403号整備促進の歩道用地借地料支出の理由は。スポーツコミュニティセンターではボルダリング以外のスポーツ利用を拡大する検討は。育英会貸付基金残高の数字の整合性について。町内の特殊詐欺の状況、相談件数、内容は。生活保護廃止の理由は。詐欺被害防止情報の屋外同報無線による周知活用度は。まいさぼ信州長野の支援員の関わりとその成果は。部落解放同盟等補助金減額の経緯と今後の見通しは。養護老人ホーム入所措置の基準について。みすみ草の地域活動支援の現況と今後の事業の見通しは。日常生活用具の給付は障害者からの要望によるものなのか。補聴器の要望の有無は。ファミリーサポートセンターの利用が少ない理由とスタッフ不足について。エンゼルランドセンターの町内外利用者のバランスと今後の考え方は。放課後児童クラブ利用者が多い時間帯のスタッフの配置とおやつ提供の考え方は。不法投棄防止対策は指導員のパトロールだけではなく、防犯カメラ設置等、新たな施策の考えは。各種がん検診委託の不用額の理由について。し尿処理の利用者負担を上げることの考えは。教育委員会議案を教育委員へ追認した取扱いの経緯と教育長の判断について。コロナ禍で学習支援セミナー等の開催が減少したことによる影響は。小・中学校のタブレット導入の現状と先生の指導力向上に対する状況は。学生支援給付の見込み数と未申請の理由は。教育文化施設資金の計画的な基金積立ての必要性と大規模建設事業資金積立基金とのすみ分け方は。部活動推進体制の整備による働き方改革寄与の意味と部活動中の事故発生時の責任体制について。各所土地借上料の将来的な考え方について所見を伺いたい。また、トップダウンの中で見直しをお願いしたい。おぶせミュージアム管理費美術品の購入経過と企画展経費削減の考えは。高井鴻山記念館作品の防火対策について。子ども教室

の運営・わんぱく教室の職員配置の検証と今後の考え方について。子ども教室通学合宿の開催に向けての検討は。給食センターの職員不足とアレルギー対応食について。休校時において給食センターでの余った食材の対応は等の発言がありました。

議案第58号について質疑の主なものは、一般保険料の滞納状況について。高額医療費の疾病内容について。糖尿病についての保健師の指導方法は。6か月以上の滞納者に対して保険証を交付しないことはあるのか等の発言がありました。

議案第59号については発言がありませんでした。

議案第60号について、質疑の内容は、普通徴収の滞納状況についてとの発言がありました。

議案第61号について、質疑の主なものは、公共下水道維持の国道403号管渠布設替え設計委託の財源内容、2か所の設計業者選定と工事箇所別で金額差に相違が生じる理由は。下水道接続率について、どういう理由で接続をされないのかとの発言がありました。

議案第62号については発言がありませんでした。

議案第63号について、質疑の内容は、減債積立金について、布設替え等で投資が必要になるが、今後積立てする考えについてとの発言がありました。

以上が、本委員会に付託された案件に対する質疑の内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号及び議案第62号は全員挙手で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。また、議案第63号は全員挙手で、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上、決算特別委員長報告といたします。

令和3年9月24日、決算特別委員長、小西和実。

○議長（小林一広君） 以上で、決算特別委員長報告が終わりました。

◎決算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより一括して質疑に入ります。

決算特別委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第57号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第57号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第58号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第58号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第59号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第59号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第60号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第60号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第61号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第61号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第62号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第62号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第63号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決及び認定されました。

◎議会報告第10号の報告

○議長（小林一広君） 日程第21、議会報告第10号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上代表監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） それでは、例月検査の結果に関しましてご報告申し上げます。

1 番目、検査の概要でございます。

1 つとして、検査の対象ですが、令和3年5月分、6月分及び7月分の次の各会計、基金等に係る現金・預貯金等の出納の保管状況でございます。各会計は、一般会計、国民健康保険特別会計等々でございます。一時借入金まで至っております。

2 番目として、検査の実施日ですが、令和3年6月28日、令和3年7月27日、令和3年8月27日に行いました。

実施しました検査手続ですが、検査の対象となりました現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他、通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果でございます。

令和3年5月31日現在、6月30日現在及び7月30日現在における現金・預貯金及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の基金の出納状況及び基金明細票は、お手元の別表のとおりでございます。

令和3年9月24日、小布施町監査委員、畔上 洋。小布施町監査委員、渡辺建次。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で、監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出納検査の報告を終わります。

◎議案第65号の上程、説明、採決

○議長（小林一広君） 日程第22、議案第65号 小布施町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林一広君） 全員起立であります。

よって、議案第65号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎発委第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） 日程第23、発委第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

大島議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大島孝司君登壇〕

○議会運営委員長（大島孝司君） 発委第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

上記議案を小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由ですが、新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。コロ

ナ禍で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染対策はもとより地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方財源の充実が不可欠であります。

よって、小布施町議会では国に対し、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて、地方税財源の充実を強く要望する意見書を提出いたします。

意見書の内容については別紙をご覧ください。

○議長（小林一広君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第6号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第6号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

◎議席の一部変更について

○議長（小林一広君） 日程第24、議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議長は必要があると認めるときに議席を変更することができるとされておりますので、議席の一部を変更したいと思います。

小西和実議員の議席を7番に、関悦子議員の議席を8番にそれぞれ変更いたします。

お諮りいたします。ただいまのとおり、議席を一部変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議席の一部変更はそのように決定いたしました。

ただいま決定いたしました議席は、次の会議から着席をお願いいたします。

◎散会の議決

○議長（小林一広君） 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

9月会議を閉じ、令和3年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、9月会議を閉じ、令和3年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（小林一広君） ここで、町長から挨拶があります。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 散会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、本日提出した人事案件も含め、いずれも原案のとおり議決をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、令和2年度決算認定に当たり、詳細に決算の審査を賜り、ご意見をいただきました監査委員に対し、厚く御礼を申し上げますとともに、いただきましたご意見に対し、適切な事務改善を図ってまいります。

本格的な台風シーズンを迎えております。9月17日に上陸しました台風14号は、当初の予想進路から大幅にずれたこともあり、小布施町内には大きな被害はなく、安堵しているところでもあります。

しかし、昨日も台風16号が新たに発生し、強い勢力で日本列島に接近することが予想され

るなど、引き続き警戒が必要です。

町民の皆様には、いざというときの備えとして、災害時の避難場所の確認や避難時に持参すべき備蓄品のリスト等を改めてご確認いただき、災害への備えに取り組んでいただくようお願い申し上げます。

5月より進めてまいりました新型コロナワクチン接種については、町内医療機関及び町民の皆様のご協力により順調に進んでおります。接種率は9月22日現在で、2回目の接種を終えた方が対象者全体の78%を超えております。新規の予約者数も減少傾向にあることから、現在受付を行っておりますワクチン接種の1回目の予約は、10月9日の接種枠をもって休止する予定です。

それ以降は、12歳の誕生日を迎えた方や転入された方などに対象を限定する運用とさせていただきたいと考えておりますので、接種を希望される方は早めの接種にご協力いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

例年ではスポーツと芸術の秋として、様々なイベントが開催される季節となりましたが、今年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対策を取りながら、規模を縮小して実施するもの、また中止を判断させていただいたものが多々あります。

10月3日に予定しておりました千年樹の里まつりは、病院や福祉施設を会場とすることから、新型コロナウイルス感染の拡大を防止するため、今年も開催を中止することといたしました。

おぶせミュージアム・中島千波館では、10月30日まで「秋の中島千波展 おもちゃシリーズと世界の富士山を描くシリーズ」を開催しております。外国のかわいらしいおもちゃと季節の花を描いた「おもちゃシリーズ」と世界の独立峰を描く荘厳な「山シリーズ」などを中心に全館、中島千波作品のコレクションをご覧ください。

高井鴻山記念館では、12月8日まで「鴻山の花鳥山水と若冲の鶏百態図」を開催しております。高井鴻山が絵師から教えを受け、細かい筆遣いで鮮やかな色づけをした花鳥画や幽玄な山水画、鴻山が収集した名画から若冲の「鶏百態図」をご覧ください。

なお、期間中は、歩廊にて「儻然楼の四季」小布施俳句会作品展も開催をしています。

中学校では、今日から明日までの2日間、第54回鳳凰祭を行います。今年のテーマは「フェニックスペイント～309人 309色～」です。鳳凰祭を通して、全校一人一人が個性を大切に、今まで以上にお互いのよさを認め合えるようにという願いが、このスローガンに込められております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、来賓、保護者の参観を行わず、生徒と職員のみでの開催とさせていただきます。

10月22日に小学校の音楽会を開催します。本年度の音楽会は、日常の音楽活動の発表の場と位置づけ、学年ごとに時間を区切っております。参観は保護者の皆様のみに限らせていただく予定であります。

10月10日に予定しておりました町民の皆様総参加の第54回町民運動会、また、10月16日から17日に予定しておりました総合文化祭及び10月31日の芸能祭は、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から中止となりました。

町の恒例行事の中止は大変残念ではありますが、今後もイベント等の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、逐一判断してまいりたいと考えております。

今回、本会議開催の挨拶でも申し上げましたように、8月の豪雨により被災しました千曲川河川敷内の災害復旧の事業費が、県との調整によりおおむねまとまってまいりました。農地の早期復旧に向けて、来月中旬頃に議会をお願いし、補正予算のご審議を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

本会議並びに委員会において議員各位から賜りましたご意見、ご要望、さらに監査委員からいただきましたご意見につきましては、十分検討いたしまして、今後の町政の執行に遺憾なきよう努めてまいる所存であります。

議員各位におかれましては、健康に留意され、ご健勝でご活躍いただきますとともに、町議会のますますのご発展を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○議長（小林一広君） 以上で、町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） これにて9月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 9月24日

議 長 小 林 一 広

署 名 議 員 関 良 幸

署 名 議 員 竹 内 淳 子